

平成 23 年第 6 回定例会

# 津幡町議会会議録

平成23年 9 月 2 日開会

平成23年 9 月 9 日閉会

津幡町議会

津幡町告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成23年第6回津幡町議会定例会を次のとおり招集する。

平成23年8月24日

石川県津幡町長 矢 田 富 郎

- 1 招集期日 平成23年9月2日
- 2 場 所 津幡町議会議場

# 平成23年第6回津幡町議会定例会会議録 目 次

1. 招集告示	1
第1号（9月2日）	
1. 出席議員、欠席議員	3
1. 説明のため出席した者	3
1. 職務のため出席した事務局職員	3
1. 議事日程（第1号）	4
1. 本日の会議に付した事件	4
1. 開会・開議（午前10時00分）	5
1. 議事日程の報告	5
1. 会議録署名議員の指名	5
1. 会期の決定	5
1. 会議時間の延長	5
1. 諸般の報告	5
1. 議案上程（議案第52号～議案第62号、認定第1号～認定第14号）	6
1. 議案に対する質疑	9
1. 委員会付託	10
1. 町政一般質問	10
4番 荒井 克議員	10
9番 塩谷道子議員	16
8番 酒井義光議員	25
1. 休 憩（午後0時03分）	29
1. 再 開（午後1時00分）	29
5番 中村一子議員	29
18番 谷下紀義議員	41
1. 休 憩（午後2時37分）	46
1. 再 開（午後2時45分）	46
6番 森山時夫議員	46
3番 黒田英世議員	49
2番 西村 稔議員	56
1. 休 憩（午後4時06分）	60
1. 再 開（午後4時15分）	60
12番 道下政博議員	60
1番 八十嶋孝司議員	67
1. 閉 議（午後5時27分）	74
第2号（9月9日）	
1. 出席議員、欠席議員	77

1. 説明のため出席した者	77
1. 職務のため出席した事務局職員	77
1. 議事日程（第2号）	78
1. 議事日程（第2号の2）	78
1. 本日の会議に付した事件	78
1. 開 議（午後1時30分）	79
1. 議事日程の報告	79
1. 会議時間の延長	79
1. 議案等上程（議案第52号～議案第62号、請願第15号～請願第20号、 請願第11号および請願第13号（継続））	79
1. 委員長報告	79
1. 委員長報告に対する質疑	82
1. 討 論	82
1. 採 決	90
1. 決算審査特別委員会の設置	93
1. 決算審査特別委員会委員の選任	93
1. 休 憩（午後2時45分）	94
1. 再 開（午後3時09分）	94
1. 同意・諮問上程（同意第4号、諮問第2号）	94
1. 質疑・討論の省略	95
1. 採 決	95
1. 議会議案上程（議会議案第9号～議会議案第11号）	95
1. 趣旨説明	95
1. 質 疑	96
1. 討 論	96
1. 採 決	97
1. 趣旨説明	97
1. 質疑・討論の省略	98
1. 採 決	98
1. 議会議案上程（議会議案第12号～議会議案第14号）	99
1. 趣旨説明・質疑・討論の省略	99
1. 採 決	99
1. 閉会中の継続調査	99
1. 閉議・閉会（午後3時34分）	100
1. 署名議員	101



## 平成23年9月2日（金）

### ○出席議員（18名）

議長	南田孝是	副議長	道下政博
1番	八十嶋孝司	2番	西村稔
3番	黒田英世	4番	荒井克
5番	中村一子	6番	森山時夫
7番	角井外喜雄	8番	酒井義光
9番	塩谷道子	10番	多賀吉一
11番	向正則	14番	谷口正一
15番	山崎太市	16番	洲崎正昭
17番	河上孝夫	18番	谷下紀義

### ○欠席議員（0名）

### ○説明のため出席した者

町長	矢田富郎	副町長	坂本守
総務部長	焼田新一	総務課長	長和義
企画財政課長	岡本昌広	監理課長	大田新太郎
税務課長	河上孝光	町民福祉部長	板坂要
町民児童課長	瀧川嘉孝	保険年金課長	岡田一博
健康福祉課長	小倉一郎	環境安全課長	竹本信幸
産業建設部長	川村善一	産業経済課長	榊田和男
都市建設課長	岩本正男	上下水道部長	村田善紀
料金課長	太田和夫	上下水道課長	石庫要
会計管理者	北野力	会計課長	橋屋俊一
監査委員事務局長	宮川真一	消防長	國本学
消防次長	西田伸幸	教育長	早川尚之
教育部長	大坂茂	学校教育課長	八田信二
生涯教育課長	田縁義信	河北中央病院事務長	東本栄三
河北中央病院事務課長	酒井菊次		

### ○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹田学	議会事務局長補佐	高山真由美
総務課長補佐	田中健一	行政係長	田中圭
管財用地係長	田辺利行		

## ○議事日程（第1号）

平成23年9月2日（金） 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案等一括上程（議案第52号～議案第62号、認定第1号～認定第14号）  
（質疑・委員会付託）

議案第52号 平成23年度津幡町一般会計補正予算（第3号）

議案第53号 平成23年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第54号 平成23年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第55号 平成23年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第56号 平成23年度津幡町水道事業会計補正予算（第1号）

議案第57号 津幡町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第58号 津幡町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第59号 津幡町税条例等の一部を改正する条例について

議案第60号 津幡町営土地改良事業の施行について

議案第61号 町道路線の認定について

議案第62号 石川縣市町村消防団員等公務災害補償等組合理約の変更について

認定第1号 平成22年度津幡町一般会計決算の認定について

認定第2号 平成22年度津幡町国民健康保険特別会計決算の認定について

認定第3号 平成22年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計決算の認定について

認定第4号 平成22年度津幡町老人保健特別会計決算の認定について

認定第5号 平成22年度津幡町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

認定第6号 平成22年度津幡町介護保険特別会計決算の認定について

認定第7号 平成22年度津幡町簡易水道事業特別会計決算の認定について

認定第8号 平成22年度津幡町公共下水道事業特別会計決算の認定について

認定第9号 平成22年度津幡町農業集落排水事業特別会計決算の認定について

認定第10号 平成22年度津幡町バス事業特別会計決算の認定について

認定第11号 平成22年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計決算の認定について

認定第12号 平成22年度津幡町河合谷財産区特別会計決算の認定について

認定第13号 平成22年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計決算の認定について

認定第14号 平成22年度津幡町水道事業会計決算の認定について

日程第5 町政一般質問

## ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

＜開会・開議＞

- 南田孝是議長 ただいまから、平成23年第6回津幡町議会定例会を開会いたします。  
本日の出席議員数は、定数18名中、18名であります。  
よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜議事日程の報告＞

- 南田孝是議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

＜会議録署名議員の指名＞

- 南田孝是議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第120条の規定により、議長において7番角井外喜雄議員、8番 酒井義光議員を指名いたします。

＜会期の決定＞

- 南田孝是議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日から9月9日までの8日間といたしたいと思えます。  
これにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○南田孝是議長 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から9月9日までの8日間と決定いたしました。

＜会議時間の延長＞

- 南田孝是議長 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

＜諸般の報告＞

- 南田孝是議長 日程第3 諸般の報告をいたします。  
本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、町長に出席を要求いたしました。  
説明員については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。  
次に、町長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による  
**報告第13号** 健全化判断比率の報告について。  
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による  
**報告第14号** 資金不足比率の報告について。  
以上、報告がありました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。  
次に、本日までに受理した請願第15号から請願第20号までは、津幡町議会会議規則第91条および第92条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので、ご報告いたします。  
次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による平成23年6月分および7月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。

写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、教育委員会から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定による平成22年度津幡町教育委員会点検・評価の報告がありました。

報告書をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

### <議案等上程>

○南田孝是議長 日程第4 議案等上程の件を議題とし、議案第52号から議案第62号までおよび認定第1号から認定第14号までを一括上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 本日ここに、平成23年第6回津幡町議会定例会が開かれるに当たりまして、最近の町政の状況と提案いたしました一般会計および特別会計等の補正予算ならびにその他の諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

8月30日、国会では第95代の首相に野田佳彦民主党代表が選出されました。野田新首相には、東日本大震災からの復旧・復興を初め、経済対策やエネルギー政策など、山積している課題に立ち向かっていただきたいと思います。また、本日組閣が進められておりますが、新しい内閣には、国と地方がともに協議の場に立ち、地域主権改革を進めるとともに、私ども地方の経済対策にも配慮いただきますよう期待するものであります。

さて、ことしの夏は東日本大震災の影響による電力不足が懸念されるため、政府や電力各社が節電を呼びかけたことに加え、猛暑日が続き、全国各地で過度の節電意識によると思われるものを含めて熱中症による救急搬送のニュースが例年以上に多かったように感じました。

当町役場庁舎におきましても節電に心がけ、ピーク電力を抑制するため30度を超える暑い日にもかかわらず、一時的に冷房をとめるようなこともございました。来庁者の皆さまのご理解とご協力を得て、何とか8月を乗り切ることができました。本当に感謝を申し上げるところでございます。

去る8月28日、第16回津幡町防災総合訓練を住吉公園を主会場として実施いたしました。今回の防災訓練は、未曾有の被害をもたらした東日本大震災後初めての訓練として、町にとりましても、参加された町民の方々にとりましても、例年以上に大きな意味を持つ訓練ではなかったかと思えます。被災された方々の尊い犠牲を無駄にすることなく、現在を生きる私たちが、この大震災を教訓として災害時の被害を最小限に食い止め、被災者の救出救護を円滑に行うことが非常に重要であります。そのためには、住民の皆さま方の防災意識の向上とともに、日ごろから行政と地域住民が一致協力して災害に備える体制を整えることが必要であることは言うまでもありません。本年の訓練は、各地区自主防災クラブを初め、23機関、約800人の方々に参加をいただき、主に地震被害を想定した各種訓練を本番さながらに実施していただきました。

また、東日本大震災の被災地では、いまだ避難所生活を余儀なくされ、長期にわたる方々も多くおられます。

当町におきましても、避難所開設が必要になった場合を考慮し、住吉公園に隣接するつばた幼

稚園で避難所設置運営訓練を行いました。避難所開設に際しての安全確認を初めとした、設置ならびに運営に関する手順の確認を行ったものでございます。なお、今回の訓練には、昨年に引き続き、車いすでの生活を送られている方など、障害を持つ方々にも参加をしていただきました。災害時要援護者の支援体制とともに避難経路における歩道や道路の段差など、避難時における課題も確認されたものと思っております。

さらに、今回初めてとなります、訓練会場内での津幡川の堤防陥没を想定した水防訓練として、土のう積み工法を実施いたしました。地震による堤防の破壊や近年の局地的豪雨による大雨被害にも対応し、洪水被害への備えにも配慮をさせていただいたものでございます。その他の訓練種目につきましても、それぞれの災害に対応した訓練を実施させていただきました。

防災総合訓練に参加されました町民の皆さまを初め、早朝より訓練の巡視をしていただきました議員の皆さまには心よりお礼を申し上げる次第でございます。また、訓練に参加されました皆さまのきびきびとした訓練状況に頼もしく、そして心強く感じた次第でございます。今後も災害が発生した場合に、速やかに対応ができるような体制づくりを目指してまいりたいと思っておりますので、町民の皆さまを初め、議員各位のご理解とご支援をお願い申し上げます。

また、本年も8月17日から26日までの間、中学生海外派遣交流事業を実施いたしました。10名の中学生がオーストラリア、タウンズビル市を訪問し、6泊7日にわたる英語しか通じない中でのホームステイや中高一貫校であるノーザン・ビーチ・ステイトハイスクールに体験通学していただきました。ホストファミリーなどとの交流や異文化体験など、生涯で思い出に残る貴重な経験ができたものと思っております。この事業で得られました貴重な経験は、今後の学生生活はもとより、将来の津幡町のために社会に出てからも大きく役立つものと確信しているところでございます。

それでは、一般議案につきまして、その概要を説明いたします。

**議案第52号** 平成23年度津幡町一般会計補正予算（第3号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ1億7,561万8,000円を追加するものでございます。

歳入の主なものを説明いたします。

9款地方特例交付金減額1,313万2,000円は、地方特例交付金の本算定によるものでございます。

10款地方交付税8,036万4,000円の増額は、普通交付税の本算定によるものでございます。

12款分担金及び負担金385万1,000円の増額は、県営および県単の土地改良事業および農林施設災害復旧事業に対する受益者分担金でございます。

14款国庫支出金599万円の増額は、土木施設災害復旧費負担金や道路改良事業や道路消雪施設整備に対する社会資本整備総合交付金などでございます。

15款県支出金2,208万2,000円の増額は、障害者自立支援対策臨時特例交付金や介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の社会福祉費補助金、県単土地改良事業や水田利用促進事業などに伴う農業費補助金などでございます。

18款繰入金482万1,000円の主なものは、財源調整による、財政調整基金からの繰入金でございます。

19款繰越金4,144万8,000円の増額は、平成22年度一般会計決算に係る純繰越金のうち既計上済額を除く残額を計上したものでございます。

21款町債2,853万6,000円の増額は、本来、地方交付税で交付されるべき金額を地方が借り入れ、後年度その償還が全額普通交付税で措置される臨時財政対策債のほか、県営土地改良事業や道路整備事業などに充当する町債を増額し、新たに農林施設および土木施設災害復旧事業債を追加するものでございます。

続きまして、歳出の主なものを説明いたします。

2款総務費3,861万8,000円の増額は、政策アドバイザー費や住民基本台帳法の改正に伴うシステム改修費の追加などが主なものでございます。

3款民生費1,849万8,000円の増額は、障害者自立支援給付事業円滑化事業費や小規模多機能型介護事業所開設準備補助金ならびに実生保育園敷地測量分筆業務委託などが主なものでございます。

6款農林水産業費2,685万3,000円の増額は、県単土地改良事業費や県営土地改良事業負担金の増ならびに環境保全型農業支援対策事業費や水田利用促進事業費などの追加が主なものでございます。

7款商工費115万6,000円の増額は、義仲ゆかりの地ツアー開催に伴う個人負担金の予算化や観光パンフレット増刷による観光宣伝推進費の増が主なものでございます。

8款土木費4,690万4,000円の増額は、町道の舗装や側溝修繕、補修工事費、さらに、道路改良工事費などの追加や社会資本整備総合交付金・活力創出基盤による町道川尻17号線および太田領家線の道路改良工事費の増などのほか、消雪設備や都市公園などの維持修繕を行うものでございます。

9款消防費440万9,000円の増額は、東日本大震災に伴う消防団員被害の増加による消防団員等公務災害補償等基金の特別負担金が主なものでございます。

10款教育費3,125万4,000円の増額は、小中学校就学奨励費や津幡中学校の卓球および剣道、津幡南中学校の卓球および柔道ならびに両校の吹奏楽など、北信越大会や全国大会への派遣費に加え、小学校維持修繕費、野球場の高圧変電盤取りかえなどの運動公園管理費が主なものでございます。

第2表 債務負担行為補正は、住民基本台帳システム整備費について、事業の期間および限度額を表のとおり追加するものでございます。

第3表 地方債補正は、県営土地改良事業ほか3事業および臨時財政対策債の限度額を変更し、農林施設災害復旧事業および土木施設災害復旧事業を新たに追加するものでございます。

**議案第53号** 平成23年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ2,671万3,000円を追加するもので、前年度繰越金の増に伴い、介護給付費準備基金の繰入金を減額するなど財源の調整および国庫支出金等過年度分返戻金の増額が主なものでございます。

第2表 債務負担行為補正は、介護保険システム整備費について、事業の期間および限度額を表のとおり追加するものでございます。

**議案第54号** 平成23年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ3万円を減額するもので、前年度繰越金が確定したことによる積立金と修繕費の調整が主なものでございます。

**議案第55号** 平成23年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ6,808万3,000円を追加するもので、前年度からの繰越金を公共下水道整備基金に積み立てるのが主なものでございます。

**議案第56号** 平成23年度津幡町水道事業会計補正予算（第1号）について。

本案は、資本的収支において600万円をそれぞれ増額補正するもので、公共下水道事業との共同施工による受託工事費増によるものでございます。

**議案第57号** 津幡町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、東日本大震災の被災状況をかんがみ、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれもが存在しない場合に限り、死亡当時に同居していた兄弟姉妹を加える改正を行うものでございます。

**議案第58号** 津幡町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、有線テレビジョン放送法が放送法に統合されたことにより、関係する条項を整理するものでございます。

**議案第59号** 津幡町税条例等の一部を改正する条例について。

本案は、地方税法の改正に伴い、寄付金税額控除の対象の見直しおよび適用下限額の引き下げならびに個人住民税等の脱税犯に係る懲役刑の上限引き上げの罰則見直し等を行うものでございます。

**議案第60号** 津幡町営土地改良事業の施行について。

本案は、加茂地区において基盤整備促進事業を土地改良法の規定により、町営土地改良事業として施行するものでございます。

**議案第61号** 町道路線の認定について。

本認定は、町道横浜33号線を道路法第8条第2項の規定により、町道に認定編入するものでございます。

**議案第62号** 石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合理約の変更について。

本案は、野々市町の市制施行に伴い、組合の構成員であります野々市町を野々市市と変更するものでございます。

次に、認定第1号から認定第14号までは、平成22年度津幡町一般会計決算のほか、13件の決算の認定に係るものでございます。

このほど、各決算書のとおり会計管理者および2事業会計から提出がありましたので、監査委員の意見をつけて本議会の認定に付するものでございます。

以上、本議会にご提案を申し上げました全議案の概要をご説明申し上げたところでございますが、詳細につきましては各常任委員会におきまして関係部課長より詳細に説明いたしますので、原案どおり決定、承認を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

#### <議案に対する質疑>

○南田孝是議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありますか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

### ＜委員会付託＞

○南田孝是議長 ただいま議題となっております議案第52号から議案第62号までは、お手元に配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、6月議会定例会で継続審査の請願第11号および請願第13号についても、よろしく審査方お願いいたします。

### ＜町政一般質問＞

○南田孝是議長 日程第5 これより一般質問を行います。

本定例会の一般質問は、一問一答で行います。

質問時間は、1人30分といたします。質問時間内におさまるように的確な質問をお願いします。

また、発言は挙手をし、議席番号、名前を言って、議長の許可を得てから行ってください。

それでは通告がありますので、これより順次発言を許します。

4番 荒井 克議員。

○4番 荒井 克議員 4番、荒井です。

6月議会に続きまして、今回も一番最初に質問させていただくことを大変光栄に思っております。今回も10名の方が質問されます。円滑な進行で行われるよう、トップバッターとしても責任を感じております。と言いながら、私のほうからは5点の質問をさせていただきます。

まず1点目の質問といたしまして、障害者福祉施策について、特に障害のある子どもたちの支援に関して、今後の方向性についてお伺いいたします。

先月8月5日に、障害者基本法が一部改正公布されました。この改正基本法の第1条では、すべての国民が障害のあるなしにかかわらず共生する社会の実現を目指すことを目的と掲げ、第3条第2項においては、次のように記述されております。「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」と。また、第6条には「国及び地方公共団体は、第一条に規定する社会の実現を図るため、前三条に定める基本原則にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する」とうたっております。

特に今回の改正点で障害がある人の人権確保が見直され、また、障害がある人の生活に選択できる機会を与えるよう国や地方の役割を求めています。

そうした中、障害がある子どもたちが身近な地域でサービスを受けられる支援体制が必要であると思われまますので、今後の町の障害者福祉施策について、矢田町長にお伺いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 荒井議員の今後の町の福祉施策についてのご質問にお答えいたします。

今回の障害者基本法の改正では、目的規定および障害者の定義の見直しが行われたほか、地域社会における共生、差別の禁止など人権を尊重する上におけるさまざまな項目が盛り込まれ、国・地方公共団体においては障害者施策の一層の推進が求められております。昨年12月にも障害者自立支援法の一部改正が行われ、来年度からは障害種別等にわかれている現行の障害児施設について、通所、入所の利用形態別によるサービスの一元化が図られると聞いております。

また、知的障害児通園施設などの通所サービスについても、申請窓口が県から町に移管される

など、障害を持つ子どもたちが身近な地域で支援を受けられるよう、町が今まで以上にかかわっていくこととなります。そのほか、支援の充実を図るため放課後等デイサービス事業も新たに創設されるなど、今回の改正では障害児への支援の強化が随分図られました。

当町では、障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、来年3月で計画期間が終了となる障害者福祉計画を今年度末には策定することとなっており、現在、当事者である障害のある方々約900人に対しましてアンケート調査を実施しているところでございます。今後はその結果を踏まえて、また障害を持つ子どもたちが身近な地域でサービスを受けられる支援体制も含め、町政策アドバイザーや障害者地域自立支援協議会からのご意見もいただき、現在策定を進めている障害者福祉計画に反映させてまいりたいと考えているところでございます。

これからも障害者基本法の目的である、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目指し、当町の障害者施策を推進してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○南田孝是議長 荒井 克議員。

○4番 荒井 克議員 大変ありがとうございました。これからも障害を持つお子さんにとって、みんなの意見を取り入れて、また、早く津幡町に住んでよかったと思われるまちづくりにみんなで取り組んでいくことを願っております。

次に、2点目の質問として、児童デイサービスについてお伺いいたします。

先ほども申し上げましたが、繰り返していきます。障害者基本法が改正公布され、特に今回の改正点では、障害がある人の人権確保が見直され、また、障害がある人の生活に選択できる機会を与えるよう国や地方の役割を求めております。

そうした中において、現在、津幡町にも障害がある子どもたちが利用できるデイサービス施設が必要ではないかと思われております。現在、未就学児童から高校3年生に当たる年での手帳所持者を調べてみますと、身体障害者手帳所持者が全等級を合わせて28名、療育手帳所持者が全等級合わせて55人でありました。そのほかにも、まだ診断や判定が受けられず手帳交付にまで至らない子どもたちがいることも推測されます。

私が知る限りでも、昨年発足した津幡町障害児・者団体連絡協議会「てんとう虫の会」では、障害があるお子さんを抱える世帯が多くあることを聞いており、親御さんが抱える問題として、安心して子どもが通所できるデイサービス施設を待望しているとの声を多く耳にします。

また、障害がある子どもたちが身近な地域でサービスを受けられるよう、専門的知識を持った相談員を配置した支援体制の整備も必要であると思われまます。

先ほど申し上げました障害者基本法の改正公布を縁として、何とかこの津幡町にも障害のある子どもが通所できるデイサービスができることを願い、障害者福祉施策の計画と推進を図っていただきたいと思ひます。

以上の件につきまして、健康福祉課長に答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 小倉健康福祉課長。

○小倉一郎健康福祉課長 児童デイサービスについてのご質問にお答えいたします。

この児童デイサービスは、18歳未満の障害がある児童の日中活動を支援する通所サービスで、現在、石川県内5市3町に22の施設がございます。今のところ当町には児童デイサービス施設がないため、当町からは、就学前児童から中学生まで19人のお子さんが近隣市町にあります5か所の施設を利用されております。

児童デイサービスは、障害がある子どもさんが利用する施設として、専門的知識を持った職員の適切な指導、援助のもと、保護者の方が安心して任せられることのできる施設であることが求められております。そのためには、サービス提供事業所として適正な運営管理を行うとともに、利用者との信頼関係を築き上げることが重要であると思っております。保護者の利便性や安心感を考慮すると、町内にも児童デイサービス等の機能を果たす事業所の必要性を認識しており、今後は利用ニーズや対象者数の見込みを調査、検討しながら支援体制整備に取り組んでまいりたいと考えております。

また、相談支援に関しましては、現在当町において地域包括支援センターが総合相談窓口としてその役割を果たしておりますが、近年の障害に関する相談支援内容も多岐にわたっている上、相談件数も年々増加していることから相談支援体制も強化していく必要があります。そこで、障害がある人たちの抱える課題の解決や適切なサービス利用につなげる支援計画などを策定するため、相談支援専門職員を配置した相談支援事業者への委託を検討していく必要があると考えております。

今後も障害がある子どもたちへより一層の福祉向上を図ってまいりますので、ご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○南田孝是議長 荒井 克議員。

○4番 荒井 克議員 ありがとうございます。19名の子どもたちが近隣の市や町に通所しているということで、この津幡町にも早く児童デイサービスができることを期待しております。

次に、3点目は、防災計画についてお伺いいたします。

先ほどから申し上げている障害者基本法の改正点で新設された条文ですが、第26条に防災および防犯について記述されており、このようにあります。「国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければならない」と。今も復興支援活動が続く東日本大震災の現状では、だれがどこにいたのか全く分からないというような現場が多く存在しているはずです。災害が起きたときには、だれがどこに住んでいるのか、健常者なのか、障害を持っている人なのか、どのような障害を持っているのかなどを把握することが防災計画の大変重要な位置づけにあると考えます。

先月の28日に行われた第16回津幡町防災総合訓練では、通称森本断層を震源とする地震の発生を想定し訓練が行われましたが、大変有意義であり、これからもさらに町民に呼びかけて、全町民挙げての防災訓練になればと考えております。と同時に、私は、防災訓練は大規模なものもそうですが、小規模な区単位もしくは班単位のものも大切かと思われまます。地域住民の意思の疎通を図るため地域住民全員が参加し、避難場所の確認や避難経路の確認、それら万が一のときにスムーズにいくための反復行動を行っていくことにより、防災訓練が生きてくるものと思います。

そういった試みを積極的に津幡町の各区で行われることを望みますが、これからの防災訓練、地区防災訓練、また、災害における弱者の方の訓練のあり方、この点について、総務課長の答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 長総務課長。

○長 和義総務課長 防災計画についてのご質問にお答えいたします。

当町では、平成8年度から万一の災害に備え、全町を対象として防災総合訓練を実施しております。平成15年度から平成20年度におきましては、町内9か所の自主防災組織の地域を会場として、自主防災クラブ員が主体となって、地域の特性に配慮した訓練をしていただきました。地元が訓練会場となることにより、地区の自主防災クラブ員や地元住民の方々には、より多くの参加をいただけたと思っております。平成21年度からは再び住吉公園における総合的な防災総合訓練として、各地区の自主防災クラブに参加をいただいて実施しております。昨年の防災総合訓練から町障害児・者団体連絡協議会「てんとう虫の会」の肢体不自由の皆さまが避難誘導訓練に参加をいただいております。ことしの訓練におきましても自主的に参加いただき、積極的な訓練参加に感謝をいたしております。

また、各自主防災クラブ単位におきましても、地区や区、町内会単位の企画立案に基づきます初期消火訓練を含めた防災訓練が実施されております。

自主防災組織の活動につきまして報告をさせていただきますと、平成20年度は17の地域で743人、平成21年度は21の地域で890人、平成22年度は15の地域で795人の方々に参加をいただき、地区や区単位での防災訓練を実施していただきました。そして、本年も現在までに11の地域で570人の方が参加して防災訓練が実施されており、地域における防災力および防災意識を高めていただいているものと思っております。自主防災クラブ長を初め、区長さん方が率先して地域単位での防災訓練を実施していただいておりますことに感謝を申し上げます。自分たちの地域は自分たちで守るといふ地域の皆さまの強い意識が感じられ、頼もしさも感じております。

今後も訓練の重要性を認識していただきながら、防災総合訓練を初め、それぞれの地域における防災訓練におきましても災害時要援護者の訓練参加を呼びかけてまいりたいと思っております。

また、今後は、総合的な訓練のみならず、地域密着型訓練の再開や交互開催、児童生徒の訓練参加なども含め、皆さまのご意見をちょうだいしながら、より効果的で現実に即した訓練に取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○南田孝是議長 荒井 克議員。

○4番 荒井 克議員 ありがとうございます。毎年たくさんの方が参加しているということで、ありがたく思います。災害が起きたとき、やっぱり地域の人、地元の人たちが一番頼りかと思っておりますので、そのためにも日ごろから地域の情報や交流が大切ではないかと思います。

次に、4点目は、AEDの設置について質問をいたします。

AED設置関連の質問は、6月議会において森山議員より質問されておりますが、私のほうからも続けてさせていただきます。

最近、心臓の状態が悪くなって急激に死に至るといったことがふえてきているように思います。心臓病について詳しいことは分かりませんが、心不全、不整脈、狭心症、心筋梗塞などが日ごろからよく耳にする言葉かと思えます。人が倒れ、意識を失った場合、心臓が心室細動という不整脈を起こしている可能性があります。心臓を動かしている電気系統が何らかの原因で混乱すると血液を送り出せなくなり、いわゆる心停止状態になることを心室細動と呼ぶそうです。この心室細動が起こると脳や腎臓、肝臓など重要な臓器にも血液が行かなくなり、やがて心臓が完全に停止して死亡に至るといふ、とても危険な状態です。心臓が原因の突然死の多くは、この心室細動を起こしています。

サッカーの国際試合の最中に倒れて亡くなったカメルーンのフォエ選手も心室細動を起こした

と推測されています。先月8月4日に亡くなったサッカー元日本代表の松田直樹選手は急性心筋梗塞と言われておりますが、もしその場所にAEDがあったなら助かっていたかもしれません。若いスポーツ選手でも、いつ何が起こるか分かりませんし、まだまだ残暑は厳しい折で、スポーツを行う人はもとより、子どもたちも暑い炎天下で運動会の練習をしている姿を見たときには、何もなければいいなと思うわけでありませう。

現在、津幡町内のAEDの設置箇所は、町関係施設で30数か所、福祉、病院関係施設で10数か所、民間企業関係で20数か所あると思ひます。AEDは高価なものであるため、民間等が設置する場合にはまだ時間がかかるのではないかとおぼひますが、人が多く集まる場所や飲食店、宿泊施設にも不可欠とおぼひます。そして、イベント会場や試合、室内外の大会などに貸し出すことはできないのでしょうか。

先日、新聞の記事に、京都大や消防庁などの研究グループが2005年から2007年にかけて病院外で心停止が起きた事例を調べたところ、除細動が必要な心停止で市民がAEDを使った場合、1か月以内に社会復帰できた人の割合は31.6パーセントで、全体と比べると救命率は2倍以上に上がったと書いてありました。また、名古屋市内の路上で倒れている人が周囲の人にAEDで助けられたことも載っておりました。

これからは当然、AEDのさらなる普及を目指し、全町民の意識の向上、そして救急救命講習なども含めて、積極的にあらゆる機会を通して推し進めていかななくてはならないものとおぼひしております。

以上、今までに津幡町や近隣でAEDを使った事例、貸し出しはしているのか、AEDを使った救命講習など、それからAEDの普及などについて、消防次長に答弁をお願いいたします。

**○南田孝是議長** 西田消防次長。

**○西田伸幸消防次長** 荒井議員のAEDの設置についての質問についてお答えいたします。

荒井議員のおっしゃるとおり、心室細動という心停止には除細動が唯一の処置となることから、AEDの普及の推進は大変重要なことだと思ひます。

AEDを使った事例についてですが、津幡町では町民によるAEDを使用した除細動事例はありませんが、近隣の市町では3名の方が救命されています。また、当消防本部の過去5年間の救急搬送を見ますと、救急隊が現場到着時、心停止だった患者の搬送数は119名でした。そのうち、救急隊により除細動を行った患者は17名おり、4名の方が心拍再開しています。

次に、人が多く集まるイベント会場等にも貸し出しできる制度をとのご指摘ですが、本年7月11日、AEDの貸出要綱を制定し、今までに5件の貸し出しを行っております。今後は、より一層の周知を図るため、広報つばた等を活用し、幅広く町民にお知らせする予定をしております。

次に、AEDを使った救命講習とAEDの普及についてお答えいたします。

平成5年に総務省消防庁から応急手当の普及啓発の通知がされてから、当消防本部では毎年約50回の救命講習を行っており、受講者は延べ1万3,500人余りとなっています。平成16年からは、AEDの取り扱いを含めた講習会を行っております。事業所やPTA等の救命講習会では、常にAEDの有効性と設置の必要性を説明しております。

最後に、命の大切さということでございますけれども、助かる命を助きたい気持ちは、家族はもとより、救急隊員も同じでございます。AEDがあれば、もっと多くの人を助けることができます。大切な命を救うためにAEDの普及推進に今後も日々努力してまいります。

以上でございます。

○南田孝是議長 荒井 克議員。

○4番 荒井 克議員 ありがとうございます。もし、あのときにAEDがあったらと思うときがたまにあります。ぜひ、AEDの普及にみんなで努めていきたいと思います。

最後に、5点目は、震災復興支援についてお伺いいたします。

3月に発生しました東日本大震災において、工場などの破損や物流の停滞など、直接的あるいは間接的に多大な被害をこうむられている企業が多くおられます。また、原子力発電所の事故の影響により移転などを余儀なくされ、新たな創業場所を探している企業もあるでしょう。また、これからも計画停電などにより、事業活動に支障が生じてくる可能性も考えられます。大企業であれ、中小企業であれ、従業員の方も経営者の方も、すべて何もなくなってしまったときの気持ちは、推しはかることはできないと思います。

しかし、そんな中においても、何らかの形で企業活動の継続や雇用の維持に尽力されている被災者の方もいるのではないのでしょうか。津幡町としても、その方たちに企業の復興の一助となることはできないものかと思います。

被災された企業の復興とそこで働く方々の生活基盤の安定を図るため、本町での創業に対する支援制度を創設し、企業の事業継続はもとより、従業員やその家族の方の生活全般の対応を図ることができればと思います。

以上、矢田町長より答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 震災復興支援につきましてのご質問にお答えいたします。

最初に、このたびの東日本大震災で被災された皆さまに、心からお見舞いを申し上げる次第でございます。被災地の一日も早い復旧、復興を心からお祈りを申し上げます。

さて、津幡町では平成20年10月より、経済不況に陥った町内の事業主の経営安定を図るため、町内に住所または事務所を有し、石川県の融資制度である経営安定支援融資を受けた方に申請期間内の融資資金1回に限り、利率の1パーセントを2年間補助し、事業所の存続、雇用の継続の支援を行っているところでございます。また、石川県では東日本大震災の影響を受けた中小企業を支援するため、5月に東日本大震災対策分を追加したことにより、本町におきましても要綱に追加し、支援を行っているところでございます。

次に、被害を受けた企業が、当町に新たな土地を求めてきた場合にすぐに対応できるよう、県のホームページで用地の紹介をしております。また、町内の空き工場の遊休物件情報につきましても、所有者の了承を得て、同じく県のホームページにおいて掲載する予定でございます。なお、すでに問い合わせが数件ありますが、合意には今のところ至ってはおりません。

現在、被害に遭われたり、影響を受けた企業が当町で創業する場合の支援につきましては、内容とあわせて手続きにつきましても条例改正となるか、要綱の制定でよいかなど具体的な検討を行っているところでございます。まとめ次第、議員の皆さまにお示しをしたいと思っております。

○南田孝是議長 荒井 克議員。

○4番 荒井 克議員 ありがとうございます。被災された企業の皆さんが一日でも早く企業活動を取り戻すことができることを願いまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○南田孝是議長 以上で4番 荒井 克議員の一般質問を終わります。

次に、9番 塩谷道子議員。

○9番 塩谷道子議員 9番、日本共産党の塩谷道子です。大きくは3点にわたって質問をいたします。

まず、1つ目の質問です。福島原発事故を受けて、5点にわたり質問いたします。

東日本大震災から間もなく6か月になろうとしています。私は、7月22日から25日まで岩手県釜石市、大槌町のほうへ支援にお伺いしました。日本共産党の石川県として、岩手県の東部地区を担当して引き続き支援をしているわけです。

釜石市、大槌町の被害を見たときには、その大きさに息をのんでしまいました。私が行きましたときには震災から4か月がたっていましたが、1か所に集められた瓦れきも野積みそのままでした。釜石市の商店街は鉄筋コンクリートの建物こそ残っていましたが、中身は本当にがらんどろで、その中に鉄筋が痛々しく突き刺さっているような状態でした。店も数件開店はしていましたが、果たしてここに商店街が戻ってくるのか分からないというふうに言っておられました。大槌町の海岸沿い、川沿いの町並みは、すっかりなくなっていました。この町は火災も出たところだそうで、ぼつんぼつんと残っているコンクリートの建物があるんですが、そこは焦げ跡が残っており、鉄筋だけが見える内部とあわせて、その戦災、私は実際に遭ってはいませんが、映像とかで見る戦災の跡地に立っているような気持ちになりました。復興にはまだかなり時間がかかるだろうなというように思われました。大槌町の川沿いに住んでいて命からがら逃げたという方のお話も聞きました。「崖をよじ登って逃げた。途中二度振り返ったときに家が流れていくのを見ているだけけれども、それでも津波だとは思わなかった。1日目の夜は水産関係の倉庫で夜を明かしたが、雪が降ってくるし、着のみ着のままで逃げたので、寒くて、寒くてどうしようもなかった。細いウインナーを1本もらい、周りにいた8人で分けて食べたが、そのおいしかったことは今でも忘れていません。2日目にやっと避難所になっている学校にたどり着いたときには、本当にほっとした。今は仮設住宅に入っているが、2年後には出ていかないといけない。でも、私には行くところがない。ずっと住み続けようと思っている。仮設に入った途端に、すべて自分でなさいということになった。電気製品はそろっているが、台所用品など一つもなく義援金で買った。その後で同じものを支援団体の方からいただいたが、せめてこういうものが来ますと知らせていただけるとうれしかった」というお話も聞きました。

また、大槌町の仮設住宅を訪問して、1件1件仲間と訪問して要望をお聞きしたんですが、初めて行った私たちにもいろいろお話をしてくださいました。「私は浜に住んでいたのもうそこに戻れない。そこにしか私の土地はなかったのもう、その土地を買い取ってほしい。ここを出た後の住まいのことを考えると、不安になる。仮設を建てるのと同時に町営住宅も建てて、被災者が入るようにしてもらえると安心感が出てくる」、別の方は「私の妻はまだ見つからない。こちらから幾らの弔慰金が出るか聞くことはためらわれるし、行政のほうで、どんなときに幾ら出るのか、どんな手続きが要るのかも知らせてほしい」ということでした。これは、パンフレットがありましたので、その方にお渡ししました。また、仮設住宅そのものも大変いろいろでした。ひさしがなく、雨が降ったら部屋まで雨が吹き込んでくる場所。1間ほどの通路が玄関先に出ています、雨が降っても差しさわりのないようなもの。また、帰りに住田町というところにも

寄ってきたんですが、その仮設住宅は木造の一戸建てで、通路には子どもの遊具が置かれていました。

行政として仕事をするときには、被災者の身になって考えながら仕事をする事の大切さを感じました。また、震災に加えて福島原発の事故が起きたので、復興はさらに困難になっています。

福島原発の事故で、安心、安全神話は崩れました。地震国である日本に建っている原発で、安全な原発は一つもないことがはっきりしました。人類は核というものに火をつける技術は手に入れましたが、火を消す技術は手に入れていません。原発を動かすと莫大な放射性廃棄物、死の灰が生み出されます。原発の生み出す死の灰は、広島原発で出された死の灰よりも格段に多いわけです。100万キロワットの原発を1日動かすと広島型原発3発分の死の灰がたまります。1年間動かすと1,000発分の死の灰がたまります。しかも、この放射性廃棄物の処理をするはずだった青森県六ヶ所村の再処理工場は、たび重なる事故で稼働のめどはたっていません。そのため、各原発の貯蔵プールで冷やしながら貯蔵されています。死の灰というと冷え切ったようなイメージがありますが、放射線とか熱とかという形でエネルギーを出し続けていますので、高木仁三郎さんは「炭を燃やした後にできる熾」というふうに表示していました。そういうふう考えたほうが適切だというふうに言ってらっしゃいました。したがって、地震や津波で冷却ができなくなると、過酷事故につながります。原発がある限り、とまっても安心ということはありません。

東日本大震災・福島原発事故を受けて、次の要望をいたします。

まず1番目、避難所になっているところで耐震化ができていないところは、すぐにでも工事に取りかかるべきです。いざというときのよりどころになるのは避難所です。そこが豪雨のときだけしか使えないというのでは不十分であり、耐震化されていないということは大きな不安材料となります。

2つ目です。津幡町も政府に対して、期限を決めての原発からの撤退、原発ゼロに向けてエネルギーの転換をはっきり求めるべきではないでしょうか。ドイツでは、2022年までに17基ある原発を廃止することを決めました。ドイツのように再生可能エネルギーへの方向転換がはっきりすると、技術力を持つ日本では、その方向での研究がぐんと進むと思っています。発電量に占める再生可能エネルギーの比率の高い国は、次のとおりです。アイスランド100パーセント、ノルウェー97パーセント、コスタリカ95パーセント、オーストリア73パーセント、カナダ61パーセント、スウェーデン60パーセントとなっています。日本でもはっきり方向さえ決めれば、できないというはずがありません。

3番目です。津幡町には、放射能を測定する機器がないと聞いております。何よりも町民の安全を守り、安心、安全なまちを掲げている町としては、ぜひ備えるべきではないでしょうか。かほく市、内灘町も備えているということをお聞きしております。1960年代から70年代にかけて、大気中の核実験で放出されたストロンチウム90が人体にどれくらい蓄積されていくかということを利用して、国立予防衛生研究所、現在の感染症研究所だそうですが、その研究グループが調べておりました。研究グループの分析結果では、大気中の核実験の推移と2年ほどの間隔において乳歯に含まれるストロンチウム90の濃度がよく一致していることが分かりました。また、濃度は関東、東海よりも北陸のほうがやや高い傾向が見られたという報告でした。放射性物質がひとたび放出されると、被害は空間的、時間的、社会的に拡大します。町民の安心のために、放射能を測定する機器を用意して、毎日測定することが必要だと思います。

4つ目です。原発事故が起きたときに放出される放射線ヨウ素を甲状腺に取り込まないためには、いち早くヨウ素剤を飲むことが必要だと聞いております。特に子どもにはその必要があります。津幡町でも配備すべきではないでしょうか。

5番目です。太陽光発電に対する補助額をふやし、少しでも設置に係る費用負担を少なくすることが必要ではないでしょうか。

以上、町長にお尋ねいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 塩谷議員の東日本大震・災福島原発事故を受けてとのご質問にお答えいたします。

まず、避難所の耐震化についてのご質問ですが、地震などの大規模災害で被害が町内全体にわたる場合の避難所は、小学校に開設することにいたしております。

現在、小学校の耐震化につきましては、太白台小学校の一部と刈安小学校の管理棟を除き、すべて耐震化されており、小学校全体の耐震化率は90.9パーセントとなっております。なお、一部除外となっております太白台および刈安両小学校の構造耐震指標は、刈安小学校の管理棟で0.68、太白台小学校では0.52の棟、0.56の棟、0.60の棟の3棟となっております。ちなみに、地震に対して倒壊または崩壊する危険性が低いとされるIs値は、0.60以上となっております。しかしながら、避難施設と位置づけられた場合は、Is値は25パーセント増しの0.75以上となるもので、今後、有効財源を見きわめ、一日も早く残る0.75未満の棟の耐震化を進めていきたいと考えているところでございます。

次に、期限を決めての原発からの撤退、原発ゼロに向けてエネルギーの転換を求めるというご質問でございますが、原子力発電は我が国の発電電力量の約30パーセントを賄っていますが、福島第一原子力発電所の事故を受け、国において再生可能エネルギーへの転換を含め、エネルギー政策の見直しが図られている状況であり、その動向を見守りたいと考えているところでございます。

3点目の放射能を測定する機器についてですが、現在、町消防本部にガンマ線およびエックス線用放射線測定器1台を備えております。

4点目のヨウ素剤の配備についてのご質問ですが、現在、国では原子力防災指針の見直しに着手しており、ヨウ素剤の備蓄が必要とされる防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲の変更を検討しております。当町におきましては、その動向ならびに状況を判断しながら対応していきたいと思っております。なお、河北中央病院にはヨウ素剤原薬2万5,000ミリグラムが医療用として配置されております。

5点目の太陽光発電に対する補助金の増額についてのご質問ですが、東日本大震災以降、自然エネルギーを利用した太陽光発電が注目されております。現在、当町では住宅用太陽光発電システム設置につきましては、国庫補助の有無や採択に左右されることなく、上限を8万円として補助金を交付しております。今後、国のエネルギー政策の動向を見ながら補助金額の見直しも検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○南田孝是議長 塩谷道子議員。

○9番 塩谷道子議員 まず1つ目についてですが、学校等の耐震化というのはよく分かりまし

たが、河合谷小学校はなくなりましたが、河合谷の体育館は残っています。そこも水害が起きた場合の避難所となっていますが、耐震化の場合は扱わないというような答弁でしたが、そういうわけにはいかないと思います。特に河合谷のほうはどうするのかということを再質問いたします。

それから2番目ですが、2番目あるいは4番目のヨウ素剤の件、それから原発ゼロに向けてということもすべて国の動向を見てということですが、やはり町の安全を守っているわけですから、町民が安心できるということが一番大事だと思います。ぜひこういうことは国の政策をまっぴらでなくて、町としてどうするかという方針を、ぜひ出していただきたいと思います。

その点に関して、もう一度よろしく申し上げます。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 塩谷議員の再質問にお答えいたします。

旧河合谷小学校は、現実には取り壊しの予定となっておりますが、現在、用途が未確定であり、その間、地震以外の場合に避難所として指定するものでございます。地震時は耐震化されてないため避難所にはできませんので、体育館の耐震化につきまして有効な財源を見きわめ、早急な耐震化を進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、再質問の2つ目のものですけれども、町民の安全、安心、当然、私どもも第一に考えているところでございまして、町でできる範囲のことにつきましては万全を期してやってまいりたいと考えております。

以上です。

○南田孝是議長 塩谷道子議員。

○9番 塩谷道子議員 もうあと2つだけ質問させていただきます。

ヨウ素剤のことですが、羽咋市では市立病院のほか、小中学校にすでに配備されております。福島原発の際にも避難所に置いてなく、後で配られ、そのために体内被曝が広がって、調べた結果、45パーセントの子どもたちが被曝していたというふうに報告されています。やはり、起きた後では遅すぎますので、起きる前に、なったらすぐに時間を置かないで服用できるということが大事ですので、これについては、ぜひ検討をしていただきたいと思います。1錠10円ということですので、そんなに費用もかかるわけではないと思います。アメリカではスリーマイル島の事故があった後、各家庭に配布されるようになったということも聞いております。

2点目です。放射能を測定する機器のことですが、消防署にあるということなんですが、それで計られているということはないのでしょうか。置いてあるだけなんではないでしょうか。できたら、あるのだったら計って、ずっとこういう経緯ですということが分かれば安心につながると思いますが、その2点について、よろしく申し上げます。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 放射能測定器の件でございますけれども、町として当然、購入を検討しております。しかしながら、塩谷議員も多分、理解をしていただけたと思いますけれども、何分現時点では販売店に在庫が全くなく、発注してもいつ入るか分からないという現在の状況でございます。さらに、機種につきましても十分ではなく、価格も若干高いという話も聞かされています。ということで、今のところ新たな購入はしておりません。今後の状況等の判断を行いながら、購入を検討してまいりたいというふうには考えております。なお、測定につきましては行っておりません。必要性が生じれば今後、行ってまいりたいというふうに思っているところです。

以上です。

○南田孝是議長 塩谷道子議員。

○9番 塩谷道子議員 もう少しお聞きしたいのですが、もう2つ質問してしまいましたので、また後ほどにします。

2点目です。子育て支援にかかわり、保育園の問題を中心に6点にわたり質問いたします。

国勢調査によりますと、津幡町の人口増加数が1,237人で県内4位、増加率では3.46パーセントで県内3位となっています。世帯増加率でも7.96パーセントと県内3位ですが、世帯当たりの人員は縮小していて、核家族や単身世帯が増加しているということが広報に書いてありました。子どもの生まれる数はどうかといいますと、年々減少しております、平成19年と22年を比べると49人の減という状況です。少子化傾向は全国的な問題で、人口が増加している津幡町でもその例外ではないと言えると思います。少子化対策の必要性については、さまざまな分野で言われています。しかし、少子化への傾向が一向におさまる気配がありません。

私は4つの理由があると考えています。1つには、生活基盤を支える雇用の問題が解決していない、改善していないことです。特に若い人の失業率が高く、非正規労働がふえて暮らしが安定していない状況では、結婚も子育ても二の足を踏んでしまいます。2つ目には、働き方の問題があります。夫婦で子育てができる時間や気持ちのゆとりが持てないということです。ヨーロッパのように午後5時とか6時に仕事が終わって、家庭生活、地域での活動が保障されるということが大変大切なことだと思います。3つ目には、保育、医療などの社会保障が不十分で、子育てへの不安感が大きいことが挙げられます。4つ目には、保育そのものに対する不安を支援する体制が必要だということではないでしょうか。

少子化を防ぐための3つ目の課題、社会保障の問題について考えてみますと、その一つとして保育所の問題があります。大都市では保育所の数が足りなくて待機児童が多く、働きたくても働けない女性が多いことが問題となっています。足りないのなら保育所をつくれればいいのですが、お金をかけないで希望するすべての子に幼児教育、保育を保障するとして政府が進めているのが「子ども・子育て新システム」です。

しかし、残念ながらこのシステムでは、希望者全員の利用はできません。なぜかといいますと、待機児童の8割が0歳から2歳であるにもかかわらず、幼保一体化でつくるこども園には0歳から2歳児の受け入れは義務づけられない方向だからです。さらに問題なのは、新システムでは自治体の責任をなくし、保護者と保育園の直接契約、個人給付のシステムに変えていこうとしていることです。現行の制度では、私立幼稚園には私学助成が、また、公立幼稚園や公私を問わず保育所には必要な運営費が公費で支出されています。しかし、政府案では、個人給付として保護者が選んだ施設の利用料の一部を補助することになります。自治体が行うのは、保育の必要性の認定のみとなります。こども園などの事業所の収入は、子どもの人数と利用時間に応じた保育サービスの売り上げだけとなります。保育制度に介護保険の仕組みが導入されるというわけです。介護事業所では運営が不安定になり、介護職の待遇が悪化してしまいましたが、新システムが導入されると、同じ問題が保育所にも押し寄せ、保育の質の低下につながりかねません。

津幡町では、幸いなことに待機児童の問題はありませんが、保育園を民営化する流れが加速しています。津幡町の町なかの保育所、住吉保育園が民営化されたのを初め、今回は耐震化の理由により、実生保育園が民営化されようとしています。国が保育園の民営化を進める動きを先取り

するものであり、さきに述べた新システムへの移行につながるもので大変危惧されます。

今、子どもたちの貧困が問題になっていますが、保育園は保育に問題がある子どもたちを引き受けるというライフラインとしての役割も果たしております。町は、保育行政に責任を持ち、保護者の子育てへの願いをしっかりと受けとめるべきだと考えます。

この立場から6点にわたり要望いたします。

まず1つ目、さきに述べましたように、政府が進めようとしている「子ども・子育て新システム」が、どう考えても保護者の願いに逆行するものです。町としては反対の声を上げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

2番目、5年前には、将来、町立の保育園は2園のみを残して、あとは民営化するという説明を受けましたが、それは一体どうなっておりますでしょうか。実生保育園以外でも民営化の考えはあるのでしょうか。

3つ目です。小規模保育園が4つあると思いますが、これらの保育園は、保護者の希望がある限り存続されるように要望いたします。いかがでしょうか。

4番目、経費削減などの理由で、給食センター方式の導入が話題になったことがあるように記憶しているのですが、津幡町が平成23年度から27年度まで食育推進計画を立てて実施していることを考えても各保育園での給食は大変大事だと思います。自分たちのつくった作物が自分たちの目の前で給食になるのを見ることができるといことは、子どもたちの食への関心を豊かにします。こういう制度を今後ともなくさないでいただきたいと思います。

5番目、住吉保育園が民営化した際には、保育士さんが全員正職員として採用されたと聞き、ほっとしております。北陸中日新聞にも「保育士の待遇改善 急げ」の記事がありました。非正規の保育士では、何年働いても昇給がありません。安心して働けるよう、実生保育園でも全員正職員となるよう、また、年配の保育士さんも働けるように働きかけていただきたいと思います。

さらに、もう一つの問題としましては、議会ごとに要望してありますが、子どもの医療費の無料化の要望です。6月議会では、助成対象年齢の拡大については、町独自に検討を進める旨のご答弁がありました。また、県議会で採択された子どもの医療費助成に関する請願の内容については、適宜、国・県に要望していきたいとのことでした。県や国には要望されましたでしょうか。もし、要望されましたら、どのような返答があったのかということをお聞かせ願いたいと思います。

以上、町長にお尋ねいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 子育て支援に関する保育園の問題につきましてのご質問にお答えいたします。

初めに、子ども・子育て新システムに反対の声を上げるようにということではありますが、この新システムは、厚生労働省、文部科学省等全閣僚で構成されました、子ども・子育て新システム検討会議において、すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、社会全体で子ども・子育てを支援という主題で現在も審議されているところでございます。

この新システムにより、すべての子ども・子育て家庭への支援と幼保一体化を含む新たな一元的システムの構築により、質の高い幼児教育・保育の一体的提供、保育の量的拡大、家庭での養育支援の充実が図られるとされております。なお、この新たな制度における市町村の役割は、保育の必要性の認定のみではなく、幼児教育ならびに保育の質が確保されているかを指導すること

ができることとなっております。また、検討会議において幼保一体化のあり方や質改善のあり方など議論を重ねた中で、子ども・子育て新システムに関する中間取りまとめに対して、全国保育協議会では正副会長会議および常任協議員会議におきまして全国保育協議会としての方向性を協議し、その内容を検討会議に提出する予定であると聞いております。このような状況下にあることから、現段階では審議の推移と動向を注視していきたいと考えているところでございます。

次に、実生保育園以外でも民営化の考えがあるのかとのご質問ですが、現在、具体的な計画はございませんが、施設の老朽度、入園児童数、地域のニーズなど、保育園を取り巻くさまざまな情勢をかんがみの上で検討していきたいと考えているところでございます。

次に、小規模保育園である笠谷、寺尾、萩坂保育園について、保護者の希望がある限り存続をとのご質問ですが、家庭的な少人数がよい、あるいは少人数では人とかかわる力が育たないなど、保護者の方にはそれぞれの思いや考え方があると思います。小規模保育園の存続につきましては、保護者や地域の方々の意見を尊重しながら、今後の対応策を検討していきたいと考えております。

次に、自園での給食調理についてのご質問ですが、0歳から2歳児は特区の認定を受けている市町村に限り外部搬入が可能であります。現時点では、子どもの食に対する関心や理解を深めてもらうためにも、自園での給食調理を存続していきたいと思っているところでございます。

次に、民間運営となる実生保育園の保育士採用についてのご質問ですが、職員採用につきましては、雇用の安定と質の高い保育の提供等の観点から、保育経験の豊かな人材の確保を含め、現嘱託職員等の正規職員としての採用について配慮をお願いしたいと思っているところでございます。

次に、子どもの医療費無料化につきまして、県や国に要望したかとのご質問でございますが、現在、県に要望しているところであります。また、新聞報道によりますと、県は国の動向を見きわめながら9月定例会で何らかの方針を示すとあり、町としては県の動向を受けて、今後の要望の必要性や町の制度改正等を検討していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

○南田孝是議長 塩谷道子議員。

○9番 塩谷道子議員 1番目につきまして再質問いたします。

今、先ほども言われましたように、検討会議で述べられている言葉は本当に美しい言葉が並べられていますが、実際、現場の保育士さんたちは反対という声を幾つも上げています。特にその入る保育士さんへの待遇が悪化してくることは目に見えていますし、今の制度があると、町もやはり、実際に今は町に申請で町がどこどこへというふうにするわけですが、保護者が直接その保育園にお願いに行くということになると、かなり大変な面があると思います。ぜひ、もう少しほかの実際の現場の保育士さんたちの声もお聞きになって、この新システムに対する問題意識をもう少し持っていただきたいということを思いました。

それから民営化の件なんです。結局、老朽化するのを待つと、どうしても老朽化するのを目に見えていますし、将来的には老朽化すると、その民営、民間としてお金の補助を受けて建つということになると、やはり、民営化への動きを進めるということなのかなというふうにお聞きしましたが、もし、やっぱり町立でお願いしてほしいという意見が強ければ、そういう老朽化した場合も町立としての保育園を残すという意味なんですか。

そのことについて、お聞きしたいと思います。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 子ども・子育て新システムの件につきましての再質問につきましてお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、現段階では審議の最中ということでもございまして、推移と動向をまず見ていきたいと思ひますし、これまで以上に注視してまいりたいと思ひますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

保育園の民営化ということにつきましては、当然、いろいろな方々、保護者の方々とも相談が当然出てくるわけでもございまして、それで町営がよければということであればそうなるでしょうし、民営のほうがよかろうということであればまた民営という、そんな道もあろうかというふうに思ひますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

○南田孝是議長 塩谷道子議員。

○9番 塩谷道子議員 最後にもう1つだけお聞きします。

実生保育園が民営化の方向でということが出されていますが、保護者への説明会が行われたようにお聞きしていますが、結局、町の中にある住吉保育園、実生保育園という大きな保育園が2つとも民営化されることになるとしたら、町の方たちの今までの町立の保育園として親しんできたことに対する思いとかもいろいろあると思ひますので、町の方に対するそういう説明会みたいなのはしていられないのでしょうか。

私は、ぜひしていただきたいなと思っております。お願いします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 保護者の方々とは、今、塩谷議員からも言われましたようにお話し合いをさせていただきました。大変好意的に受けとめていただいたというふうには、私は現地へ行っておりませんが聞いております。その他、町の方々にというお話でもございましたけれども、今ところは町では考えておりません。

以上です。

○南田孝是議長 塩谷道子議員。

○9番 塩谷道子議員 3番目の質問に移らせていただきます。

介護保険法改定に関する質問です。国会で審議されていた介護保険法改定案が衆参あわせても18時間というわずかな審議時間で6月15日に成立されました。改定法の施行は2012年4月とのこととです。

その改定法には、4つの問題点があると思ひます。1つは、要支援と認定された高齢者への介護のあり方です。新設の介護予防・日常生活支援総合事業を導入した自治体は、要支援者へのサービスを従来どおりの保険給付とするか、自治体任せの総合事業とするかを決められるようになりました。総合事業には、保険給付のサービスとは異なり、サービスの質を担保する法令上の基準がありません。費用を減らすため生活援助やデイサービスをボランティアに任せるなどの事態も起きかねません。サービスの取り上げが広がるおそれもあります。2つ目には、医療専門職が担うべき医療行為を介護職に押しつけるということです。国が看護師不足を放置して、医療が必要な患者を無理に退院させて、施設の介護職員がたんの吸引などを肩代わりせざるを得ない現状を逆にとり、法律で追認することになったのです。これを突破口に、介護職員が担う医療行為を厚労省令で拡大していこうという意図もあるのではないかと思ひます。安全性を確保できるの

か。事故の責任はだれが負うのか。賃金上の評価もなく、研修と業務の負担が重なれば離職者がさらにふえるのではないかとということも、現場では不安を抱かせる原因となっております。3つ目には、介護療養病床廃止というこの方針が継続することになったことです。そして、4つ目の問題点が、在宅での重度者の受け皿として盛り込まれたのが、巡回型訪問介護・看護です。これを高齢者専用の集合住宅とセットで整備するというものです。しかし、介護も看護も人材不足の中、巡回型訪問介護・看護が成り立つかどうかは不明です。この前、学習会があったので参加しましたら、実際こういう事業所が人手不足ということで撤退したという事業所が幾つもあるというお話もお聞きしました。特養には低所得者向けに食費と居住費の軽減がありますが、高齢者住宅には家賃の補助もなく、低所得者には入れません。これでは病院から押し出され、特養にも入れないという高齢者の安心は保障されないと思います。

改定法には附帯決議もつきました。総合事業の実施に当たっては、利用者本人の意思を最大限に尊重すること。医療行為の実施に向けて、知識・技術の十分な習得、安全管理体制の整備、定期的な検証を行うこと。介護療養病床の廃止について実態調査を行い、必要な見直しを行うというものです。

今、問題点4つ挙げましたが、その中の1つ目の問題点として、津幡町では従来どおりの保険給付サービスは実施すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

そして、4つ目の問題については、津幡町としてはそういう高齢者専用の集合住宅をつくる計画がおりないのでしょうか。町民の間には、団塊の世代が高齢化する時代がすぐそこまで来ているので、ぜひ特養をふやしてほしいという要望もお聞きしております。

町長のお考えをお尋ねいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 介護保険改定法に関するご質問についてお答えいたします。

初めに、介護予防・日常生活支援総合事業についてのご質問にお答えいたします。平成24年度、新たに創設されます介護予防・日常生活支援総合事業は、介護保険特別会計における地域支援事業において、いろいろなマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者、2次予防事業対象者に対して、介護予防や配食、見守り等の生活支援サービス等を総合的に提供する事業として、従来の事業に追加されるものでございます。この総合事業の導入によりまして、虚弱、ひきこもりなど介護認定されない高齢者に対する円滑なサービスの導入、ボランティアによるこの事業への活動の場の提供が可能となると聞いております。また、利用者の状態や意向ならびに環境などに応じて、予防給付か総合事業のどちらかを選択できるとも聞いておりますが、詳細につきましては、近く国から事業の基本事項、参考となる手引きが提示される予定となっております。その内容を精査・確認し、対応していきたいと考えているところでございます。

次に、高齢者専用集合住宅、特別養護老人ホームについてのご質問でございますけれども、現在、平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険事業計画を策定中であります。本年7月末の第1号被保険者は6,927人、認定者は1,170人となっております。平成26年には、第1号被保険者約8,000人、認定者は約1,300人になると予想され、高齢化の進展に伴い、第1号被保険者、認定者ともに増加傾向は続くと予想されます。町では、第4期介護保険事業計画におきまして、特定施設入居者生活介護対応の高齢者専用賃貸住宅25室、30床の開設を計画しておりました。しかし、今年度中に国土交通省所管の高齢者専用賃貸住宅、高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者向け優

良賃貸住宅の3施設は廃止され、厚生労働省の介護サービスを合体させたサービスつき高齢者向け住宅制度に係る施行令が制定されます。

このことから、当町におきましては、第5期介護保険事業計画におきまして、従来の特定施設入居者生活介護対応の高齢者専用賃貸住宅から、新たに創設されますサービスつき高齢者向け住宅へ変更し、再整備することを考えております。当該施設に対する家賃の補助につきましては、現在、考えておりませんが、所得の低い方に対して居住費と食費の負担が軽減されております特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の増床につきまして、町第5期介護保険事業計画において整備する計画を考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○南田孝是議長 塩谷道子議員。

○9番 塩谷道子議員 介護を必要とする方もふえてきますし、入所を必要とする方もふえてくるのは、本当に目に見えております。

ぜひ、その利用する方が外れることがなく、ちゃんと必要なところに入れる。しかも、大きな負担をしなくても大丈夫という、そういうような施策を考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これで、私からの一般質問を終わります。

○南田孝是議長 以上で9番 塩谷道子議員の一般質問を終わります。

次に、8番 酒井義光議員。

○8番 酒井義光議員 8番、酒井でございます。

私から2点について質問をさせていただきます。

まず初めに、学校でのいじめの実態はということで質問します。

いじめは、弱い者に対して個人的に、精神的あるいは肉体的な苦痛を与えることであり、いじめられた人は想像もできないほど深い悲しみを味わうこととなります。最近のいじめは発見しやすい金銭強要や傷害を加える暴力などの非行を含むもの、発見しにくいからかい、無視、いたずら、ふざけなど、どこまでがいじめか分かりにくいものなど、巧妙化、陰湿化していると言われています。また、いじめをどのように把握するかで、実際の数をつかみにくいとされています。しかし、いじめが続くと、時には命を失わせることもあります。

先日の新聞に、全国の国公立の小中高校などが、2010年度に把握したいじめについて掲載されていました。その内容は、震災の影響でデータがない岩手、宮城、福島の3県を除いても7万5,295件で、2009年度より3.5パーセントふえたことが文部科学省の問題行動調査で分かりました。そのうち暴力行為が約5万9,000件で、児童生徒1,000人当たりでは4.4件となり0.1件の増となりますが、解消したいじめ解決率は79.1パーセントと改善されています。

石川県内の公立学校を見ますと、2010年度に把握されたいじめの件数は1,287件で、2009年度より206件ふえたそうです。現行の調査方式になった2006年度以降、初めて前年度を上回ったが、解決率は75.7パーセントから77.4パーセントに上昇したとなっています。県教委によると、小学校で52件増の651件、中学校で125件増の483件、高校で30件増の147件、特別支援学校は1件減の6件となっており、このうち、996件が解決済みとされ、残りは解決に向けて対応中とのこと。発生数の増加は本当に残念ではありますが、解決率が上がったことを見ると、校長先生を中心に教職員の皆さんや保護者、地域住民の努力の結果と思われれます。

しかし、これらは、全国あるいは県内全体のデータであります。高校を除いても、当町には2

中学校、9小学校がありますが、学校別にしますと問題もありますので、小学校、中学校との区分でいいですけども、いじめの件数、解決率、今後の取り組みについて早川教育長に答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 早川教育長。

○早川尚之教育長 酒井議員の学校でのいじめの実態についてのご質問にお答えいたします。

実態をお話しする前に、先般、オーストラリアへ派遣させていただきました。ちょうどノーザン・ビーチス・ステイトハイスクールは、学校祭が行われておりまして、そのメインテーマが「みずからの人生をどう生きるか」という大きなテーマでなされておりました。その中に、精神衛生のことから自分の人生を、将来を見て、仕事を見つけていくという大きな幅広いものでありまして、その人間関係をどうつくっていくかということも、まさにオーストラリアでもそういうことが学生、生徒たちの大きな話題であるところに大変私は関心を持ちまして、またそういう点もうちの町で、学校で入れればいいなということを思ってきたところでした。

それでは、いじめについてお答えいたします。

学校ではいじめは人権侵害であり、犯罪である。どの子にも起こり得る可能性があるということと職員が強く認識して、いじめは絶対に許さないぞという態度で子どもたちを守ることに努めているというふうに思っております。あわせて、自己存在感、自己有用感を子どもたちが持つてくれるように、それから共感的な人間関係を育てていくこと、子どもたちの自己決定の場を与えるという、そういう生徒指導の3機能という言葉で言っているのですけれども、そういうことをしっかりと子どもたちに育てていくというところで、そういうことをしながら、みんなが心豊かに過ごせる楽しい学校づくりを進めるように指導いたしております。

町内小中学校におけるいじめの件数についてですが、過去3年間の調査結果を見ますと、平成20年度はいじめの認知件数は小学校において43件、中学校において23件の計66件、平成21年度は小学校では4件、中学校では22件の計26件、平成22年度は小学校で6件、中学校で18件の計24件となっております。また、解決率ですが、これは年度内の解決率ということで言わせていただきますと、平成20年度内に起こりました66件のうち74.2パーセントが年度内に解決をされています。平成21年度では84.6パーセント、平成22年度内では62.5パーセントというふうになっております。しかし、支援は次の年度にわたって続けられるということになります。

例えば平成22年度中に完全に解決されなかった9件につきましても、今年度、23年度に入りまして、1学期中に8件が解決されたという報告を受けております。残り1件につきましても、今、現在、学校で保護者等々と連携しながら解決に向けて支援を続けているという現状であります。各学校におけるいじめの認知件数の総数はこうして若干減少傾向にありますけれども、さらに、早期発見、早期対応、早期解決に向けて一生懸命努めているという現状であります。

早期発見は、まず一人一人の児童生徒の日々の様子を観察することが重要であるというふうに認識しております。

担任はもちろんのこと、校長や生徒指導担当なども校内巡視や朝玄関であいさつ運動を行いながら、児童生徒の観察を行います。きのうは元気がよかったのにきょうはどうしたのかなとか、きのうまでは2人で来ていたのにきょうは1人だとか、そういうようなことを様子を見ながらいつもと違う様子等が見られた場合には、すぐに担任等との連絡を取り合って情報交換もし、解決に向けて努力しているということになります。

また、アンケート調査も実施いたしております。日々の観察だけでは100パーセントいじめの芽に気づけないこともあるために、おおむね1学期に1回程度の頻度で児童生徒全員にアンケートを実施し、担任等教職員の目の届きにくい場所でのいじめの実態把握に努めております。アンケートの内容によっては、子どもたちの様子にこれまで以上に注意し、配慮した学級づくりを心がけるとか、心配な子どもには個別に声かけを行う、あるいは相談に乗る、周囲の子どもたちに様子を聞いて見るなど、小さいいじめの芽を本格的ないじめに発展する前の段階でそれを取りたいということで一生懸命努力をしているというふうに認識をしております。また、いじめをなくすためには、学校の取り組みだけではどうしても不足しますので、PTA、家庭、地域関係機関と協力、連携することが重要だということで取り組みを進めております。

今、昨日からグッドマナーキャンペーンが始まりましたけれども、ここには保護者はもちろんですけれども区長さん方の出務もお願いして出ていただきましたし、多くの団体の関係者の皆さんに出ていただいておりますけれども、グッドマナーキャンペーンやあいさつ運動あるいは毎朝、街頭指導に保護者の方も出ておられます。交通安全推進員の方もおられます。そういう方々等々との連携を持ちながら、町全体で子どもたちの成長を見守る体制づくりを進めているところでございます。

教育委員会といたしましては、昨年度より新しい取り組みということになるかと思うんですけども、教育委員会では昨年度より、津幡南中学校と井上小学校、井上小学校は今年度ですけれども、国や県のモデル校として指定しまして、みんなが心豊かに過ごせる楽しい学校づくりに向けて取り組みを進めておりますけれども、この成果をまた他の学校にも広げていきたい、取り組み方法等広げていきたいというふうに考えております。

さらに、道徳教育の充実を図る取り組みを津幡町の学校評価の共通項目として取り上げまして、町内全学校で子どもたちの豊かな心の育成に努めるとともに、保護者にも道徳教育の必要性を意識してもらうよう努めているところでございます。

今後も、一層いじめや不登校に危機意識を持ち、指導、助言をしてまいりたいと思いますので、またご支援のほどよろしくお願いいたします。

○南田孝是議長 酒井議員。

○8番 酒井義光議員 どうもありがとうございます。地域のほうで交通の街頭指導といいですか、立っていたりして子どもにあいさつしたりしている中では、全然そういうことがないような雰囲気に見えていますけれども、時々おくれてぼつんと来るあたりが危ないんじゃないかと思いつながら声もかけているんですけども、地域でいろいろな方々の応援もありますので、またいろいろと1件でも少なくなるように努力をお願いいたします。

それでは、2件目に入りたいと思います。

路肩の安全と美観についてお伺いいたします。

以前に、北陸電力跡地前の歩道拡幅について質問いたしましたが、場所としては同じですが、縁石に立つ路肩ポールが道路側に傾き、半月余り放置され、路肩を走る自転車が急に道路側に進路変更したり、車も中央寄りにハンドルを切り危険を感じていました。その場所を通るたびに、車をとめて直そうとしますが、後から車が来ていたり、道具を持っていなくなかなか直せませんでした。タイミングを見て一応直しましたがけれども、最近になり、また隣のポールが同じく傾いていました。とりあえず、車道にはみ出ないように起こしましたが、この場所でなぜ続いて道

路側に倒れるのかと考えると、狭い歩道や路肩を自転車が多く通り、すれ違いをできずにポールに手をかけたままとまったりするため傾くものかと考えられます。もっとひどい角度で道路にはみ出したり、車が来ているときにポールとともにつかまっている人が道路に倒れたりすると、大事故になってしまいます。

この工法は規格品の縁石にコア抜きをした最近のものとは違い、縁石と縁石の13センチぐらいの間に直径9センチのポールを立てコンクリートを流しただけで、厚みもなく簡単に割れてしまい、何らかの衝撃で傾くものです。ほかにも違う工法ですが、河北中央病院駐車場出口、JA本店駐車場出口など傾きは直しましたが、町内にはまだ傾いているもの、半分が折れているものなどいろいろあります。警察や公安委員会でないときわれないものもあるかもしれませんが、路面道路標識や施設案内などの看板も根元から傾いているものや本津幡駅を示す看板は古くなりよく見えないなど、美観を損なうものもところどころに見られます。一度は町全体をチェックすべきかと思います。

また、多くの町職員が各方面の自宅から役場に通勤しており、気づいていてもほとんどの方は関心がない、自分の担当でないと連絡されていないことが残念です。きれいな町を目指して、一人一人が交通安全、また、美化についてのモニターになったつもりで町を見つめてほしいと思いますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 路肩の安全と美観についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の路肩ポールは、除雪時の道路の路肩を標示するために設置したスノーポールですが、ご指摘の箇所のスノーポールにつきましては現地調査を行い、危険なものにつきましては撤去し、また、随時補修を行っているところでございます。道路には交通安全上必要な道路工作物が数多く設置されております。道路の安全管理上および景観上、道路管理者の責任により維持管理を行うことは十分承知しており、日常、道路のパトロールも実施しております。

総延長330キロメートルもの町道を管理するには、町民の皆さま方のご協力が必要であり、今後も各区を通じて情報提供をお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

なお、町職員につきましては、通勤時等で危険な箇所があれば連絡するよう部課長会議を通じて全職員に指示をしているところでございます。

今後は、標識等の安全性につきまして現地調査を含め、各施設の管理者と協議を行い、安全確保に努めてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○南田孝是議長 酒井議員。

○8番 酒井義光議員 今ほどのいろいろと看板の不備というのは交通事故にもつながったりしますし、ポールが立っているのに急に飛び出るといことで後ろの車が何だったのかと思ってそういう危険な体験もありますので、本当は町へ言えばいいんですけども、町民として自分たちが少しでもお金のかからない程度のもは手伝ったらいいんじゃないかなという思いで、ちょっと足で蹴飛ばしたり、担当のほうへ連絡したりしているのですが、自転車が、その秋にも草むらに放置してあったんですけども、その後雪が降って、雪が解けたらまたその時点で出てくるという、長い間にずっとそこに放置してあり、だれも連絡しないという状況もありますので、皆さん気をつけながら、見てほしいなということで今回の質問をいたしました。

私の質問をこれで終わります。どうもありがとうございます。

○南田孝是議長 以上で8番 酒井義光議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたしまして、午後1時から一般質問を再開したいと思います。

〔休憩〕 午後0時03分

〔再開〕 午後1時00分

○南田孝是議長 ただいまの出席議員数は、18名です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

5番 中村一子議員。

○5番 中村一子議員 5番、中村一子です。

最初に、議会の審議、議決を経ずして、みどり市とポートピアに関する細目協定を結んだ経緯とその理由はとの質問をいたします。

ことし6月27日に、みどり市と津幡町との間でポートピアに関する細目協定が結ばれました。その細目協定書には、公営ギャンブルの運営が始まることによって住民に与える影響に対し、どう対応していくかが書かれています。その中で、環境委員会という協議機関が設置されることになっていて、この環境委員会というのは町住民の代表とみどり市行政、津幡町行政、運営会社グッドワンが一同に集まる委員会であり、そこではポートピア施設運営に起因する環境整備に関すること、交通への影響、環境保全、防犯について、また、青少年への対応や防災などの諸問題に関して意見を調整し、対策が協議されます。実に、住民にとっては大切な細目協定です。

町からこの細目協定書の案が議会に示されたのは、ことし3月10日の全員協議会でした。私はそれを受け、その4日後の3月14日に議長あてに細目協定書案について議会でも審議することを求める文書を提出いたしましたが、会議ははまだ開かれておりません。

約5年前の2008年4月22日に開かれたみどり市の全員協議会で提示された細目協定書の案について、この中で環境委員会の構成委員のメンバーは「本件施設周辺地域の地区の代表（庄区、緑が丘区、加茂区）である」と、きちんと地区の名前まで明記されていました。ところが、全員協議会で提出された案には、その部分が全く抜けてありませんでした。私は、6月の定例会の一般質問で、環境委員会に周辺地域の代表が入っていないのはおかしい、周辺地域の代表は入れるべきだと主張いたしました。町長は、みどり市の案は津幡町のものとして公表したものでないのとお答えできませんと答弁されました。では、津幡町としては、このポートピア施設周辺地域の地区代表を環境委員会の構成員として入れることについて、あるいは入れないことについてどう考えたのでしょうか。締結した協定書には、なぜ庄、緑が丘、加茂の代表が消されていたのでしょうか。津幡町がなくてもいい、ないほうがいと判断したのではないのですか。

一般質問で取り上げた保護者同伴の未成年者の入場の問題、学生生徒の入場などについても何の見直しもなく、6月27日細目協定が締結されました。みどり市とは具体的にどのように協議をしていたのか、私にはさっぱり分かりません。きちんと、しっかり説明してください。

住民が安全、安心な生活を送るためにも、実に、この細目協定は大切な協定です。締結以前に、議会の意見、審議そして議決を求めるべきではなかったのか、町長に答弁を求めます。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 中村議員の議会の審議も議決も経ずして、みどり市とポートピアに関する細目協定を締結した経緯とその理由はとのことですが、平成20年4月30日にみどり市と津幡町で締結した（仮称）ポートピア津幡設置に関する協定書と同様に、（仮称）ポートピア津幡に

関する細目協定書につきましても、地方自治法第96条第1項に列挙されております議決事項には該当しないものと認識しているところでございます。

したがいまして、平成23年3月10日の議会全員協議会で細目協定書（案）をお示しし、同年6月27日に締結したものでございます。なお、その写しにつきましても、同年7月19日の議会全員協議会で議員の皆さまに配付してございます。

次に、みどり市はどうだったのかということでございますけれども、みどり市でも当町と同様であると伺っております。なお、ポートピア環境委員会に庄、緑が丘、加茂のポートピア周辺地域の代表を加えるべきとの意見につきましては、以前から聞いておりました。そういうご意見もあるということ踏まえながら判断し、細目協定を締結したものでございます。

以上です。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 答弁にちょっと足りていないと思います。この地域代表を入れるか、入れないかについて津幡町はどう判断したのか。それから、その協定を結ぶに当たる協議の内容について説明をお願いしたい。よろしくお願いします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 周辺地域のことを考慮しながら舟橋区と区長会の代表者2名以内としているものでありまして、環境委員会で論議し、必要であれば代表者の人数を変更して対応も可能であるということでもございますので、我々とすればそれでよろしいということで、細目協定書にサインをさせていただいたということでございます。

なお、経緯ということも言われました。申しわけございませんけれども、その当時から携わっております坂本副町長がその経緯についてよく存じているようでございますので、私にかわりまして、坂本副町長から答弁をさせていただきます。

○南田孝是議長 坂本副町長。

○坂本 守副町長 細目協定につきましての経緯についてでございますが、まず、みどり市での議会全員協議会でのことをおっしゃってございますが、それぞれの市町での手続きの問題、これは津幡町の場合は、両市町で最終協議が整った段階で議会にお示ししたものでございます。

一方、みどり市では、事務協議段階で議会にお示ししたものと思われま。それは、当該細目協定に対する両市町それぞれの立場や事務の進め方によるものと理解をしております。いずれにしましても、最終的に両市町で合意し締結した細目協定は、先ほど町長が申し上げましたとおり、皆さんにもその写しを最終的には配付をしているところでございます。それで、事務協議段階から最終合意に至るまで、それぞれ市町で事務レベルで、事務協議段階からそれが最終的に調整される、それまでの変遷の一つについて、それぞれ議会に説明が必要かどうかということにつきましては、それぞれ理解の相違があるものとは思いますが。

しかしながら、今、質問があつて説明しないと変に誤解されるという場合もございますので、あえて、そういう変遷について、特に3地区の問題について説明をさせていただきたいと思えます。先ほどの中村議員の質問の中には、単に当初、みどり市で何か提示されたものに関しては、庄区、緑が丘区、加茂区が入っていたものが抜けているというような意見でございましたが、そうではございませんで、もう一度あえて詳しく申します。

現在の細目協定、先ほど中村議員おっしゃいましたが第7条の第1項に第1号から13号に環境

委員会の構成員が列挙されています。第1号に地元舟橋区の代表、2号に町区長会の代表、3号に町環境審議会の代表、4号に町交通安全対策会議の代表、5号に町生活安全対策協議会の代表、6号に町青少年問題協議会の代表、第7号にPTA連絡協議会の代表、8号に商工会の代表、9号に町議会議員の代表、10号に町教育委員会の代表、11号に津幡町行政の代表、12号にみどり市行政の代表、13号に施設運営会社の代表となっております。このうち第2号の区長会の代表のところは周辺地区として庄区、緑が丘区、加茂区の代表となっていたことをおっしゃっているのだと思います。当該3地区を包含し、含めて、かつ、客観的な立場、今ほど申し上げました構成員に委員としてなっただけの方々を含めまして、今言っているそれぞれの3地区を包含し、かつ、客観的立場の町区長会の方が適任であるとされたものと理解をしております。また、区長会は3地区を包含する意味も含め、環境委員会運営規約（案）では、先ほども町長のほうからも話がありましたが、案でも2名の枠となっている、こういうことはそういうことも包含していることと理解をしています。当然、この委員数は、これも町長のほうからも話があったのですが、環境委員会によって増員を含め、変更可能となっているものでございます。そして、この環境委員会は、今周辺地区3区がなくなったというふうにおっしゃっておりますけれども、3区のみならず、だれでもが意見や要望、苦情などがあれば、今ほど述べました第1号から第13号に列挙されているそれぞれの団体の関係するところ、もしくは言いやすいところ、そういうところに、話ができるように、そういうことから関係する各分野からの幅広い団体に環境委員会の構成員になっただけ予定をしたものでございます。

よって、今質問のある周辺地区3区にこだわる必要性は薄く、環境委員会は十分に目的どおり機能を果たせるものと思っております。

以上でございます。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 事務協議段階のときに、みどり市からこの周辺地域の代表を含むというような内容の提示があったのかどうかということをもまず1点お聞きします。それから、みどり市は、同じような細目協定を他の自治体と結んでおります。しかし、津幡町は何から何まで初めてのことです。実際にボートピアによって生活上の影響を受けるのは津幡町の住民なのです。同じ案といってもみどり市と津幡町とは、その重みが違うと思います。細目協定の内容について住民の声を聞く、議会の声を聞くことがあって当然ではないかということをお申し上げております。それから先ほど、どんな住民の声も拾っていくというご答弁でありました。大変ありがたいこととございます。しかしながら、ボートピア周辺地域に生活する住民にしか分からない問題も出てくるということは十分に想像されます。みどり市との協定の中で、私が先ほど申し上げました5年前のみどり市の事務局に提示された案について、この内容について、今、今回の細目協定とどこが違うか。一つは構成員です。もう一つは、防災対策の項目が加わったこと。それ以外のことについては、すべてみどり市の案どおりでございます。このことについて、またもう一つお聞きしたいと思っております。お願いします。

○南田孝是議長 坂本副町長。

○坂本 守副町長 今のご質問の内容については、最終、細かいところでよく分からなかったんですが、具体的にはどういうことを質問しているのかちょっと分かりませんが、まず、みどり市の案というふうに言っていますが、あくまでも事務協議で進めている案でございます、みどり

市だけの案ではなくて、お互いに事務協議に事務的に進めている途中経過、そのものが出ているものでございまして、みどり市がもともと経験しているからみどり市の案が優先されているとかという、そういうものでは全くございません。ましてや、よくご存じだと思いますが、もともと行政協定と言われるものから始まって、行政協定で細目協定に委任されているわけでございます。その元はどういうことかと申しますと、もともと、前町長がポートピアというものの同意をするに当たっての条件を出して、条件つきで同意をいたしましょうと。その条件にそれを担保するためにそういう協定を基本的には結んでおります。その担保の一つに、今ほどの環境委員会も一つございます。そういう意味で、みどり市のみで原案をつくって、津幡町がそのとおりにしているというわけではございませんので、その辺をご理解をお願いします。

以上でございます。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 それでは私から、もう一度周辺地域の住民の代表も入れるような方向でよろしく願いいたします。

続きまして、デマンド交通システムの導入を検討し、住民のニーズにこたえるバス事業ということで質問いたします。

このバス事業、バス事業ということで、私は今回で一般質問4回目になりました。2009年9月議会でのバス路線改正に関する私の質問に対して、産業経済課榎田課長は「次回のバス事業の更新登録は2011年9月末であり、新たなバス運行改正はこうした更新手続きの際に行うことが妥当である」と答弁されました。

あれから2年たち、更新登録時期となり改正案に深い関心を持っている私は、担当課にその進捗状況を尋ねたところ、バス運行改正の案はあるがまだ検討中であり、改正はすぐにはしないとのことでした。ちょっと肩透かしを食らったような気持ちであります。

バス事業については、多くの自治体が赤字を抱えています。赤字を抱えているからこそ、その中身をきちんと精査してよりよいものにしていかなければなりません。町のバス運賃収入が最高額を上げたのは、1999年約3,740万円、それ以降、収入は下がり続け、昨年の2010年の運賃収入は約1,550万円、それだけ減少しております。10年間で運賃収入は、約6割減っております。2007年以降、県の補助金も減額され、その分町の負担はふえ続けているのが現状です。昨年は一般会計から約3,470万円を繰り入れております。

この2年間、バス路線の見直しが行われなかった理由をまず問います。そして、今後どのような時期に改正を行う見通しであるかをお聞きします。

バス事業の財政についてですが、昨年は3,470万円余りを一般会計から繰り入れておりますが町債や基金からの繰り入れを考えれば、実際の町負担はもっと大きいはずで。バス事業に対する町負担はどのように推移していますか。負担がふえているとすれば、その原因は何か。打開策を検討しているかについても質問いたします。

産業経済課榎田課長に答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 榎田産業経済課長。

○榎田和男産業経済課長 デマンド交通システムの導入を検討し、住民ニーズにこたえるバス事業についてのご質問にお答えいたします。

最初に、この2年間、バス路線変更の見直しが行われなかった理由についてでございますが、

平成21年第6回議会定例会で中村議員のバス運行改正に当たり町民から広く意見を求めよとのご質問に私がお答えしたように、運行改正の機会、本年9月末である3年に一度の更新登録時が妥当であると考えていることは、今も変わっておりません。

しかしながら、本年9月末の変更見直しを目標に、改正案をもとに現地調査やアンケート調査を実施するなど努めてまいりましたが、JRのダイヤ改正に伴うバス時刻改正などに時間を要し、改正事務が目標期日までにできなかったものでございます。そのような中でも、昨年8月の公共交通会議において改正案を提示させていただいております。旭山線と湯端線につきましては、できるだけ早急に運行改正事務を進めたいと存じます。その他の新規路線につきましては、本年度、地域公共交通確保維持改善事業費補助金が新たに国において創設されたことから、それらを活用し、運行したいと考えており、来年度の申請に向けて事務を進めてまいりたいと存じます。

次に、各団体や住民との協議が必要であり、問題点を根本的に考えることが大切だのご意見についてでございますが、この点につきましても先ほどと同様、平成21年第6回議会定例会における中村議員のバス運行改正に当たり町民から広く意見を求めよとのご質問の中でお答えしたとおりでございます。

次に、近年の赤字の推移につきましては、バス運行経費として商工費繰入金、基金繰入金および県補助金である特例生活路線補助金を赤字額とした場合、平成20年度より3,600万円から3,800万円の推移となっております。

次に、その原因と打開策の検討についてのご質問につきましては、平成21年第6回議会定例会において、前村町長が中村議員のバス事業特別会計についてのご質問にお答えしたとおりでございます。

次に、デマンド交通システムの導入につきましては、これまで近隣市町の運行状況も確認させていただいておりますが、赤字も増加傾向ということでございました。システムの導入や運行経費状況なども踏まえ、平成19年5月より中山間地域への一部の無料福祉バス運行に簡易的なデマンド交通システムで対応させていただいております。

路線バスへの活用につきましては、段階的な運行改正の中で、今後、改めて検討させていただきたいと思っております。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 ごめんなさい、答弁が町長のされる答弁とこれから私が質問するものの答弁になっておりまして、デマンドについては町長に答弁をお願いしたいと思っておりますので、榎田課長、再質問いたします。

この12年間、収入が半分以下に減額しております。歳出で考えますと、約7,000万円前後ではないかと思っております。この7,000万円前後の事業、この規模で今後続けられていくのかどうか、そのことだけお答えください。

○南田孝是議長 榎田産業経済課長。

○榎田和男産業経済課長 中村議員の再質問にお答えします。

12年間のおおむね7,000万円ということで歳出されているということでございまして、それが今後も続くのかということでございますが、こちらのほう平成13年度からバス事業がスタートしております。その中で、歳出が3,600万円余りから平成22年度では7,100万円余りというふうになっております。そのときの物価上昇等もございまして明確には言えませんが、緩やかな上昇は

やむを得ないのではないかと考えております。

以上でございます。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 今後どうするのかということをお伺いしたかったのですが、今後も余り変わらないというふうに解釈してよろしいのかと考えております。

今度は、町長にお尋ねいたします。

この事業、やはり7,000万円前後の事業じゃないかなということを考えております。そこで、この中身について、これからお話しさせていただきたいと思っております。果たして、このバス事業、歳出額に見合う住民サービスが行われているのだろうかという、この1点で質問いたします。

現在、デマンド運行のバスは山森や倶利伽羅方面の一路線の福祉バスに対し、毎週火曜日と金曜日に1往復しております。利用日の前日の正午までに産業経済課に電話し、予約すれば、翌日バスが迎えに来てくれます。

デマンドの利用者は2007年、年間363人だったのが、去年は年間195人に減少しています。現行のデマンド運行は福祉バスの1路線、週2回、1往復のみで、デマンド運行といってもいわゆるデマンド交通システムとは意味合いが違います。

デマンド交通システムとは、乗り合いのタクシーやバスが予約にあわせてご自宅や外出先まで迎えに行き、エリア内の行きたいところまで住民を送迎するサービスであり、タクシーの便利さをバス並みの料金で利用することができます。現在ほとんどのデマンド交通システムはC T I（コンピュータ・テレフォニー・インテグレーション）やG P S（全地球測位システム）など、車を効率的に運用・管理する仕組みを備えております。県内では、宝達志水町が2003年に導入しています。タクシー会社に委託しての事業で、乗り合いタクシー3台と10人乗りのジャンボタクシー1台、運転手4人を1日8時間、土日は休みで年間243日借り上げております。

福岡県八女市では、オンデマンド交通システムを昨年導入し、予約型乗り合いタクシーの運用を始めました。利用者は利用したい日時の30分前までに予約センターに電話し、目的地を伝えて予約します。自宅からはもちろん、外出先からも利用できます。料金は、サービスエリア内であればどこへ行っても片道300円、コンピューターと電話をつなぐC T I機能を搭載し、オペレーターが予約の電話を受け付けると、利用者の電話番号をもとにデータベースを検索し、事前登録済みの個人情報分かるようになっていきます。ドアtoドア、すなわち、住まいから目的地まで送り届けることができます。他の自治体例がいろいろありますが、資料を渡してあるのでごらんください。

単に路線を変更するというだけでなく、津幡町の公共交通の問題点を根本的に考えることが大切だと思います。そこで、大きく分けて4つの提案、要望をさせていただきます。

1つは、町内のタクシー会社との連携のもと、デマンド交通システムを積極的に取り入れられないでしょうか。導入自治体を視察するなど、研究、調査する価値は十分にあると思います。デマンド交通システムの初期費用、維持管理費について、当然、調査した上での検討が必要ですが、最近ではシステムの改善や低コスト化が進んでいるそうです。

2番目として、例えばですけれども、相窪線、九折線、池ヶ原線、河合谷線はデマンド交通システムで対応してドアtoドア、ドアtoポイントを実現し、町中心地域は循環路線バスの運行を充実させて、1時間1便を実現させてはどうでしょうか。このたびの路線改正案を見ますと、太田

線と能瀬・清水線が新たに2路線、新規路線として思案されています。太田線は、フルーティ・タウン太田、太田旭ヶ丘団地を結びます。能瀬・清水線は、浦能瀬、プラント3、庄、清水の各地区を回ります。路線バスの恩恵を今まで受けることができなかった地域であります。大変歓迎しております。ただ一つ、バス路線は主要道路を主に走っております。もっと住宅街の中を運行することはできないでしょうか。主要道路のバス停に行くまでが大変で、遠くてバス停まで行けないということがないように、町内をきめ細かくめぐる巡回バス路線を考えてください。

3番目、住民の声をもっと聞け、もっと拾えということです。例えば、大阪の箕面市のコミュニティバス「オレンジゆずるバス」の運行に際し、約50名参加のワークショップ形式による分科会を経て、具体的にルートを検討し、全自治会に移動のためのバス交通に関する意向調査を実施し、それを受けて協議会では市内バス交通の運行計画を策定し、住民説明会を開催され、実証運行を重ねてきました。住民の生の声を集め、これなら利用したいという住民がふえるような仕組みを考える必要があると思います。

4番目ですが、現在、町営バスと福祉バスは、小型バス3台、中型バス6台、10人乗り1台の計10台で運行されております。小型バスは、席が14席から20席で、立ち乗りをあわせると30人から40人を運べます。中型バスになると55人前後も運べます。これからの需要を考えますと、バスの小型化が求められると思います。10人乗りや小型のバスが町を小まめに周回することが求められるのではないのでしょうか。

今後のバス購入に当たっては、中型バスより小型バス、10人乗りが主流になると思いますが、町長はどのように考えますか。

以上、たくさん質問いたしましたので一つ一つ確実に、確実にどうか答弁、町長よろしく願います。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 デマンド交通システムの導入を検討すべきであるという質問に幾つかお答えしたいと思います。

まず、デマンド交通システムの導入ということにつきましてのご質問でございますけれども、先ほど課長も少しだけお答えしたようでございますけれども、近隣の市町の運行状況も確認させていただいておりますけれども、残念ながら赤字も増加傾向にあるということでもございました。今のところはちょっと難しいんじゃないかなろうかというふうに思っているところでございます。

また、中山間地域へのデマンド交通システムでの対応ということにつきまして、先ほど担当課長がお答えいたしましたけれども、同じ答えになりますが、システム導入や運行経費状況なども踏まえまして、平成19年に中山間地域の一部の無料福祉バス運行に簡易的なデマンド交通で対応させていただいたことがございます。なかなか定着が難しかったということでご理解を賜りたいというふうに思っています。

次に、住宅地にもっと入り込んで運行できないかということでございますけれども、新興住宅団地等を中心とする住宅街の道路状況等から、幹線道路を利用した安全運行をさせていただいております。ワンマン運転ということもございまして、バックしたりということがなかなか難しいということもご理解を賜りたいなというふうに思っております。

次に、住民の声が反映される仕組み、利用者がふえるような仕組みということをおっしゃられましたけれども、当然のことでございますが、営業するという事は住民のニーズにこたえなけ

ればならないと思いますし、ある意味、利用者をふやして営業ベースに乗せなければならない。儲けようと思っただけとはいけないだろうと思いますけれども、それなりの営業ベースというものもあるだろうというふうに思います。当然のことであろうというふうに私は思っております。

次に、今後の公共交通としてのバス小型化車両の購入ということでございますけれども、市街地運行に目を向けることやこれまでのご意見等からも近年のバス車両購入におきましては、高齢者に優しいバリアフリー車両として、ノンステップの小型車両を更新時にあわせて2台すでに購入いたしております。さらに、もう1台購入いたしましたけれども、福祉バス運行を目的としたバス車両であり、高齢者が利用することからノンステップで座席数を確保できる中型車両を購入したものでございます。ご理解を賜りたいと思います。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 あれも難しい、これも難しいというお話でまいったなということなんですけれども、実際、もう少しきちんと調査して、本当に費用がどれくらいかかるものなのか、ぜひ、やっていただきたいと思っております。

私も素人ながらいろいろ調べてみましたけれども、可能性はあると思うんですね。例えばですね、県内では野々市町、今度市になりますが、2009年10月から3か月間、その移動する人の需要を調べるために、町の南北を周回する南北シャトルバスを実験的に運行し、バス停は500メートル置きに全部で29か所設け、1周約15キロの距離を1時間かけて周回し、基本的に1時間に1本の運行改正を試みました。4日間をバス料金の無料期間として実験運転中にアンケート調査を実施しております。

能登町では2009年、半年間実証運行をして、採算や需要を検証し、その結果を受けて路線バスとして本格運行を試んでおります。

かほく市、お隣のかほく市ですが、だれもが無料で乗れる福祉巡回バスの路線についても、本格運行するまでは1年間実験的に走らせ、その結果を受けて路線を決定しています。

津幡町も難しい、難しいではなくて、何かしら採算がとれるものかどうか、利用者がふえるかどうか、そういうこともかんがみながら研究していただきたいと思っております。実証実験というか、実証運行するということは、例えば無料にいたします、今回実験的にということで利用客を調べてみると、そういうことは、このこと自体が住民にバス事業を知ってもらういい機会、バスのことを知ってもらう、アピールできる絶好のチャンスとしてとらえていただきたいと思っております。宣伝にもなり、利用してもらうことで住民からの意見も聞けます。

運行改正に当たっては、実証運行や一時無料化も考えていただきたいと思っております。ぜひ、やっていただきたいと思っております。

町長、お願いします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 今ほど、中村議員のほうから、野々市、かほく、能登、3つの市、町のお話ありがとうございました。

能登町につきましては、私はそんなにつながりが深いわけでもなくて何とも言えませんが、少なくとも言えることは、野々市町の人口は津幡のおよそ1.5倍ぐらいかなと。面積は確か9分の1だったと思います。そういう中でのことであれば、極めて人口密度が高いということでもあり、ある程度は可能なのかなという思いはしないでもございませぬ。

かほく市につきましては、かほく市営バス等もございます。福祉バスも当然走らせております。ただ、看護大学のほうに新たな路線を設けて、多くの方々が利用されているという話は聞いております。そういう何らかのことがあって初めて、そういうものがある意味可能になるのかなという気もいたします。

現時点で言いますと、我が津幡の町では、今即やればあそこでそうなるよというようなものは、今のところ残念ながら見当たりません。ただ、中村議員言われるように一度やってみればいいんじゃないですか、やってみてくださいよ、検討してみてくださいよと言われますが、担当課のほうでは、全く検討も何もしていない、研究も何にもしていないというわけでもございません。

中村議員も含め、議員の皆さん方にそれに関しての朗報をお伝えすることはあるのかもしれないけれども、若干時間をちょうだいしたいというふうに思っています。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 4回目の一般質問でかなり頑張っておりますので、利用者が本当に求められている、この交通を利用していくことで生活しやすくなる、非常に便利で喜ばれる、そういったバス事業に取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、県に対し、県西方沖地震による津波被害の想定を求めよということで質問いたします。

あさっての9月4日に、加賀市で第52回県防災総合訓練が行われます。この訓練は、石川県の西方沖を震源とするマグニチュード7.8の地震により、4.1メートルの津波が来ると想定して行われます。標高の低い沿岸に住む加賀市の住民たちが避難訓練に参加します。津波を想定して、小学生が高台に避難するなどの訓練も行われるそうです。今まで県は、能登半島東方沖で地震が起きた場合にのみ、その時のみの津波しか想定していませんでした。今回初めて、西方沖地震による津波が想定されることになりました。

ことし6月定例会で、5メートルの津波が内灘海岸に押し寄せたら、河北潟放水路に設置されている防潮水門を乗り越えてくると、どのような影響が出るのかについて町長に質問しました。県が想定していないので答えられないという町長の答弁でがっかりでしたけれど、今回県が想定した4.1メートルの津波とは、見渡す限りの海面が4.1メートル上昇して、障害物を乗り越えて内陸へ海水が侵入してくるということです。そのような津波が河北潟放水路の防潮水門や両端の開口部から押し寄せてくるとしたら、また、その高潮位が数十分間続いたとしたら、干拓地やその周辺の低地が浸水することはないのでしょうか。

加賀橋立から羽咋までの海岸線は砂丘が続いております。天然の防潮堤となっております。その防潮堤の人口の切れ目となっているのが、金沢港と河北潟放水路の存在です。河北潟放水路の防潮水門は幅約100メートル、開口部ののり面は左右にそれぞれ約150メートル広がっております。

今回、県が4.1メートルの津波を初めて想定したのですから、内灘に同様の高さの津波が来た場合、どのような影響を周辺地域に及ぼすのか。かほく市、津幡町、内灘町、金沢市の干拓地および河北潟周辺はどうなるのでしょうか。

町長には、津波被害を想定した津波浸水想定区域に関する情報をぜひとも県に対し強く求めていただきたいと思っております。

町長、答弁をよろしく願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 県に対し、県西方沖地震による津波被害の想定を求めよとのご質問にお答えいたします。

中村議員もご存じと思いますが、津波浸水想定区域図は県が作成し、市町はそれをもとに津波ハザードマップの作成と住民への周知をすることとなっております。

県は、東日本大震災を踏まえて地震・津波対策の強化を総合的に検討するため、県防災会議に新たに震災対策部会を設置し、国の見直しに遅れることなく地域防災計画の見直しを進めることとしております。そして、津波被害を想定した地震の位置や規模を改めて検討した上で、今年度末までに新たな津波浸水想定区域図を作成する予定としております。改めて申し上げるまでもなく、県西方沖地震につきまして検討されるものと思っております。また、津波浸水想定区域に津幡町が含まれるとするならば、県からデータ等の提示があるものと思えますし、新たな情報がありましたら議員の皆さまを初め、町民の皆さまにも広く周知するのは当然でございます。

中村議員のおっしゃる4.1メートルの津波といえますのは、残念ながら台風12号の影響で延期になってしまったようでありまして、明後日、加賀市で予定されておりました県防災総合訓練用に用意した数値でございまして、科学的根拠はなく、津波浸水想定区域図の改定に反映させる数値にはならないと県から聞かされております。8月18日付の新聞記事にもそのように書かれておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 すみません。今の話は初耳でした。4.1メートルの津波というのは、たしか金沢気象台が想定したというか、それを新聞記事で読んだ覚えがあります。県はそれに対して、気象台が想定したものであるというようなことを言ってたなというふうに思ったのですが、本当にこの4.1メートルに根拠はないんですか……。

〔議席から笑い声あり〕

お願いします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 この件につきましては、長総務課長が県と話をしておりますので、総務課長のほうから答弁させます。

○南田孝是議長 長総務課長。

○長 和義総務課長 今ほどの4.1メートルの数値に科学的根拠がないというふうなことでございまして、私も心配になりまして、県のほうに確認をいたしました。そうしましたら、確かに気象台のほうでそういうソフトがございましてシミュレーションができるというふうになっておりますが、町長も申し上げましたように、県のほうで震災部会が正式に発足してございまして、そこで検討された数値でもございませぬ。あくまでも今回の訓練にしか使わない、使えない数値ということではほかの地域に影響を及ぼすようなことはない。この数値をもとに対策を練るというふうなことはないというふうなことで回答いただいております。

以上でございます。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 マグニチュード7.8の地震により津波4.1メートルというのは、これはどういうところから出てきたのか、私も県に行ってまた調べてみたいなと思っております。ぜひ、

県に対しては不安がっている住民がいるということで、調査もしくは想定をよろしくお願ひしますと、強く申し上げていただきたいと思います。

続きまして、最後の質問です。

核兵器廃絶平和都市宣言の津幡町は、原発からの脱却を目指すべきということで質問いたします。

核兵器のない世界の実現への決意を示す非核宣言をした自治体の全都道府県、市町村に占める割合は、ことし85パーセントに上ったそうです。我が津幡町は、1992年3月議会で平和都市を宣言する決議を異議なし採決で採択しております。

その決議文には、津幡町は核兵器廃絶平和都市であることがうたわれています。

ことし7月31日、女優の吉永小百合さんが、広島国際会議場で行われた原爆詩の朗読会で今回の福島第一原発事故に触れ、原子力発電所がなくなってほしいとあいさつしたと新聞報道にありました。ここで、吉永小百合さんは重大な発言をしています。「原子力の平和利用という言葉が今まであいまいに受けとめてしまっていた。もんじゅが恐ろしいことは聞き、廃炉に向けた運動はしていたが普通の原子力についてももっともっと知っておくべきだった。世の中から核兵器がなくなってほしい。原子力発電所がなくなってほしい」と訴えたそうです。吉永さんは、核兵器と原子力の平和利用とされる原子力開発は表裏一体だとおっしゃっているのではないのでしょうか。

また、核兵器廃絶国際キャンペーンの代表であるオーストラリアのティルマン・ラフさんは「原発であれ、核弾頭であれ、健康に与える影響は同じだ。原発から出る使用済み核燃料プールは事前に配備された放射能を出す巨大な兵器だ」と言っています。

8月16日のテレビ朝日の報道ステーションでは「原発、私はこう思う」と題して石破茂氏は「日本以外のすべての国は、原子力政策というのは核政策とセットだ。日本は核を持つべきだと思っていないけれど、同時に日本は核をつくろうと思えばいつでもつくれる。1年以内につくられると。それは一つの抑止力であるのでしょうか。原発はなくすべきとして、それを本当に放棄していいのですか。私は放棄すべきとは思わない」と言っています。つまり、いつでも核兵器がつくれるべき状況を放棄すべきでないという論理です。自民党政調会長である石破氏自身が原子力開発は核爆弾製造能力維持のためにこそ必要だと認めているのですから、原子力開発は核製造能力の維持であるというのは、自民党の党是の一つであると考えべきでしょう。

広島も長崎も福島も、被曝した人たちにとっては原爆も原発も同じではないですか。原爆も原発も、同じ放射能を出すということに変わりはありません。核兵器と平和利用の名のもとの原子力開発は、人類に同じ結果をもたらします。

核兵器廃絶平和都市をもって20年も前に、津幡町は核とは共存できないことを宣言しました。その同じ核である原発からの脱却を目指すべきではないですか。あらゆる核兵器に反対する核兵器廃絶平和都市を宣言した津幡町は当然、核兵器製造能力の維持につながる原子力開発にも反対するものと理解しますが、町長の見解を問います。

また、志賀原発についてですが、志賀原発が福島第一原発事故のようになれば、津幡町の住民の放射線被曝も免れません。事故が起これば津幡町も被曝の被害を受けるにもかかわらず、現状では、私たちは説明を受ける場も、情報を共有することも、意見をいう場もなく、原子力防災訓練地域の対象にすらなっていません。町長は、町民を守る立場として、このような状況をどう考えますか。

七尾市と羽咋市、中能登町が北陸電力志賀原発の安全協定の見直しを求める申入書を県に8月に提出いたしました。津幡町も防災対策重点実施地域とするような、あるいはかほく市、内灘町と連携して県に申し入れてください。前向きな町長のお考えをぜひお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 核兵器廃絶平和都市宣言の津幡町は原発からの脱却をとのご質問にお答えいたします。

津幡町では、平成4年第2回議会定例会で核兵器廃絶平和都市宣言を決議しております。

世界の恒久平和と核兵器の廃絶は、だれもが強く望むことであります。しかしながら、その決議文は、中村議員の言われる核とは共存できないということを宣言したものではございません。確かに原子力開発と核兵器は切り離すことができないものかと思いますが、核兵器のためだけに原子力開発があるとは決して思われません。今後の科学技術の進歩を妨げることはあってはならないと思います。今回の福島第一原発事故により、放射能の见えない恐怖というものが現実となっていることから、原発にかわる代替エネルギーの開発が早急に望まれるところでございます。

次に、防災対策重点地域の範囲についてであります。国の防災指針に基づいたものであるため、まず、国が防災指針の見直しをすべきと思います。河北郡市を重点対策地域とするべき判断基準となる具体的な根拠も示せないうちは、町としては国・県の計画に沿った対応をとるべきと考えております。現在のところ、石川県の原子力防災計画に沿った対応をとっていきたいと考えているところでございます。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 もう一度申し上げます。

広島も長崎も福島も、被曝した人たちにとっては原爆も原発も同じだと思います。

町長は、先ほど、ほかの議員の方の答弁にもありましたが、県の動向を見守るということは何度かおっしゃられておられましたし、今もそうおっしゃったのだと思います。国・県の動向。しかし今、県のサポート体制が手薄ではないかという声が聞こえてきます。つまり、何か今、私たち自治体から声を上げていかなければ、県任せにしては、国任せにしては不安だとの声だと思います。ぜひ、北陸電力に対し、志賀原発に関する説明会を求めたり、それから各周辺地域の自治体と連携して原子力のことについて勉強する、防災についても考える、そういったことも含めて取り組んでいただきたいと思います。とっております。

町長、いかがでしょうか。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 防災対策重点地域ということで一つとらえますと全国知事会、谷本知事も県の石川県知事も言うておりましたが、全国知事会が国に対してEPZの拡大をという要望はもうすでにしております。その中でございますので、私どもといたしましても今県に言っても、知事は「言うてあるよ」という話であろうというふうに思いますし、原爆と原発と違うけれども同じようなものであると、同じ被曝は被曝だというようなことも言われましたけれども、そのようなことにつきましては、私自身、十二分に理解はしているつもりでございます。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 ありがとうございます。

以上で中村一子の一般質問を終わらせていただきます。

○南田孝是議長 以上で5番 中村一子議員の一般質問を終わります。

次に、18番 谷下紀義議員。

○18番 谷下紀義議員 18番、谷下です。

ちょうどタイミングよく、今、日本列島に台風が押し寄せています。それと非常に関連した形になると思いますが、まず、1点目の質問、水害対策と町民への周知についてを、もう1点については、今後のイノシシ対策ということについてであります。

天災は忘れたころにやってくる、そういった言葉もございます。最近、特にゲリラ、未曾有、想定外、そういう言葉を耳にいたします。ことし3月の11日は東北地方の震災でした。いろんなことで、きょうの皆さんの一般質問の中でも、そういった問題がされるようでございますし、されております。

私はある懇談会の中で、ぜひ町の対応を聞いてほしいということを目にいたしました。それは、地震、津波もさることながら、津幡町は水害ということをおぼろげに忘れてはいらっしゃいませんかという言葉を私もはっと思いました。歴史は非常に古いんですけれども、北陸本線が竹橋、倶利伽羅を通るといふ計画が出たとき、もう恐らく130年も140年も前のことだと思っておりますが、そのときの逸話がございます。私も何人かの人に聞きました。その当時、北陸本線は、今は旧の8号線より2メートルあるいは3メートル近く高くなっております。最初は、平面で走る予定だったそうあります。しかしながら、その計画と設計が見込まれたその翌年か、その年に、竹橋周辺が大変な水害に見舞われたそうあります。もちろん、そのころは津幡町も津幡川の改修以前の問題ですから、大変な水害だったと思っております。急遽、北陸本線を盛り上げる、地上より2、3メートル上げるといふ案が浮上して、現在の高さになったと聞いております。やはりその当時は、地元竹橋、倶利伽羅地区は北陸本線で分断されることを非常に嫌って、やはり反対運動も起きたようでございますが、何と言っても文化の象徴である鉄道の開設ということで、涙をのんで現在の高さになったというような逸話も聞いております。

そしてまた、私どもの目にも新しいことですが「水害の町、津幡」今から40年、50年前までは、そういう表現がありました。幸い、河北潟の干拓と同時に、先ほど中村議員にありました内灘放水路の開設や干拓地、そして承水路の改良、近年は、かんがい排水路の整備等で、かなり以前は1年に2、3回は水没していた金沢は才田、八田、津幡なら舟橋、川尻、中条の地域にも水田への冠水というものは、日常茶飯事といっても過言ではない。そういった諸問題もいろいろ解決されて、津幡川の改修も終えて、最近、特にここ30、40年、20、30年は、恐らく私の勘では津幡町に時間雨量にして、30ミリ以上の雨が降ったことはないんじゃないかな。あるいは40ミリでもいいんですけれども、ないんじゃないかなという気がいたします。しかし、きょうの昼のテレビでもやっていた、この台風の影響で日雨量で500ミリあるいは300ミリ、時間雨量にして50ミリ、70ミリ、80ミリという報道がなされております。ちょうど私が今申し上げたいのは、津幡町に今、時間雨量70、80ミリ、あるいは日雨量にして300ミリ以上の雨が降ったときに、津幡町はどのような状態になるのかということを考えてみたときに、あえてこの議会を通じての一般質問という形でとらえさせていただきました。

私も、気になりましたので2、3か所この前の雨の日に見回ってみました。舟橋水門、舟橋のポンプ場まで行ってきました。そのときの管理人の話では「きょうは約15ミリ、時間雨量15ミリの対応でそれぐらいでしょう」と言われていたのですが、あのポンプ場は目いっぱいだと。これで

ポンプをいくら回してもこれ以上、潟の水位が6センチか7センチしかないので、上げて、上げなくてもという言葉はおかしいのですが変わりはありません。舟橋地区の水田の田面と舟橋川の水面との高さが同じくらいのところで、そのまま時間が過ぎました。そして、その足ですぐ、七尾線の下に舟橋川があるわけですが、その橋の断面も気になって見てまいりました。たまたま舟橋の地元の方にお会いしましたので「七尾線の下に橋の水のつきぐあいはいかがですか」という話を聞きましたところ、「ちょっと大きな雨が降るとぎりぎりまでくる」と。それで、すぐその足で舟橋地区が、数年前から集落内をボックスで埋めてりっぱな道路ができ上がっています。そのボックスの大きさと七尾線下の橋梁の断面の大きさを考えたときに、恐らく舟橋のボックスの大きさよりもひよっとすると七尾線下は3分の2ぐらいの断面じゃなかろうかという感覚的な話ですけれども、非常に小さく感じて帰りました。

そしてまた、その足で総門川の七尾線下の断面も見てきました。今と違って昔のことですから、何と七尾線と総門川というのは直角で交わっておりません。かなりの斜角で交わっているのですが、七尾線下のボックスは、残念ながら線路に直角の断面でした。総門川は、斜めに取りついております。何とその橋の下に、恐らく鉄道のケーブルかと思えますけれども、ケーブル線が一つぶらぶらと揺れております。周りを見渡すと、もし七尾線下の川がはんらんしたときにどうなるんだろうなということで周辺を見渡しました。残念ながら、七尾線よりも低いであろうと思われる住宅が数件見渡されました。

やはり、天災は忘れたころにやってくるのかもしれませんが、あの七尾線、本来なら北陸本線と同様に、高さという問題についてはいろいろ協議があったと思いますが、現在の高さになっているとすれば、これはやむを得ないとしても、七尾線下の幅員については、十分今後の雨量のために気をつけるべき問題点であろうというふうに考えています。むしろ、また、今考えますと野山団地の入り口の踏切から向こう、野山団地ができてもうはや35年か40年。そして、緑が丘ができ、グリーンハイツができ、周辺にいろんな団地が開発されました。そういった団地が開発される以前から、付設されている七尾線の橋架のボックス断面というのは、非常に危ないものであろうというふうに思います。

そういった点について、今後の住宅を建てる場合でも、やはり七尾線よりも高くするような指導というものをぜひ建設課のほうでも心がけてもらわなければならないというふうに考えてきました。そういった点、町長はずっと質問攻めでお疲れでしょう。若い建設課長に、今後のそういった七尾線の橋架対策についての考え方と今後の取り組みについて気持ちをお聞かせください。

○南田孝是議長 岩本都市建設課長。

○岩本正男都市建設課長 谷下議員の水害対策と町民への周知についてのご質問にお答えいたします。

近年、ゲリラ豪雨と呼ばれる短時間に局所的に降る猛烈な雨が全国各地で頻発しており、記憶に新しいところでは、平成20年に金沢の浅野川において、2時間で200ミリを超える降雨により甚大な被害が発生しました。津幡町においても、平成18年に2時間で100ミリの降雨量を観測しております。そのときの巡視において、準用河川倉見川や総門川で河川水位が護岸いっぱいまで上がっているのが確認されましたが、その後に豪雨がおさまったため浸水被害とはなりません。

ご指摘の1時間に80ミリという降雨量も相当な豪雨であり、その後の雨の降り方にもよります

が、河川断面が狭くなっているところなどでは浸水被害が発生することが想定されます。

ご指摘のとおり、準用河川総門川および舟橋川においてはJ R七尾線を横断しており、鉄道の線路により一部河川断面を損ねた形になっておりますが、非常に狭くなったような感じは受けませんが、河川幅については前後見合いの幅員となっております。両河川の沿岸地区では、これまでたびたび浸水被害を繰り返してきました。総門川のJ R横断部より上流部では平成10年以降に河川改修を実施しており、また舟橋川においてもJ R横断部より下流部の舟橋地区ではボックスカルバートによる河川改修が平成22年度に完了しております。これらの事業の効果により、浸水危害は大方解消されたものと思っております。

J R七尾線を横断している河川以外にもさまざまな水路がございます。今のところ、それらの水路が引き金になっての大きな浸水被害の報告はありませんが、町内の鉄道下を横断している河川を含めたすべての水路の調査把握に努め、必要に応じ鉄道管理者でありますJ Rと協議を行ってまいりたいと考えております。谷下議員より、近年の開発動向による雨量の増進につきましては、現在、津幡町では開発指導要綱および津幡町小規模開発雨水排水協議基準を設けまして、強く開発者に対して水害に対する未然防止に努めるよう指導しているものでございます。

以上でございます。

○南田孝是議長 谷下議員。

○18番 谷下紀義議員 特に若い建設課長に今後のそういった問題について、真剣に取り組んでいただきたいということをおっしゃって、願って、あえて答弁を求めました。ありがとうございます。

この問題については、我々議員も役場の町長さん初め、皆さんもこういった問題が津幡町にあるということ、肝に命じていただきたいということをおっしゃって、願って、あえて答弁を求めました。ありがとうございます。こういったことを機会に、災害の起きる前に、今ほど課長の答弁にもありましたように、しっかりと雨量計算をしながら、しっかりと根拠のもとで七尾線管理者にしっかりと要望を求めている。天災が人災にならないように、後で分かっていたけれども云々ということにならないような対応をぜひ心がけていただきたいと思っております。

続いて、イノシシ対策で一言お願いを申し上げます。あえて私は3回目のイノシシに対する質問ということになるかと思っております。これもまた1回目から関係しております榊田農林課長に、あえて今後の山村におけるイノシシに対する悩みというものを、ぜひ津幡町でもその悩みを共有していただきたい。災害は自然です、イノシシがふえること自体、これも自然かもしれません。あえて自然にさお差して、イノシシを退治しようというつもりではありません。山間地域へ行けば、年寄り、あるいは真剣につくった田んぼが一晩にして踏み荒らされて風評被害をこうむることの寂しさ、そういったことを真剣に町の皆さんも考えていただいて、何らかの気配り、目配りをしていただきたいということをお願いして、あえて質問台に立たせていただきました。

時あたかも私ごとになりますけれども、きのうの晩とおとこの晩、よくご存じの私の集落の一番奥の5年前から土地改良だった田んぼ2反以上の平均ですが、2晩の間に3町歩ぐらいの田んぼに、一挙にイノシシ被害をこうむりました。私が一般質問したからかなというふうな気も、通告後のことですので何とも言えませんがびっくりいたしました。慌てて何人かが農協へ電気柵を買いに行ったらしいんですが、品切れで間に合いませんでした。そういうときであります、今は。

ただ、私があえて榊田課長、皆さんに申し上げたいのは、3年前にこういった予告をしながら

一般質問をさせていただきました。

去年の暮れに10大ニュースの中で、去年はイノシシが河合谷地区でとれたのは1匹、ことしは12匹もとれた、これは去年の話ですよ。1匹が12匹とれたということは約12倍になった。これが10大ニュースでなくて何だという茶化したような話を全員協議会の席でさせていただきました。ことしの冬は恐らく、河合谷地区でとれたイノシシの数は20匹以上であろうというふうに思っております。2年間で20倍もふえたということになると、やはり地域民とすれば大変な問題であります。

これを町の責任だと、農林課が何かせよ云々を申し上げているのではありません。この間、私が一般質問を最初からしてから、いろんな協議会とか何か持たれたやに聞いております。しかしながら、具体的な対応策というのが見えておりません。先ほど申し上げましたように、自分の田んぼは自分で守るということから、自主的に電気柵を農協に注文に走っております。そういった人が多いということをどのように考えて、今後、どういったことが住民サービスにつながるのかということを実際に考えてもらいたい。

聞いております。国からの交付金も一部あったようにも聞いておりますし、河北郡の猟友会と農協と区長会とで何かの協議会を開いたということも聞いております。今年度になってから、それに似通った会合も持たれたと聞いております。河合谷からも区長を代表して、何人かの人がその協議会に参加したということも聞いております。協議会とか説明会とか対応会は開いても、幾ら開いてもいいと思うんですけども、現実として本当に地区に入って、何がしてほしいのか、どういうことが喜ばれるのかということ膝を交えて話し合えるような機会が一度もないということに私は非常に残念に思っています。

私の一般質問、3回目と申しましたが、質問させてもらいますけれども、それじゃ谷下さんどうしたらいいんですかという話を役場のほうから聞いた覚えがありません。何とか対応したいということです。また、猟友会があるから対応は猟友会でいい。予算もほとんどのものが猟友会のほうに集落のほうへは行ってないという話も聞いております。そしてまた、私が第2回目の質問のときに言いました。県の狩猟制度、農民が自分の畑にわなをかける、そのために、あれはイノシシ対策のために狩猟免許をとっていただきたいという役場の要望もあり、県の要請もあり、何人かが狩猟免許をとらせていただきました。しかしながら、4月から10月の間に自分の畑を守ろうとする狩猟免許者が、3,000万円以上の傷害者対物者保険に入らなければ狩猟許可が出ない。あるいは8,200円の狩猟税を払わなければ狩猟許可を出さない。出さないんですよ、詳しく説明すれば。10月15日以降は大丈夫なんですけれど、4月から10月までの間の狩猟というのは一切認められないという形になっております。こういった一つの狩猟というものを遊ぶ会としてやってこられた猟友会。今、現実として我々が、今晚襲ってくるのかもしれない、やられるかもしれないイノシシの災害に対して、対応する処置というのが余りにも弱いということをお聞きをかりて申し上げておきます。そういったことをあわせて、今後のイノシシ対策に対する長い間の農林課に滞在されて、真剣に私ども農家の親身になって考えてくれるであろう榊田課長の今後の気持ちと、私が今申し上げた皮肉を含めたことに対するの答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

○南田孝是議長 榊田産業経済課長。

○榊田和男産業経済課長 今後のイノシシ対策についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の中にありました区長等を交えた会合でございますが、本年度、石川県から鳥獣害対策リーダー選任の依頼があり、イノシシ被害のある19集落について、区長を中心とした鳥獣害対策リーダーを委託していただけるよう町からお願いし、14集落に承諾をいただきました。そのリーダーを中心に、7月28日に集落ぐるみで行うイノシシの対策事例や防止対策の助成内容、体制づくり等を検討する研修会を実施しております。また、この研修会をもとにして、リーダーを中心に集落における被害状況の把握、防止対策等を考え検討し、集落ぐるみの取り組み体制の構築を図ることにより鳥獣害対策の口火になることを期待しております。

この研修の次のステップといたしまして、8月24日に瓜生区におきまして、リーダーを中心に地域住民、行政、JA、猟友会等の関係機関が集まり、集落点検の研修会を行っております。この研修会では、実際に被害のある現地を調査し、参加者全員で意見を出し合い、直ちに取り組みの対策、短期の対策、長期の対策についての意見を集約し、集落全体として具体的な施策に取り組んでいけるよう、研修会が実施されております。今後、他の集落においても随時実施する予定であり、この取り組みが広がることにより有効なイノシシ対策につながることを期待しております。

町における補助金でございますが、電気柵等の設置に係る費用につきましては、国の補助事業を活用してまいりたいと存じますので、今後要望がございましたら積極的に取り組んでまいりたいと思います。また、本年8月5日付で石川県有害鳥獣捕獲事務取扱要領の一部改正がなされ、現行の捕獲体制と整合を図りつつ、団体捕獲での対応が困難な場合は、被害を受けている個人が有害鳥獣捕獲の許可申請ができるようになりました。そのほか、本町にはイノシシ捕獲奨励金を平成21年度より創設し、1頭につき2万円の助成を実施しております。また、河北郡市有害鳥獣対策協議会、猟友会河北支部、JA石川かほく等の協力をいただき、7月下旬よりおりによる捕獲において、8月末現在で9頭のイノシシの捕獲がございました。

有害鳥獣対策は、関係機関の連携により最大限の効果を得るものと考えており、今後も石川県、津幡町、猟友会河北支部、石川かほく農協、集落による連携、協力により被害防止に努めてまいりたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○南田孝是議長 谷下議員。

○18番 谷下紀義議員 ありがとうございます。

県のほうでも動きがあるようでございます。私も私なりに今後そういったことについては真剣に取り組んでいきたい。今ほど申されました榊田課長、瓜生集落で会合が開かれて云々と言われました。時あたかも、きょうの北國新聞でしょうか、全国でイノシシ被害が56億円、石川県で1億1,000万、富山県でも1億1,500万前後の被害があるということが、これはどういった調査での被害か分かりませんが、心情被害あるいは風評あるいは心痛、心に与える被害というものは非常に大きいものがある。私はそういったものをすべて役場の責任とか、そういうことを申し上げておりません。そういった協議会は幾ら続けても協議会ですし、この前行われました河合谷のそういったような集会というのは、私が第1回目の一般質問のときにぜひやってほしかったなど。遅くとも第2回目の一般質問のときにしっかりとそういったことをやってほしかったなど。今、集落でやっても、瓜生はおかげさまでここ1週間前から毎晩、当番制で田んぼの見回りをしているようでございます。そういった心痛に対しても、金銭で云々とは言いませんが、会だけ開いて、

今ではもう農家の方々のほうがイノシシの習性とか、あるいは対策のやり方、町の皆さんが出向いて説明しなくても皆さんのほうが余計勉強しているんです。そういった人を集めて云々よりも、もっと具体的な方法はないかどうか。現実的な問題というものはないのかどうかということ、やはりしっかりとした基本的な考え方のもとで指導と協力をですね、ぜひ考えてもらいたいということを申し上げさせていただいて、私の一般質問を終わりたいと思います。

よろしく申し上げます。

○南田孝是議長 以上で18番 谷下紀義議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたしまして、午後2時45分から一般質問を再開いたしたいと思います。

〔休憩〕 午後2時37分

〔再開〕 午後2時45分

○南田孝是議長 ただいまの出席議員数は、18名です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

6番 森山時夫議員。

○6番 森山時夫議員 6番、森山時夫です。

きょうは、2点について質問いたします。

まず最初に、東京電力の福島原発事故における県、町内の放射能汚染調査についての質問をいたします。

私は、3月11日午後2時46分、ちょうど今見ますと偶然にまたこんな時間になったわけでありますが、3月定例会で、ここで一般質問のさなかに東日本大震災が発生をいたしました。私は質問の最中であり、地震の揺れを感じなかったわけですが、周りからざわざわとなり自分では意味不明な状態でもありました。その後テレビを見ますと、テレビで映し出された実況を見て、想像を絶する未曾有の震災、大津波を目の前にして体が震えたことを今も鮮明に覚えております。震災で亡くなられた方々のご冥福を祈るとともに、亡くなられた方々の親族や被災されたすべての方々のお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧、復興を願っております。

今まさに、日本に直撃するであろう台風12号で、もはや各地でゲリラ豪雨が発生し、大きな被害をもたらしております。こうした想定外の天災はいつ我々に降りかかってくるかは分かりません。今や天命が先か、あるいは天災事故による死が先か、想像のつかないご時世であります。こうした中で、いよいよ収穫の秋、食欲の秋がやってまいりました。水田は黄金色になった稲穂、また、畑はナシやブドウ、リンゴ、それにカキ、クリなど果樹がたわわに実り、一番食欲が増す季節になっております。

この東日本大震災における石川県、町内の産業には、大小さまざまな影響がありましたが、我々の一般生活に対しては大地震の影響はなかったものの、今、一番問題になっているのが福島原発の放射能汚染問題であります。今まで東電、原子力保安院、政府でいろんな経過、現状報告など刻々と報道されていましたが、国民が最も知りたい情報が正確に伝わらず、事故から半年過ぎたいまだに政府、関係者の混乱が見受けられた現状で、私たち農作物の生産者や消費者も、食の不安は募るばかりであります。

それで、石川県では県内15か所にモニタリングポストを設置し、常時、大気中の放射線量を測定、これまでのモニタリング調査においては原発事故前後の放射線量の差は見られず、したがって、降雨等による土壌や農作物には、安全性に問題はないとそういうふうに言われておりますが、

米に対して、放射性物質調査が県内19市町にわたり、わせ、なかての品種の調査をしております。調査結果は県のホームページで公表するとしてしておりますが、現在、テレビ報道によって刈りなどをしている、そういう実際の作業が放映されております。そこで、津幡町の調査対象としては地域がどこで、何か所するのか。それと、米のほかの農作物を町独自で調査する考えがあるのか。また、先ほどの県で放射性物質の調査記録をホームページで公表すると言いますが、これは一般的に危機を持っていなければホームページを見ません。これは、全町民、県民が関心のあるものでありますから、津幡町としては、広報つばたという全町民に伝わる機関紙もありますので、これは、ぜひとも広報つばたに記載する、それが一番最良だと思っております。

それで、3点について、町長の答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 森山議員の福島第一原発事故による県、町内の放射能汚染調査についての質問にお答えいたします。

現在、県が実施しております調査方法は、収穫1週間前の水田において30株を刈り取りにより採取し、検査の結果、放射性セシウム濃度が1キロ当たり200ベクレルを超えた場合は、農家に対して米の出荷自粛を要請するとともに町内の出荷集落すべてで改めて調査することになります。

津幡町の放射能汚染調査対象地域でございますが、わせの「ゆめみずほ」につきましては8月10日に川尻地内の水田で行っており、検査結果は検出されておられません。また、なかての「こしひかり」につきましても、8月24日に舟橋地内の水田にて行っております。これも幸い、結果は検出されておられません。

続きまして、米以外の農産物の調査について、町独自で行うのかというご質問でございますが、現在のところ、県の調査では検出されていないということで、必要がないものと判断をしているところでございます。

最後に、調査結果の広報についてでございますが、町内で生産される農産物は安全、安心であることを町民はもちろん、県内外にも広く、迅速に知ってもらえるように町の広報やホームページ等に記載したいと考えているところでございます。

以上です。

○南田孝是議長 森山議員。

○6番 森山時夫議員 答弁ありがとうございました。

特に米は町内の学校給食米、また、地域によってはブランド米として全国へ供給をしております。そういうことで、日本人の主食として欠かせない品でもあり、ことしは特にこういう被災県や隣県の県で放射能汚染のそういったものの風評のために自給率が非常に下がるといううわさもありますので、せめて津幡の米、石川県の農産物は絶対に安全が断言できると、そういう処置を講じていただきたいと思っております。

それでは2点目といたしまして、耕作放棄地再生利用モデル事業のマコモの栽培についてお伺いします。

昨年2010年より、舟橋地区において放棄地再生利用モデル事業の一環として津幡町特産のマコモ栽培が実施されています。当町産業経済課が主管となって、JAかほく、まこも生産組合とタイアップしながら、昨年は英田小学校の児童、ことしは井上小学校の児童が植え込みの体験と収穫の体験を目的に栽培を行っています。この河北潟周辺広域道路沿いの一等地に当たり、そこ

にはのぼり旗、立て看板、そこには町の特産マコモのPRを兼ねた非常に期待のかかったそういう場所でもあり、事業でもあるように思います。

昨年は初年度であって初めてでありますので水の管理や草取り、生育管理など、非常に苦難の栽培だったように思っております。しかし、本年は2作目となり、同じ場所でもありますので、昨年の経験を生かしながら、そこを通る車の車窓からだれが見ても津幡のマコモはすばらしい、そういう栽培を期待をしていたわけでありまして、どうも、この前から見ていますと昨年の二の舞になりそうな状態になっております。大々的に写真入りで新聞報道され、津幡町特産のマコモが、そういうまた管理不足により期待を裏切るようであれば、せっかく個人で、それらまこも生産組合員、現在は会員数21名で約1万9,000平米のマコモの関係者がいますけれども、丹精込めた品質のよいマコモも津幡のあそこを見た限りでは、津幡のマコモはこういうものかと、そういう印象を受け、影響が出かねません。

ちなみに、マコモ田の条件としては、私もことしから本格的にマコモをつくっている立場として言えますけれども、用水からいつでも容易に水があたること。また、水田に常に水があること。草は除草剤を使わず人力でやりますので、常に草取りをすること。そして、生育管理は常時状態を見ながら、米と一緒にそういう4つの最低条件が非常によい良品のマコモをつくる条件だと思っています。

そうした中で、この再生事業が5年計画であれば、津幡マコモの栽培を今後まだ連作をするのであれば、今の水田は完全に修繕を行い、また、本当の栽培管理者をきっちり決めて行わなければ、まず、販売拡大とかそういうものにつながる成果を期待することもできません。それで、この放棄田再生モデル事業で、まだマコモ栽培するならば、あそこの面積を縮小して、いつでも管理のしやすい面積にするか、または残ったところに大豆とかソバを植えて、そういう土壤にあった栽培をしてはいかかかと、そう私は思っておりますが、今後の栽培について産業建設部長の方針をお伺いいたします。

○南田孝是議長 川村産業建設部長。

○川村善一産業建設部長 耕作放棄地再生利用モデル事業のマコモの栽培について、マコモにこだわらず大豆、ソバなど土壤にあった作物をとの質問にお答えいたします。

このモデル事業は5年間の継続事業であり、津幡マコモ生産組合と石川かほく農協の協力を得て、昨年より試験的に行われているものであります。

特にマコモタケを耕作する上において、雑草の管理に大変な労力が必要になっており、生産者の大きな負担になっているのが現状であります。

このモデル事業では、マコモタケを生産する上で使用認可されている除草剤がないというところに注目し、モデル事業の試験内容として除草の労力を軽減できないかということでトラクターやテラーなどを使用しながら試験を行っているところでございます。また、マコモタケにこだわらず大豆、ソバなどの土壤にあった作物をとということでございますが、当初、この事業で何を植えるかということで町耕作放棄地対策協議会で検討した結果、マコモタケは町の特産物であり、現地の土壤に適していることが選定された理由であり、今後、残りの3年間についてもマコモタケで試験をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○南田孝是議長 森山議員。

○6番 森山時夫議員 今後もマコモを栽培すると言っておりましたので、去年、ことしの問題

点を解決しながら、最後には立派なマコモタケができるように期待をしております。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○南田孝是議長 以上で6番 森山時夫議員の質問を終わります。

次に、3番 黒田英世議員。

○3番 黒田英世議員 3番、黒田英世でございます。

実質的には、3つの項目についてご質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初は、教育、子育て相談窓口の充実についてでございます。

本質問は、さきの6月定例会において義務教育終了までの医療費無料化と同じく、津幡町における子育て支援、子育て環境の充実の一環であるにとらえていただきたいと思います。

今、子どもたちの世界にはひきこもりや不登校、いじめ、児童虐待、学級崩壊などが少なからずあります。とりわけ、いじめはその実態をつかむことすら難しく、下手な対応をすれば逆にエスカレートし、取り返しのつかない事態を招くことにもなります。ただ、これらの犠牲となる児童の数は、マスコミで報道されているだけでも少なくありませんし、こうした児童を抱える親御さんや現場の先生方やご本人自身も含め、自分たちだけで何とかしようと悩み続け、必至の努力をされているのが現状ではないかと考えます。

ともすれば、みずからの育て方に自責の念を抱いたり、原因探しを始めたり、夫婦で責任の押しつけ合いをしたり、はれものにさわるようなかわり合い方をしたり、そのうちどうにかなるだろうと、無責任なただ待つだけの対応をしたりということを余儀なくされています。そして、その後の対応を誤ってしまった例は数多く見聞します。また、学校の先生方もこれらの対応に限られた時間の中で努力され、苦慮されているのが現状ではないでしょうか。加えて、本人自身もこのままではいけない、何とかしなければと苦悩の毎日を送っておられます。

このような事態の背景にある病気や障害は、統合失調症、うつ状態、うつ病、強迫性障害、パニック障害、発達障害などがあるとされています。そして、こうした問題を一日でも早く解決に導くために、悩みを少しでも軽くし状態をよくするために、親御さんや先生方、ご本人たちが気楽にこういった問題に対して気安く相談に乗ってもらえる窓口を充実することを提案したいと思います。

この種の窓口は県が設置しているものが多く、県内には20か所あります。また、県立以外の施設は加賀市、小松市、白山市、七尾市、輪島市、内灘町に1か所ずつ、そして金沢市に2か所、わずか8施設しかありません。そしてその多くは、児童相談所とか地域福祉センターに併設されています。

津幡町には石川かほく地域センター内にありますが、実質的に機能をしているのでしょうか。こうした悩みの相談にこられる方は、できれば他人に知られたくないという気持ちが強いわけですから、窓口をどこに、どのような形でといった設置場所や窓口のレイアウトについても最新の工夫が必要だと考えます。そして、窓口には、児童相談所の職員や教育者などがほとんどですが、それらに加えて、診療内科の医師や保健師さんなども相談に当たり、秘密保持と適切なアドバイスができる体制を一日も早く整え、子育て環境の充実したまちを目指すべきと考えます。

これらが実質的に機能し実績を上げることができれば、副次的に津幡町のイメージアップとなり、人口増に一役買ってくれるものと信じています。

本質問のご答弁は、学校教育課長にお願いいたします。

○南田孝是議長 八田学校教育課長。

○八田信二学校教育課長 黒田議員の教育、子育て相談窓口の充実についてのご質問にお答えいたします。

不登校、いじめ、ひきこもりなどは早期対応、早期解決が非常に重要であるととらえており、長期化、複雑化を回避するため相談者に対する手厚い支援が必要であるというふうに考えております。

現在、津幡町教育委員会内にある教育センターにおいて、未就学児童から中学生までを対象とした教育相談を行っており、相談内容、状況に応じて町健康福祉課の社会福祉士、保健師らと連携し、対応を図っております。また、教育センターに配置の学校サポート指導員は、学校からの依頼、保護者からの相談を受け各学校、家庭を訪問し、経験を生かした助言指導や提案を行ったり、保健室登校の児童生徒のよき相談相手となり、就学に向けた対応、支援を行っております。

津幡中学校、津幡南中学校、井上小学校の3校に県教育委員会からスクールカウンセラーとして臨床心理士またはそれに準ずる方が派遣されており、週1回3時間から5時間程度、児童生徒や教職員、保護者に対し専門的見地に立ったメンタルケアを行っております。こういった専門医の方々への相談は、他の学校の児童生徒や教職員、保護者でも可能であり、町教育センターからあつせんや紹介、調整を行っております。

最後に、教育センターへの相談者に対する施設上の配慮が必要ではとのご意見でございますが、極力別室を利用し、相談者への秘密保持に工夫を行い、対応いたしております。

今後も、教育センター、学校、行政が連携し、より相談しやすい体制の確立を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご支援をお願いいたします。

○南田孝是議長 黒田議員。

○3番 黒田英世議員 どうもありがとうございました。

先ほどの早川教育長からも、いじめを未然に防ぐ対策に真剣に取り組んでおられるということを含めて、この事柄については一朝一夕には実績が出ないものとは思いますが、地道にしかもしっかりと腰を落ちつけてぜひとも取り組んでいただきたいというふうに思います。

引き続き、矢田町長にご答弁をいただきたいわけですが、今ほど申し上げた教育、子育て相談窓口の充実は、本町が目指す子育て支援、子育て環境の充実したまちづくりに直結するとも言える重要な課題であります。

こうしたまちづくりに日夜ご努力されている矢田町長のご見解もお聞かせください。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 教育、子育て相談窓口の充実について、私の見解をとのことでございますので、お答えさせていただきます。

子どもたちが健康で明るく、元気に育ってほしいと願うのは、どこの親も共通の思いであります。私も人の親であると同時に津幡町の子どもたちのある意味、親であるとの強い意識を持って町政に取り組み、子育て環境の整備、充実、教育水準の向上などを目指し、日々努力しているところでございます。

その中で、不登校やひきこもりなど、ちょっとしたきっかけでこういった状況になってしまった子どもたちを持つ保護者の方々の心労をお察し申し上げる次第でございます。

私自身も身内に不登校の子どもが以前にいたことがございまして、大変心配をした覚えもございます。今、申しましたとおり、保護者の方々の心労は心からお察しを申し上げる次第でございます。一日も早く解決してほしいと相談の窓口を求めて日夜苦慮されているものと思われまます。何とか、こういった方々が気軽に専門的な助言を受けることができ、解決への一歩が踏み出される窓口が必要であるということは、私も同感でございます。

今ほど、担当課長が説明申し上げましたのは、未就学児童から義務教育までにおける相談体制の説明であり、高校生から20歳未満に対する相談につきましては、町健康福祉課の地域包括センターと石川中央保健福祉センター河北地域センターを中心とした各種機関連携の体制で支援を行っております。その上で相談者のプライバシーを確保し、相談のしやすい体制を整え、早期支援、早期解決に努めているところでございます。

今後、より一層の相談体制の充実、支援強化を図りながら、子育て支援、子育て環境の充実を推進し、安心で安全、住んでよかったと実感できるまちづくりに努めてまいりたいと考えているところでございます。

○南田孝是議長 黒田議員。

○3番 黒田英世議員 どうもありがとうございました。

先ほども申し上げましたが、その問題は本当に一朝一夕で解決できる問題ではございませんので、町としてじっくり腰を落ちつけて、そして真剣に取り組んでいただきたい。このように思います。

次の質問に移りますが、このままでよいのか志賀原発に対する対応はということでございます。

これについては、今まで質問された何人かの議員と質問内容が重複する部分もございしますが、一つよろしく願いいたします。

私は、これまで原子力発電に対して再生可能な自然エネルギーは実用化され、商用ベースに乗るまでは容認する立場をとってきました。しかし、今回の福島第一原子力発電所の事故に対する対応のずさんさや政府や原子力安全保安院を含む関係各省庁、電力会社など、原子力発電にかかわるすべての組織の隠ぺい体質を嫌というほど見せつけられました。とりわけ、8月25日の謀地方紙の1面に掲載されておりましたが、東京電力は、2008年に東北地方に高さ10メートルを超す大津波を予測しておきながら何の対策もとっていなかったばかりか、そのことをことしの3月11日のわずか4日前に、経済産業省の原子力安全保安院に報告をしております。このような重要な事柄を3年間も隠ぺいしていたということでもあります。我が津幡町に電力を供給している北陸電力の志賀原発においても、数々の事故隠しの事実は記憶に新しいものがあります。

さらに、ことしの夏は全国的に電力の需給バランスが崩れ、供給不足になるとやかましく言われ、節電を呼びかけておりました。全国の各企業あるいはまた公共団体など当役場も含むすべての電力消費者のご努力で電力の供給不足という事態は今のところ避けられております。

北陸電力管内に限って言えば需要が供給の90パーセントを超えたのはわずか8日間だけであり、このことも事前の報道とはかけ離れた結果であります。そして、私たちは何より今回の事故で思い知らされたのは、汚染された水や土、農産物、畜産物を初め、あらゆる汚染物質を確実に、そして安全に処理する方法すら確立されていない、こういう現実であります。

したがって、これら一連の処理施設の建設や処理費用を含めると原発の発電コストはとてつもなく高いものになることを見せつけられました。

さて、こうした環境の中で、志賀原発から津幡町は国が定めたE P Zの圏外ではありますが、決して他人ごとではないというふうに考えます。本町より直線距離で約40キロ、ほぼ真北にある志賀原発があります。ここで事故が起こり、北風や北北東の風が吹けば、あっという間に放射能を含んだ大気に汚染されてしまいます。また同様に、敦賀や美浜、大飯、高浜原発も200キロから250キロ圏内にあり、決して遠い距離ではありません。これも南西の風が吹けば前述のとおり  
の事態となることは論をまつまでもありません。これらに対する地元石川県の対応は、基本的には国の対応をまつだけという姿勢ではありますが、それでも、石川県の9月補正予算案の中には大気中の放射能測定強化のために、固定型モニタリングポストの購入費用として7,400万円を計上しておりますし、今回の事故を受け、再生可能なエネルギーの導入促進に向けて調査を開始する  
とされています。

さきの6月定例会では、先ほどもそうですが、矢田町長は津幡町の対応は県の対応を見きわめてからと答弁なさいましたが、本当にこのままでよいのでしょうか。

以上のような状況にかんがみ、安全と安心のまちづくりを目指す津幡町として、未来のエネルギー源を原子力に頼ろうとしている国の政策に対してはもとより、とりわけ志賀原発に対する当町としての独自の見解を明らかにし、県や北陸電力に対して志賀原発の再稼働やプルサーマル計画を中止させるよう要請すべきではないでしょうか。

最後に、当町と相互災害協力協定をどこの自治体と締結しているかをお答えください。

以上の質問に対して、矢田町長の見解をお聞かせください。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 東日本大震災に伴って発生しました福島第一原発事故は、原子力発電所の安全神話を根底から覆すものとなりました。

私たちは、今回の原発事故を見過ごしているわけではございません。地元石川県にも志賀原発がありますので、去る6月27日に開催されました石川県町長会定期総会におきまして、原子力発電の安全対策に関する特別決議をしております。これは、4項目にわたり対策を講じるように求めたものであります。1点目は、今回の事態の徹底究明とその全情報の公開と安全規制のあり方を抜本的に見直すこと。2点目には、立地自治体はもとより、地元住民を初め広く情報提供を行い、迅速で正確に公開、伝達するような体制に見直すこと。3点目は、原子力発電は立地自治体の協力を得て国策として推進しており、危機管理および財政負担に責任ある対策を講じること。そして4点目に、原子力発電への過度な依存を見直し、再生可能エネルギーの開発によるエネルギーの安定供給のあり方を早急に検討すること。この4点であります。この決議には法的な拘束力はないかもしれませんが、石川県町長会としての総意であり、今後もこれに基づいた対応をしまいたいと思っております。

なお、石川県に対して志賀原発の再稼働を認めないように要請することやプルサーマル計画の中止を求めることにつきましては、まず地元の志賀町があり、そして我々を包括する石川県の判断が優先されるものと考えております。そして、どちらも同意に達した場合に初めて、再稼働や計画の実施が可能になるものと私は認識をしております。

次に、災害時相互応援協定を締結している自治体につきましては、金沢市、かほく市、内灘町、および富山県小矢部市であります。

今回の東日本大震災を教訓として、地震時における同時被災のリスク分散の観点からも、現在、

近隣以外の自治体との協定に向けて検討をしているところでございます。

以上です。

○南田孝是議長 黒田議員。

○3番 黒田英世議員 ありがとうございます。

最後の相互災害協力協定を結んでおられるのは隣接する市町ばかりでございましたけれども、それ以外のところと現在協定を進めているということでございますので、ぜひとも早急に進めていただきたいというふうに思います。

もう一つ質問ですが、最低でもみずからを守るという観点からも、少なくともそれなりの設備を整えておく必要があるのではないかとこのように考えます。放射能を測定する機器を常備し、毎日とは言いませんが、1か月に一度なり、3か月に一度なり、同じ場所で測定し、その値を記憶をしておいて、いざというときにどう違ったかということ判断する貴重な材料になるというふうに思っておりますので、この辺についてご答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 測定器につきましては、先ほど塩谷議員さんの質問にもお答えしたとおりで、なかなか今ないというそんな話も聞かされております。

消防署にある測定器がどの程度まで活用可能なのか、私、今のところ資料を持っておりませんので何とも言えませんけれども、時を見てそんなことも考えてみたいと思っております。

以上です。

○南田孝是議長 黒田議員。

○3番 黒田英世議員 ありがとうございます。

ぜひとも町内各所の測定については、きちっとしたデータを取るべく努力をお願いしたいと思います。

最後の質問に移りたいと思いますが、総合行政情報管理システムと個人情報保護管理システムについてお尋ねをいたします。

町の総合行政情報管理システムについてお尋ねしますが、1つ目は、データの保護という観点から質問させていただきます。日々窓口で更新されたさまざまな情報はデータベース化され、毎日確実にサーバーに反映されているか。その情報が万が一の事故に備えて管理され、バックアップ体制がとられているかということであります。2つ目には、個人情報の観点から、個人情報がいかに守られているかお尋ねをします。

まずは総合行政情報管理システムについてお聞きをします。

さきの3月11日に東北地方一帯を襲った大地震は、同時に大津波を伴い、福島原発は原発史上最悪の事故を起こしました。今回の大地震と大津波で多くの自治体は、庁舎もろとも住民基本台帳を初め、行政上の重要な情報が一瞬のうちに失われてしまいました。その結果、その後の住民サービスに重大な支障を来し、例えば住民基本台帳が失われてしまったために、だれがどこの避難所に避難されているかも把握できず、全国から集められた貴重な義援金や補償金などの配布に支障を来している自治体が数多くあります。反面、情報システムの基本どおり情報管理をしっかりと行っていた自治体は、早々に行政として住民サービスを再開していますし、今ほど申し上げたことなどにも速やかに対応をしています。

そこで、津幡町の情報管理システムについてであります。日々窓口で更新されたさまざまな

個人情報や行政情報はデータベース化されて一元的に管理されていると同時に、個々のパソコンからグループサーバーにそのデータが転送され、そこからさらに統合サーバーにデータが送られているはずですが、この統合サーバーにはどれくらいのサイクルでグループサーバーからデータを退避させているかをお尋ねします。

また、それらのグループサーバーを一括管理している統合サーバーが庁舎内のどこかに設置されているはずですが、その部屋の耐震性あるいは空調管理、そしてまた、無停電電源装置などは確保されているのかどうか。さらに、万が一を考えた場合に備えて、庁舎外のデータセンターへ情報を退避されているはずですが、その頻度はどの程度のサイクルでデータを対比させているかをあわせてお尋ねします。具体的には、津幡町の情報管理システムは、三谷産業さんが構築したとお聞きしております。

三谷産業さんのデータセンターは辰口にある北陸先端大学の敷地に隣接する石川県のテクノパークの中にあるはずですし、メーカーのデータセンターを使っているとすれば、当町は西日本の管轄でありますから関西を中心とする圏内にメーカーが管理するデータセンターが置かれています。これらいずれかにデータのバックアップさせているはずですが、そのサイクルと手段についてお尋ねします。具体的には、バックアップをとる必要のある記憶媒体を人間の手を介して宅配便などでやりとりをしているのか、それとも通信回線を使って退避させているかをお聞かせください。

次に、個々人の行政データ、すなわち住民基本台帳ですが、住民一人一人が行政上の必要なデータは個人ごとにデータベース化され、必要に応じて検索、更新されています。税務課が必要なデータも、健康福祉課が必要なデータも、住民課が必要なデータも一元的に管理されているはずですが。

そこでお聞きしたいのは、例えば税務課の職員が特定の個人のデータを参照したいときに、パスワードを入力し、ファイルを開き参照するとき、税務課が必要な項目だけが見ることができて、他の項目は見られない構造になっていることを確認したいと思います。システムファイルがもしこのような構造になっていなくて、すべての情報が見れる構造になっているとすれば、個人情報保護の観点から問題があると考えます。

最後に、これらのデータには基本的には情報の漏えい防止という観点から外部へ持ち出すことがあってはならないわけですが、万が一、何らかの理由で、やむを得ず外部へ持ち出す場合の取り扱い方法についてお尋ねをします。

これらについて、企画財政課長からのご答弁をお願いします。

○南田孝是議長 岡本企画財政課長。

○岡本昌弘企画財政課長 総合行政情報管理システムと個人情報保護についてのご質問にお答えします。

まず、中枢のサーバーがどこに設置されているのか、その部屋の耐震性、空調管理は十分確保されているのか、どのくらいのサイクルでサーバーからデータ退避を行っているのかにつきましては、本町では、現在、住民基本台帳や戸籍を初めとする重要システムやそのデータは、耐震設計がなされた新庁舎2階の部屋に収納し、24時間空調管理しております。また、これらのシステムからは、毎日業務終了後から深夜にかけ外部記憶媒体にバックアップデータを取得し管理しており、データの損失に備えております。

次に、万が一に備えてのデータセンターへのデータ退避とその頻度のご質問につきましては、

現在のところ、バックアップデータのほとんどはシステムと同じ部屋に備えてある耐火金庫に収納しておりますが、データセンターを利用したデータ退避は行っておりません。これは、庁舎が火災や地震などで倒壊するなど、被災リスクが極めて低いと想定したことによるものでございますが、今後、データセンターを利用したバックアップデータの退避などを含め、最善の方法を検討してまいりたいと考えております。

次に、自課業務に必要な項目だけ参照できるような仕組みになっているのかとのご質問につきましては、本町の総合行政情報管理システムは、初期画面においてID、パスワードが要求されるようになっており、このIDに業務と資格権限を割り当てております。これにより、担当業務以外の個人情報の閲覧や権限がない者によるデータの更新を防ぐなど、情報の機密性を確保しております。

次に、個人情報情報を外部へ持ち出す必要が生じた場合の取り決めについてのご質問につきましては、漏えい等が重大な問題となり得る情報は、津幡町情報セキュリティ対策基準の規定により、庁舎以外の場所への持ち出しを原則禁止しており、情報セキュリティ管理者である所属課長が持ち出す必要があると判断した場合に限り、持ち出しができるようになっております。また、システムからの個人情報抽出は限られたパソコンでしか抽出することができず、抽出されたデータを持ち出す際はウイルスチェック機能を搭載し、不正使用防止機能を備えた特定のUSBメモリーのみが使用可能となっており、このUSBメモリー以外ではデータを持ち出すことができないよう設定をしております。

なお、業務委託等で業者に対し個人情報を外部に持ち出す場合には、契約時に個人情報保護に関する誓約書を提出させ、業務完了後にその取り扱いのてんまつを報告させ、個人情報の取り扱いについて、その詳細を確認しております。

以上でございます。

○南田孝是議長 黒田議員。

○3番 黒田英世議員 ありがとうございます。

今、ご答弁いただいた限りでは、無停電電源装置についてはどうなっているか。再度お答えいただきたいと思っております。

○南田孝是議長 岡本企画財政課長。

○岡本昌弘企画財政課長 無停電電源装置につきましては、各サーバーに1つずつ、サーバー1個1個についております。

以上でございます。

○南田孝是議長 黒田議員。

○3番 黒田英世議員 今のお答えですと、サーバー1台1台に電池を背負っているということでございますね。

〔「はい、そうです」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

庁舎内におけるバックアップシステムや統合サーバーを取り巻く環境や個人情報保護管理については、ほぼ完璧なシステムになっているというふうに思います。

ただ、外部のデータセンターへデータを退避させてバックアップをとっていないというのは、大きな問題だと思っております。外部のデータセンターへデータを退避させるには、とりわけ通信回線

を使うとすれば、暗号化するなど、かなり費用がかかります。しかし、先日の新聞報道にもありましたが、被災されたすべてのデータを失った自治体が4か月間半という長い時間と莫大な費用をかけて、その媒体をメーカーに依頼してデータを復元したとありました。この間、ほとんど住民サービスがストップしていたものと思われま。したがって、来年度の予算編成に当たっては、ぜひともこの点を考慮し、予算措置を講じていただくことをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○南田孝是議長 以上で3番 黒田英世議員の一般質問を終わります。

次に、2番 西村 稔議員。

○2番 西村 稔議員 2番、西村 稔です。

このたび、一般質問の機会を与えていただきありがとうございます。

私からは3点の質問をさせていただきます。

まず第1番目に、企業誘致について、現状と今後の見通しについてお尋ねいたします。

まず、現在本町の工業団地の充足率について、造成以来何年経過して、何パーセント操業しているのか、いまだ残地があるようではあれば、見通しとしていつまでに達成するのかをお尋ねいたします。この次の工業団地として、どのような計画があるのかをお聞かせいただきたい。工業団地の売れ行きですが、過去に工業用地を町外に求めた企業がありますが、何が原因なのか。地価が高いのか、立地が悪いのか、分析、検討したことがあるかお伺いいたします。また、その企業の足どめをする方法はなかったのだろうか。

次に、企業誘致に関しますが、町の事務機として使っているパソコンですが、過去にはNECであったのが突然、富士通に変更されました。なぜかとお尋ねしたら、企業誘致につなげるためと答えがあったそうですが、その後、どのような誘致にどのように働きかけたかをお伺いいたします。また、町内に関連の下請け会社があったが、各地にあった数社を統合してかほく市に新工場を建設したPFUテクノワイズ、この情報を入手したとき、どのような誘致運動をしたのか。このときには金沢市も誘致運動をしていたようにも聞いております。なぜ津幡町ではだめだったのか、分かったらお聞かせください。

最後に、本町に毎年卒、高卒、専門大学生の社会人が誕生しています。このうち、町内に就職しているものは何人で、何パーセントいるのか。十分に職場が足りていないのではないかと思います。本町は、金沢のベッドタウンとして甘んじていいのか。もっと職場の提供を考えるべきではないか。あえて工場ばかり言うつもりはありませんが、ほかにも商業、観光等々、長期計画の大綱をお聞かせいただきたい。

町長のご答弁を求めます。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 初めに、本町の工業団地の現状および売却の見通しについてのご質問でございますが、これまでに本町におきまして造成分譲いたしました工業団地で、杉瀬、七野工業団地はすべて売却済みでございます。また、旭山工業団地、富田工場用地では徐々に売却が進んでおり、現在の分譲区画はともに残り1区画となっております。

企業誘致推進策につきましては、本年第4回議会定例会におきまして、坂本副町長が黒田議員にお答えしたとおり、各施策のもと企業へ積極的に働きかけ、所有地の早期売却に努めていると

ころでございます。

次に、過去の企業誘致の経緯および今後の工業団地計画についてのご質問でございますが、工業用地を町外に求めた企業の件につきましては、本町といたしましても提供できる最大限の条件を示させていただきましたが、企業が求めるニーズと合致せず、やむなく町外への進出となったものでございます。その主な要因は、町外の候補地の用地価格や早い時期で創業が可能であったと、そんなことが町外に進出していった原因だと聞いております。

パソコン機器購入に伴う企業誘致およびIT機器製造会社の企業誘致につきましては、昨年4月から私この役場におりますけれども聞いたことがございません。申しわけございません。

また、今後の工業団地計画につきましては、本年第4回議会定例会におきまして塩谷議員にお答えいたしましたとおり、景気や地価動向になるべく左右されないよう、また、できるだけ進出企業の要望に対応することを基本とするオーダーメード方式による企業誘致を推進しているところでございます。

次に、町内新社会人の雇用の場は足りているか。また、商業観光等を含めた本町長期計画大綱はとのご質問でございますが、県の教育統計調査によりますと、中学校卒業就職率は0.2パーセント、高等学校卒業就職率は20.1パーセントでございます。

町内の中学生や高校生および専門、大学生の就職者の中で、津幡町の方が町内にある企業等への就職者数となりますと、そのような統計資料はなく把握をしておりません。そのような現状でありますから、参考とするため津幡高校へ確認させていただきましたところ、平成23年3月に同校を卒業された方は207人で、そのうち津幡町の方は98人、その中で就職された方は41人ということでございます。そのうち町内の企業等へ就職された方は、わずにお一人であったということでございます。

企業の雇用状況につきましては、その時代の社会情勢や経済動向なども深く関係しており、雇用の場が足りているかどうかは、一言では判断しがたいものであります。しかしながら、ご指摘のとおり、企業誘致は雇用の場を創出し、定住促進や安定した財源確保にもつながるものでもあり、第四次津幡町総合計画にも搭載してあります。本町の特色を生かし、さまざまな産業が発展する活力あふれるまちづくりを推進してまいりたいと存じます。

今ほど西村議員も言われましたけれども、金沢のベッドタウンではいかんというふうに思いますのは、私も同感でございます。夢のような話かもしれませんが、津幡町内で生まれた子どもたちが大きくなって職を求めようとしたときに、わざわざ金沢で出て行くことなく、我が津幡の町内ですべての人たちが就職できる。朝の渋滞にはまることなく職場に行ける、そういう町をつくらなきゃならん。夢のような話かもしれませんが、そんな思いでいるということもご理解を賜りたいと思います。

○南田孝是議長 西村 稔議員。

○2番 西村 稔議員 私は、議員になりまして期間もたっておりませんので、いろいろとまだ過去のデータとか分からないことがいっぱいありまして、今お聞きしましてよく分かりました。

なかなか町長さんも町の将来に関して、みんなが豊かに地元で働けるようになるということを期待しております。しかしながら、オーダーメード方式という、このことで、うまく企業が来るものなのかどうか、その辺をもう一度お聞かせいただきたいのですけれども。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 ただいまの再質問にお答えいたします。

オーダーメイド方式といいますとなかなかせいてはできないことがある可能性はあるかなという気はいたしますけれども、最初から大きな金を投資してパーンとつくって、なかなか来る人がいないというのを待つよりも、昨年来土地開発公社の話もございませう。これだけの土地をほしいんだと。1,000坪ほしいんです。2,000坪ほしいんです。うちは500坪でいいんです。そういうような企業を我々が見つけることによって、そういう場所を、そういう広さの土地を提供する、そういうこととございませうので、ご理解を賜りたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

○2番 西村 稔議員 ありがとうございます。それでは、次の質問に移らせていただきます。

○南田孝是議長 西村議員、次の質問をするときには手を挙げてから……。

○2番 西村 稔議員 質問ではなく、これで質問終わったんです。

〔議席から笑い声あり〕

○南田孝是議長 次の質問をするときも手を挙げてから質問してください。

○2番 西村 稔議員 次の質問じゃなしに、次の案件について、今また質問します。

〔「座席から発言するときは手を挙げてからするのです」と呼ぶ者あり〕

○2番 西村 稔議員 あ、そうですか。もう一度初めからやり直します。議長。

〔議席から笑い声あり〕

○南田孝是議長 西村議員。

○2番 西村 稔議員 ちょっと、ふなれで申しわけございませぬ。

次は、産業建設部長にお尋ねします。

ことは酷暑が続き、町民各位も暑さしのぎに努力してきましたが、今冬は例年にない豪雪が想定されます。そこで、町の融雪装置に関する計画はどのようになっているか質問します。

加賀爪の交差点からJR津幡駅までの県道は、朝晩、通学、通勤道路として、また、人口密集地域でもあるにもかかわらず、いまだ未設置であり、計画すらないように知らされています。また、プラント3、コメリ、ダスラーには、1日当たり6,000台以上の車が往復しております。せっかく、地元で商業地域ができたにもかかわらず新入路には融雪装置がついておりませぬ。早急にこの間の融雪をするよう要望いたします。

今後、消雪設備を設置するときの優先条件を問ひます。また、津幡町に設置されている融雪延長は何キロありますか。産業建設部長にご答弁を求めます。

○南田孝是議長 川村産業建設部長。

○川村善一産業建設部長 融雪装置に関する計画についてのご質問にお答えいたします。

現在、町といたしましては、冬季の道路の円滑な交通確保を行うため、特に重要性の高い幹線道路について計画的に消雪設備設置事業を実施しているところとす。今年度から新たに中津幡駅に隣接する町道津幡2号線および現在事業を進めております町道太田舟橋線の太田地内について、消雪設備が使用できることとなっております。

ご指摘の県道高松津幡線につきましては県管理の道路であり、町といたしましても公共交通機関、教育施設等の公共施設が隣接している重要性の高い路線と考えており、県に対して事業化に向けて強く要望しているところとす。また、庄地内の商業施設に隣接する町道につきましては、住宅地の安全確保を優先的に考え計画しており、現在のところ、ご指摘の箇所については

計画外となっております。

なお、消雪設備設置の条件については、国庫補助事業採択上、一定量以上の交通量があり、また、バス路線であり、人家連たん地域であることとなっております。

また、津幡町管理の消雪設備延長については、約18キロメートルとなっております。

○南田孝是議長 西村議員。

○2番 西村 稔議員 今回の回答なんですけど、県道だから県に要望してあるとあって、結論と  
いうか、返事はいつごろどういうふうに来るか。相手側のことですから働きかけていることも十  
分分かるんですけども、いつごろまでにそれができるか見通しなどは分かりませんか。

お答えください。

○南田孝是議長 川村産業建設部長。

○川村善一産業建設部長 消雪設備につきましては、県道につきましては、各区から非常に多くの  
の要請がございます。しかしながら、県におきましては優先順位をつけながらやっていきたいと  
いう返事をいただいておりますが、予算が伴うことでございますので、町といたしましても今後  
も要望のある路線につきましては、強く働きかけていきたいというふうに思っております。

○南田孝是議長 西村議員。

○2番 西村 稔議員 あと、先ほど企業誘致の質問をしたんですけれども、せっかく今来ている  
商業地域に対してバスが通っていないから融雪装置にしないとか、そんな考え方でなくして、  
せっかく来ているものを大事にしていく施策をしていかないといけないのではないかと。ですから、  
やはりそこへ町民がパートで働いている方もたくさんおられますし、1日にたくさん交通量があ  
りますので、冬は事故も相当起こっております。ですから、こういうところ対象の中に入れた計  
画を立ててほしいと思うんですけども、その点を問います。町長、どういうふうに思っています  
か。もう一度お願いします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 再質問にお答えいたします。

今の県道のことだけではなく、県に対しての要望につきましては、常に、その道路の近辺がど  
ういうふうな状況になっているか、ですから、こういうことだから必要なですよというような  
ことをすべて、今、西村議員さん言われましたけれども、そんなこともすべて網羅させていただ  
きながら今は要望書に書かせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○南田孝是議長 西村議員。

○2番 西村 稔議員 ただいま町長さんの力強い計画案を聞きまして、元石川県の本当の実力  
のある県会議員でもあった町長でもありましたので、我々町民としては期待をして一日も早くつ  
くように待っておりますので、今後ともよろしくお願いします。

以上をもちまして……。

〔「もう一つ通告があったのでは」と呼ぶ者あり〕

〔議席から笑い声あり〕

すみません。ちょっと上がってしまいまして、きょうはすみません。

引き続き、次の質問に移らせていただきます。

次は、都市建設課長にお尋ねします。

橋の延命化について、津幡には2級河川、県の指定を受けた準用河川、普通河川と用水があり

ます。それらにかかっている橋で相当古くなり、劣化している橋が数多くあります。先ほどからも質問がたくさんありましたけれども、大きな地震、災害に対して改修していかなければならないと思います。今年度は、太白橋橋梁補修工事が予定されていますが、今後10年間の修繕等の計画を示してください。

都市建設課長にご答弁願います。

○南田孝是議長 岩本都市建設課長。

○岩本正男都市建設課長 橋延命化についてのご質問にお答えいたします。

現在、町では182橋の町道橋を管理しております。ご質問の橋梁の延命化に向けた改修につきましては、災害時の安全確保はもちろんでありますが、計画的に修繕を行うことにより改修費用の軽減にもつながるものと考えております。

町では橋梁の長寿命化を図るため、平成19年度から橋梁点検と改修方法および改修の優先度について調査、検討を行い、今年度中には、防災上、重要な道路に存在する178橋について長寿命化修繕計画を取りまとめる予定でございます。

ご質問にあります太白橋の改修につきましては、調査結果に基づき早期に改修する必要があると判断し、行うものであります。

今後の修繕計画につきましては先ほどお話ししたとおり、今年度中に改修計画を取りまとめ計画的に改修を進めてまいりたいと存じますので、ご理解を願います。

○南田孝是議長 西村議員。

○2番 西村 稔議員 町の橋の補強化計画が今年度中にできるということなので安心をしております。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○南田孝是議長 以上で2番 西村 稔議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたしまして、午後4時15分から一般質問を再開いたしたいと思います。

〔休憩〕 午後4時06分

〔再開〕 午後4時15分

○南田孝是議長 ただいまの出席議員数は、18名です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

12番 道下政博議員。

○12番 道下政博議員 12番、道下政博でございます。

今回は5点の質問を行わせていただきます。

まず、最初の質問でございます。

被災者支援システムの導入をとということで提案をさせていただきます。

昨日、9月1日は防災の日でありました。津幡町でも8月28日には住吉公園で町防災訓練を実施し、いざというときのための備えを確認することができました。お疲れさまでございました。

話はかわりますが、3月11日、東日本大震災は、自然災害に対する私たちの考え方を一変させました。大震災はどこか遠くにあるものなどではなく、今ここにあるものであることを思いしらされました。このことから、防災意識を高めるための第一歩は、この恐怖感に対して素直であること、正直であることから始めることが必要だと思いました。

地震、津波に限らず、台風、集中豪雨など、日本列島は災害多発列島であることを改めて認識することが重要だと思います。その上で、災害をしなやかに受けとめて被害を最小限にとどめる減災社会をどう築くかが問われると思いますし、自助、共助、公助の3つの視点から、知恵を絞らなければならないと思います。

岩手県釜石市では、津波被害で千数百人が死亡、行方不明になり、沿岸部の学校もすべて被災しましたが、学校管理下にあった小中学生たち約3,000人全員が助かった「釜石の奇跡」と呼ばれるこの成果を可能にしたのは、市を挙げて日常的に防災教育に取り組んできた備えにあったと言われています。その津波防災教育の3原則を紹介しますと、1番目、想定を信じるな。2番目、ベストを尽くせ。3番目、率先避難者たれであります。生徒たちは、その原則を守り奇跡を起こしたわけであります。

一方で、避難所で相次いだ女性の人権にかかわるさまざまな問題は、既存の災害・防災対策に女性の視点が決定的に欠けていることを見せつけた結果となった課題が露呈しました。下着を干せない、衣服を着がえる場所がない、衆人環境の中で隅に追いやられてしまう結果となってしまったことであります。女性に限らず、高齢者や子ども、障がい者ら、いわゆる災害弱者への支援が大きく出遅れた結果となったのも、つまるところ、生命に敏感な女性の視点の欠如のゆえではなかったかとの課題が明らかになりました。

その反省点から、当町の既存の防災対策についてもこの視点に立って、女性の目線からの見直しも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、本題の被災者支援システムの導入についての質問を行います。

1995年の阪神・淡路大震災の際に兵庫県西宮市で開発され、震災時の迅速な行政サービスの提供に威力を発揮する被災者支援システムが東日本大震災後、被災地を初め多くの自治体で導入が進んでいるとの新聞記事を見ました。震災前に導入した（検討中を含む）自治体は約220でしたが、震災後、新たにシステムを導入した（検討中を含む）自治体は339と急増しているとのことです。このシステムは、被災者のさまざまな情報をコンピューターで一元管理し、罹災証明書の発行や義援金の支給などに必要な情報の検索、閲覧や被災状況などの登録、更新を各端末で可能にするものであります。これは、住民基本台帳をもとに被災者支援に必要な情報を一元管理する被災者台帳を作成し、災害発生後に住宅の全壊や大規模半壊など被災状況さえ入力すれば、罹災証明書の発行や義援金、支援金の交付、緊急物資や仮設住宅の入退去などの管理がスムーズに行えるものなのです。

東日本大震災の被災地の行政窓口では、罹災証明書などの発行を待つ被災者の行列が数多く見られたそうです。これは、発行に必要な確認事項の照合に時間がかかることが主な原因でありました。ニュース等でも大きな話題となっておりました義援金の配布がおくれていた問題の大きな原因の一つでもありました。そこで、スムーズな手続きを実現しようと被災地の十数市町で導入され、効果を上げているのが、この被災者支援システムであります。

このシステムは、阪神・淡路大震災の直後に救援や復旧に携わる兵庫県西宮市の職員によって開発されました。まさに、現場の声から誕生したものなのであります。そして、全国の自治体で災害時に円滑な被災者支援ができるように改良し、無償で提供され、2009年には総務省がシステムのソフトを全国の自治体へ無償配布しています。導入の際には、西宮市情報センターが運営する被災者支援システム全国サポートセンターに申請が必要とのことでもあります。

このシステムの提案については、公明党としては、国会論戦や5月26日の発表の復旧・復興ビジョンで普及促進を訴えております。

当町においても、いざというときに大変役に立つ被災者支援システムの導入を被災前にするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

矢田町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 道下議員の被災者支援システムの導入をとのご質問にお答えいたします。

大規模な災害が起こった際には、町民の皆さまにはそれぞれ多様な支援が必要となり、それらを一元的に管理するシステムを用意しなければならないと考えております。

そこで、ご指摘の被災者支援システムですが、このシステムは、阪神・淡路大震災におきまして、実際に被災した自治体である兵庫県西宮市の職員が現場を見ながらつくり上げたシステムということで、大変大きな効果を発揮しているようであります。そして、このたびの東日本大震災で被災された一部の自治体でも導入し、活用されているようでもございます。

このシステム導入のメリットにつきましては、道下議員の言われましたとおり、災害時の膨大な事務処理を一元化し、効率化できることが挙げられます。また、このシステムは財団法人地方自治情報センターを通して、全国の地方自治体にプログラムが無償提供されております。

しかしながら、このシステムを運用するには、現在保有しているパソコンやサーバーで直ちに導入できるものではなく、周辺機器の整備などの費用も必要となります。

なお、県内では、金沢市や志賀町、内灘町などが導入を予定していると聞いております。災害時には、こういった近隣市町と連携したシステムとして活用することも想定されるため、意見交換をしながら導入に向けて、具体的に検討してまいりたいと考えているところでございます。

○南田孝是議長 道下政博議員。

○12番 道下政博議員 ぜひとも前向きに検討をお願いしたいと思います。

続きまして、2点目の質問に移らせていただきます。

未使用テレホンカードを義援金にということでさせていただきます。

携帯電話の普及によりほとんど使用しなくなってしまったテレホンカード、机の引き出しや財布の中に眠っていませんかと聞かれると、ほとんどの人は心当たりがあるのではないのでしょうか。そういう私も心当たりがあります。数枚のテレホンカードが使わずじまいで十数年間大切に眠っているものがあります。もし、活用の方が身近にあれば、ぜひ活用させたいと思いました。

新潟県十日町市では、東日本大震災や長野県北部地震、7月の新潟・福島豪雨の義援金の一部に充てるため、市民に未使用のテレホンカードの提供を呼びかける運動を行っているそうです。募集対象は未使用のカード限定です。50度数のカードの場合、手数料は52.5円を除いた447.5円分を市が電話料金の支払いに充て、同額を義援金として活用することとし、市役所や公民館など21か所に設置されている募金箱と郵送で9月末まで受け付けているそうです。募金箱のそばには「テレホンカードで義援金」と記入されたアピール用の旗も掲示し推進しているとのことでもあります。

当町にあっても積極的に募金活動を進めるべきだと思います。

矢田町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 未使用テレホンカードを義援金に活用をとのご質問にお答えいたします。

現在、未使用のテレホンカードで充当できる電話料金はダイヤル通話料のみであり、充当できるテレホンカードは50度数または100度数のもののみでございます。充当に当たりましては、カード各1枚につき、先ほど道下議員からもご指摘がありましたとおり52.5円の手数料が必要となりますが、申込書およびテレホンカードを送付した翌月の通話料から充当されるということでございます。集まったテレホンカードの額面の合計額から枚数分の手数料を差し引いた額を義援金として支出することになりますが、当然、予算措置が伴いますので、補正予算の議決をしていただく必要がございます。

未使用テレホンカードを提供いただいた方の善意が被災地への義援金として役立ちますので、実施に向けて速やかに検討してみたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○南田孝是議長 道下政博議員。

○12番 道下政博議員 こちらについても、ぜひとも進めていただきたいと思います。

それでは、3点目に移ります。

親、子、孫の三世同居を支援する施策をとということで提案をさせていただきます。

千葉市では、三世家族の形成を促すことで高齢者の孤立化を防ぐとともに、家族のきずなの再生を図るため、親、子、孫が市内に同居する際に係る費用の一部を支援する三世同居等支援事業を今年度から始めたそうです。この事業では介護や育児にも効果を期待している取り組みであり、大変注目されております。支援は三世家族の同居などに係る費用の一部を市が負担するというものです。基本条件としては、1番目に、今後、親と子と孫を基本とする三世家族が同居または近隣1キロメートル以内に居住すること。2番目に、親が65歳以上で1年以上市内に居住していること。3番目に、孫が18歳未満であること。4番目に、同居または近隣に居住している状態が、今後3年以上継続する見込みであること。以上の4点であり、助成については、持ち家の場合と借家の場合の2つの費用を対象としています。まず、持ち家の場合は、住宅の新築、改築、増築（10平方メートルを超え、居室が1室ふえる場合に限る）、購入にかかる費用が対象で、住宅のリフォームは含まれないとのことであり、借家の場合には、賃貸借契約にかかる費用（礼金、権利金、仲介手数料など）を対象に助成されるようになっていきます。助成される金額は、持ち家または借家の場合、かかる金額に引っ越し費用を加えた合計金額の2分の1と助成限度額50万円を比べて低いほうの金額が交付されます。ただ、持ち家の場合は、市内に本店のある業者と契約し施工などした場合には、助成額が100万円まで引き上げられます。そのほか、いろいろな特典も設けています。

市としては、これまで高齢者世帯の安否確認や急病時に利用する緊急通報装置の配布やひとり暮らしの高齢者の自宅に電話をかけて体の調子などを聞く安心電話などの取り組みを行っていますが、こうした取り組みに加え、新たに家族で高齢者を見守る仕組みづくりを整えようと三世同居等支援事業を実施することにしたそうです。

以上、ご紹介した千葉市の取り組み内容は、そのまま当町にも当てはまる内容のものではないでしょうか。

今後の大きな社会問題である少子高齢化問題の対策につながる大きなテーマである介護、育児支援の施策であり、学ぶべき大きなテーマであると思います。この三世同居等支援事業の取り

組みの提案をいたします。

町長より答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 親、子、孫の三世同居を支援する施策をとのご質問にお答えいたします。

核家族化と少子高齢化社会の進展は、当町におきましても例外ではなく、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加しております。

ひとり暮らし高齢者世帯数を見ましても、平成18年に477世帯であったものが平成23年には577世帯となり、5年間で100世帯の増加がありました。特に中山間地域では、価値観の違い、住宅環境の問題、日常生活の利便性や生活スタイルの変化を求めて若い世代が地域から離れていくことに伴い、高齢化率も上昇しております。

当町では、このような傾向を懸念して数年前から地域包括支援センターや町社会福祉協議会が中心となり、地域での見守り、支え合い活動を推進しており、その活動を通して地域全体で高齢世帯を支えていく仕組みづくりに取り組んでいるところでございます。

ご提案のありました三世同居等支援事業を今年度からスタートいたしました千葉市におきましては、この取り組みにより高齢者の見守り、介護、育児などの効果を期待しているということですが、各世帯におきましては、住宅規模、経済状況、通勤、通学などの理由により、同居したくてもできない人がいることも推測されることから、しばらくは調査、研究する期間が必要ではないかというふうに思っております。

今後は、千葉市など先進地における取り組みを検証しながら、また、効果も見きわめさせていただきながら、今後につなげていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。

○南田孝是議長 道下政博議員。

○12番 道下政博議員 こちらについても、また進めていただきたいというふうに思っております。

それでは、4番目の質問に移らせていただきます。

観光振興条例の制定をとということで提案をさせていただきます。

旅行者にとって心温まるおもてなしは、一生の思い出となることもあるでしょう。まず、四国の伝統的なおもてなしの心を持つ条例、えひめお接待の心観光振興条例を紹介します。

愛媛県は四国北西部に位置し、北側は瀬戸内海に面し、南側は西日本で最も高い石鎚山1,982メートルがそびえています。人口約142万人、面積6,678平方キロメートル、瀬戸内海、宇和海には200を超える島があるところでございます。

条例づくりの発端は「坂の上の雲」などの四国を舞台としたNHK大河ドラマであり、これを機に愛媛の観光振興を行おうということになり、2009年12月本条例が成立しました。愛媛県は、お遍路文化によって培われたお接待の心がもともと受け継がれております。そして、四国各県が連携し、消費拡大や就業機会の増大などの地域経済の発展を目指しています。

観光振興条例の1条では、観光振興を推進し、地域経済の持続的な発展および活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とします。4条では、県は、観光振興施策の総合的策定と計画的実施を責務とします。5条では、県民は、お接待の心で旅行者を温かく迎え、地域の魅力を守り、次世代にそれを引き継ぐよう努めますとの内容となっております。

当町においてもNHK大河ドラマ誘致を進めている最中であり、観光振興については、いよいよ

よこれからが大切な時期だとも思います。また、誘致実現への意気込みを具体的に形にしていく段階にきているのではないかと感じております。観光振興を町全体の問題としてとらえ、次の手を打つための機運づくりのためにも観光振興条例の制定に向けた動きは、大きなきっかけになると考えます。

当然、議会が中心となって進めるべき課題でもあると思いますが、できれば共同で条例づくりができればよいと考えております。

矢田町長のご意見を聞かせたいと思います。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 観光振興条例の制定を提案するとの道下議員のご質問にお答えいたします。

ご存じのように、NHK大河ドラマ誘致とふるさと愛をはぐくむため、さまざまな施策に取り組んでまいりました。

おかげさまで、今年度は大河ドラマの主人公である「よしなかくん」、「ともえちゃん」の着ぐるみが完成し、10月12日から13日には町民の皆さまにもご参加をいただきながらNHK放送センターへの要望とゆかりの地をめぐる視察研修が実施されます。また、誘致機運の向上とふるさと教育の教材等として幅広く利用していただくため制作中の大河ドラマ誘致推進DVDには、つばた町民八朔まつりにも出席していただきました「やゆfish」作曲による義仲と巴のテーマソングが挿入され、12月末に完成する予定でございます。平成21年度からの誘致取り組みに対しまして、徐々に機運が向上していると感じており、今年度の取り組みが、次の機運づくりにつながるものと期待しているところでございます。本町は昨年10月、誘致推進における広域連携推進会議に加入いたしました。その後、新たに複数の自治体が加入し、さらに加入予定の自治体があるということも聞いております。多くの自治体が連携した誘致の取り組みに、一層心強く感じる次第でもございます。

さて、観光振興条例の制定をとのご提案についてでございますが、観光立国推進基本法が制定された平成18年12月以降、条例を制定している都道府県が相次いでおります。しかしながら、石川県内では、県を初め観光振興条例を制定している市町はないと伺っており、条例の制定につきましては、今しばらく検討の時間をいただきたいと存じますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○南田孝是議長 道下政博議員。

○12番 道下政博議員 こちらの条例づくりにつきましても前向きに進めていただければと思っております。

それでは、最後の5点目の質問に移らせていただきます。図書館利用のきっかけに、としょかん1年生事業をということで提案をさせていただきます。

茨城県笠間市は、今年度から子どもたちが図書館を利用するきっかけにしてもらおうと、小学校入学時にサービスカード（図書館カード）の作成を促すとしょかん1年生事業を始めました。この事業は、全国でも数少ないユニークな取り組みだそうです。絵本を通し親子で触れ合う時間を持ってもらうために絵本がプレゼントされるブックスタート事業の対象となった赤ちゃんが、小学校入学年齢に達したことから考え出されたものであります。

ブックスタート事業は、読み聞かせ事業等の推進とあわせ、公明党が全国で推進した事業であります。現在、数年前、南田議長の提案で当町でも実施されている事業でもあります。

笠間市では、4月、今年度入学した1年生にサービスカードを作成するための利用登録申込書、としょかん1年生パックの引きかえ券が入った準備セットを学校で配布しました。としょかん1年生パックの内容は、1番目に、図書館の使い方などを紹介する図書館利用ガイド。2番目には、1年生向けの本を紹介したお勧め本のリスト。3番目に、サービスカードを入れるカードケース。4番目に、記念シール。以上4点が入っています。

子どもたちは最寄りの図書館で引きかえ券を渡して、としょかん1年生パックを受け取ります。受け取った子どもたちの声の中で「本を読むのが好きだったので、自分のカードを持ちたいと思いました。2週間に一度は図書館に来ています」との声もあったそうです。また、図書館ではこうした取り組みに加えて、気軽に図書館に足を運んでもらうために探検ツアーやクイズラリーも開催し、1年生から6年生を対象にイベントを実施しており、これもとしょかん1年生事業の一環として実施しているそうです。

この笠間市の取り組みは大変すばらしく、参考になるものであります。どうか津幡町でもこれを参考にしながら、さらに一工夫をした取り組みをしていただきたいと思います。としょかん1年生事業の実施を提案いたします。

これにつきましては、早川教育長に答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 早川教育長。

○早川尚之教育長 図書館利用のきっかけに、としょかん1年生事業を提案するという提案にお答えいたします。

本町のブックスタート事業ですが、平成14年度から健康福祉課の協力を得て開始されております。そして、平成16年度より絵本プレゼント、図書館カード申込書などの配布や児童センターなど地域の関連施設を紹介するなどの充実を図って、現在では対象者の80パーセントを超える方々が、ブックスタートを希望されて図書館に来館してくださっております。

図書館では、子どもたちに図書館や読書への関心を高めるために児童向けの事業をさまざま行っております。夏休みにおきましては、中学校科学部を講師に招いての「科学で遊ぼう！」と題した科学実験講座や小学生を対象とした図書館ボランティア体験の開催、また、年間を通して、おはなし会や児童センターとの共同開催のわくわくランドあるいはクリスマス会などを開催してきました。また、今年度4月23日、4月23日といえますのは石川県が学校読書の日、月に1回の学校読書の日を設定した日ですけれども、この4月23日を記念いたしまして、図書館で行いますさまざまな図書館イベントに参加して、子どもたちがスタンプを集めると「つばたとしょかんキッズ」と銘打ちました認定証を渡す、この事業の名称を「めざせ!“つばたとしょかんキッズ”スタンプラリー事業」という、こういう名称で図書館のさまざまな魅力を子どもたちに伝えております。

そうした中で、小学生の図書館カードの保有率は全体で71パーセント、低学年、高学年というふうに分けますと低学年では60パーセント、高学年は82パーセントという状況になっています。そしてまた、年間資料区分貸し出し冊数で全体の38パーセントが児童、幼児向けの絵本であったり、幼児絵本であったりという38パーセントが貸し出されています。この数字が高いのか、低いのか、他と比較したことはございませんけれども、全国調査の子どもたちの実態調査の中でいくと、津幡町の子どもたちは大変読書に関心を持っているという実態が浮かび上がっております。そこで、ただいまご紹介いただきましたユニークな、としょかん1年生事業を大いに参考にしながら、

子どもの図書館で行っておりますブックスタート事業を継続拡大していきますとともに、さらに子どもたちが図書館に親しみを感じ利用するきっかけをつくるため、各小学校や保護者と連携をして図書館に子どもたちが来てくれる、呼ぶ、招待事業の充実に向け、1年生、ブックスタートもあわせて検討させていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○南田孝是議長 道下政博議員。

○12番 道下政博議員 教育長の答弁ありがとうございます。

もうすでに着々と取り組みが進んでいるということで、そういう意味では非常にうれしいことであると思います。さらにまた、少しでも発展し、多くの子どもたちが本当に本に親しんで、そして矢田町長が目指す科学の町津幡という方向に、また、いい意味で文化面も発展していくようなと、そういう津幡町になってほしいなということを願ひまして、私からの5つの質問を終わります。

ありがとうございました。

○南田孝是議長 以上で12番 道下政博議員の一般質問を終わります。

次に、1番 八十嶋孝司議員。

○1番 八十嶋孝司議員 1番、八十嶋孝司でございます。

この10番目というのは非常に長いというのが、先輩議員が非常に長いと感じておられたことを今つくづく感じております。

さて、私のほうからは3点だけご質問いたします。

その第1点は、笠谷地区の振興策でございます。これにつきましては、大まかに3点。そして、体育施設の危機管理ということが1点。そして最後に、公園施設の使用料徴求という点。以上3点を質問させていただきます。

まず、午前中に塩谷議員が山合いの保育園ですね、それについて塩谷議員の視点からお話をされていました。私も山間地の出身でございます。非常に山間地につきましては危機感を感じておりますし、また、山間地の振興なくしては町の将来像は語れないという、私の強い信念でもございます。

以上を踏まえまして、私の笠谷地区の振興策についてお尋ねいたします。

現在、笠野トンネルを境にして七黒区以北には16集落が点在しております。いわゆる中山間地であります。人口にして約1,220名、これは津幡町総人口のわずか3.2パーセントにしすぎません。されど3.2パーセントでございます。

近年の少子高齢化社会の到来から当然子どもの減少、それから高齢者の増加、耕作放棄、そして追い打ちをかけるように、若者世帯の地域離れが顕著にあらわれている地域でもあります。そして最近では、長年にぎわいの創出を演じてきた笠野祭りも諸般の事情により中止となり、大変寂しい限りです。これにご尽力されました関係者の方に、本当にご苦労さまと申し上げたいです。

私は、町の中心から近い地区で3キロ、遠くて10キロ圏内、地区が距離的に離れていてまとまっていないハンデがあるものの、町の中心からは決して遠くはない緑豊かなこの地区が核になるものもなく、何か活気がなく取り残されている気がして、非常に残念と同時に、懸念を抱いております。

魅力ある地域づくり、活力ある地域づくりは、本来、地域のことは地域が当然考えるべきだと

思います。私もそう思います。しかし、行政の後押しなくして進むことはできないことも事実でございます。この地区の近々の課題としては、道路整備を中心としたハード面の充実、ソフト面では公民館活動のさらなる充実、それから振興会への助言、行政への出前による地域への助言、さらには、保育園、小学校の少子化への対策などは不可欠であります。行政が積極的にかかわり、提言もし、推し進めていただきたいと強く思うわけでございます。

私は、広い津幡町で少なからず地域間格差が生まれてはいけないためにも、行政当局には手腕を発揮していただき、この中山間地区への問題点を町の将来像につなげる重要な問題として認識していただき、とらえていただきたいと思うわけです。いろいろな状況下でもありますが、私は、次の3点について質問させていただきます。

第1点は道路の進捗状況であります。

矢田町長にご質問いたします。以前より、先輩議員諸士も質問されたことと思いますが、確認の意味でお答えいただきたいと思います。

県道筋谷津幡線七黒・蓮花寺間、そして津幡・杉瀬間の改良整備早期完成に向けた地元の現況と進捗状況、今後の取り組みを改めてお示ししてください。さらには、この道路が地域にもたらす影響も含めて、この地域をどのようにお考えなのかもお示ししてください。

お願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 八十嶋議員の笠谷地区の振興策につきましての道路の質問につきましてお答えいたします。

県道筋谷津幡線の七黒・蓮花寺間、通称七黒バイパスおよび津幡・杉瀬間、通称杉瀬バイパスの改良整備につきましては、県が事業主体となり整備を進めているところでございます。現在、七黒バイパスにつきましては設計中であり、杉瀬バイパスにつきましては用地買収を進めていると県より連絡を受けているところでございます。県道筋谷津幡線は笠谷地区と市街地を結ぶ重要な路線であり、また、現在の道路は幅員も狭く、カーブも連続しており、通行を著しく阻害している状況となっております。

町といたしましても早期に整備されることにより、笠谷地区の活性化に向けた一助となる大変有効な事業であると考えております。今後も早期の完成を願う地元の皆さまのご期待にこたえるため、町といたしましても県に対し、さらなる事業費の増額につきまして強く要望してまいりたいと考えているところでございます。

なお、道路ができることによつてのまちづくりのような話もありましたけれども、我が津幡町に津幡バイパスができたことによつて大きく変貌したと私は思っています。道路というのは、周辺を極めて大きく変える、そういう力を持っているものでもございます。大いにこの道路にも期待していきたいというふうに思っているところでございます。

○南田孝是議長 八十嶋孝司議員。

○1番 八十嶋孝司議員 ぜひ、行政当局の後押しを積極的にお願いしたいと思います。

引き続き関連することですが、第2点は、この地域における保育園、それから小学校の問題でございます。現在、笠谷保育園は昭和42年建築、築後44年たった、町立保育園としては最も古い建物でございます。児童数では23名、最も少ない萩坂保育園が17名、それに次ぐ数であります。そして、延長保育がないのは笠谷保育園のみであります。さらに、笠野小学校は、昭和

58年建築、築後23年、耐震化により改修された小学校除けば、最古であります。最も古い小学校であります。児童数34名、最も少ない刈安小学校24名に次ぐ生徒数でもあります。

津幡町の少子化の典型区といっても過言ではありません。ちなみに、来年度の笠野小学校の卒業生は6名、新入学生は3名と予想されています。総児童数は、恐らく30名ぎりぎりになることが予想されております。

そこで、引き続き矢田町長にご質問いたします。

児童生徒の減少問題への対策、それから延長保育の問題、老朽化した保育園の対応、少人数校の今後の展望やはたまた将来、統合ありきか否かを含めて、その将来像をお聞かせいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 初めに、児童生徒の減少問題につきましてのご質問ですが、人口問題は国の基幹をなすものであり、子育て支援等の抜本的な施策が求められているところであります。現在の少子高齢化社会が進展する中で、当町の中山間地域におきましても深刻な問題であるというふうに思っております。

平成8年度に石川県が事業主体となり、田屋・岩崎・刈安・富田区を範囲とした農村活性化住環境整備事業が施行され、ほ場整備と同時に農業集落排水処理施設、農村公園等の整備のほかに、人口減少対策として二男、三男用の宅地を確保する施策を実施していると八十嶋議員からもお聞きしているところでございます。今後もこのような人口減少対策となる事業があれば、お知らせをしたいと思っております。また、地域の特性を生かした特色ある対策を地域の方々と意見を出し合い、協議しながら中山間地区における人口減少対策を考えてまいりたいと思っております。

次に、延長保育の実施についてのご質問ですが、笠谷保育園では、現在23名の児童数に対し3名の保育士が保育をしております。延長保育を実施するには、さらに2名の保育士の増員が必要であり、それに伴う人員配置、財源等を考えますと大変難しい問題であると考えております。

最後に、老朽化した保育園と少人数校の統合についてのご質問ですが、塩谷議員にもお答えいたしましたけれども、保護者や地域の方々の意見を尊重しながら、今後の対応策について検討していきたいと考えておりますので、ご理解をよろしく願います。

○南田孝是議長 八十嶋孝司議員。

○1番 八十嶋孝司議員 ありがとうございます。

将来に向けて、そのときに本当によかったと言えるような対策と申しますか、そういうものを今日からいろいろ考えていただきまして、将来に禍根を残さないような形でしていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

第3点は、この地域における教育施設の問題です。

教育部長にお聞きいたします。

まず、笠野小学校体育館の雨漏りですが、ことしの春先から始まり、今日まで改修されておられません。学校も教育委員会に知らせてあるとのことですが、せめて、生徒が使用しない夏休み期間中に何らかの対策が必要ではなかったかと思っております。夜間の利用者からも「いつまでバケツと三角コーンが置いてあるのか。いつ直るのか」と疑問が持たれております。対策をお聞きいたし

ます。

同じく、笠野小学校給食室の外壁でございます。黒く色ずんだ外壁は、学校への入り口として場所的にも大変目立つところなので、清潔な学校給食室の外壁としてふさわしくなく、何らかの対応が必要だと思えます。

そして最後、施設の問題ですが、旧吉倉小学校の収蔵庫でございます。この収蔵庫には、聞くところによると、年間600人が訪れています。私も600人と聞きまして、そんなに多いのかなと思いましたが、600人訪れているそうです。しかしながら、トイレがいまだに、いわゆる表現が悪いですが、いわゆるポットトイレであります。管理人さんいわく、以前から要望しているがいまだになされず、来館者に大変失礼で非常に不便を来しているとのことでございます。

私は、教育施設がこのような状態ではいかななものかと思えますし、下水道を推進している行政としても何らかの手段をすべきと要望いたします。また、以前から手当てをしてこなかった理由があるとすれば、この収蔵庫が今後の存続を含めてどのような位置づけとしてとらえていらっしゃるのか、お聞かせ願いたいと思えます。

教育部長、よろしくお願いいたします。

○南田孝是議長 大坂教育部長。

○大坂 茂教育部長 教育施設の修繕や不便を来す要望についてお答えします。

ご存じのように、小中学校を初めとする学校教育施設や公民館などの生涯教育施設については、施設の老朽等により故障破損があり次第、できる限り現場に出向き、現状を把握した上で早急に修繕や改修を行っているところでございます。その中で雨漏りというのは原因が特定できない場合が多々あり、常に苦慮しているところでございます。

ご指摘の笠野小学校体育館雨漏りにつきましては1月に把握しておりましたが、屋根に積雪し調査が困難であったため、春先に専門業者と相談し屋根の改修について検討してまいりました。屋根の一部が変色、さびが発生している等から、既存の屋根の上に重ねて屋根材をふく工法を検討しておりますが、最近では雨漏りが頻繁に起こるようになっている現状を踏まえ、今後は高所作業車により屋根に上がり調査を行い、修繕または応急処置をしていきたいと考えております。

同じく、笠野小学校給食室外壁については、申しわけないですが、緊急性、危険度の高い改修を優先していたため実施に至らなかったものであり、今後は校舎全体のバランス、ここだけではなかったものですから、バランスを考えながら外壁の補修を検討し、よりよい地域のシンボルになるよう努めてまいりたいと考えております。笠野小学校は昭和58年に建設され、大切に利用されており、これからも安全で快適な施設環境を保てるよう努力してまいりたいと思っております。

続いて、ご指摘の歴史民俗資料収蔵庫についてですけれども、旧吉倉小学校を利用した津幡町歴史民俗資料収蔵庫には、主に町内から収集した約5,000点以上の資料を所蔵し、日常生活で使用してきた民俗資料を保存、展示しております。この収蔵庫は戦後間もなく建てられたものであり、老朽化が著しく、修繕に要する費用がかさんでいる状況であります。しかし、この施設そのものが保存すべき歴史的資料として判断しております。トイレの改修等につきましては、慎重に検討してまいりたいと思っております。今後、これらの歴史民俗資料の展示施設の建設計画を進め、この施設を収蔵施設として位置づけし、計画的な今後の修繕をしてまいりたいと思っております。

よろしくご理解のほどお願いいたします。

○南田孝是議長 八十嶋孝司議員。

○1番 八十嶋孝司議員 ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

では、質問の2番目に移ります。

私は先日、テレビで学校教育の中で防災教育をこれまで以上に取り上げ、いざというきのために先生、そして子どもたちが考え、備えていく教育を整えていきたいという文部科学省のお話をテレビで聞くことができました。その発端は、東日本大震災にあったことは言うまでもありません。

先ほど、道下議員も少しおっしゃっていましたが、釜石市のとある小中学校の児童生徒の機敏な行動から、いわゆる「釜石の奇跡から」とも言われております。この小中学校の児童生徒たちは、あの震災のさなか、日ごろの訓練が実を結び、中学生が小学生の手をとり励まし合い、必死に避難場所へと逃げ、それでも迫りくる津波に、最後はばらばらになったと。それでも全員無事であったことが報道されておりました。そして、さらには、この中学生たちがテレビのインタビューの中で実に冷静な言葉を言っております。それは「みんなは奇跡と言うけれど、僕たちは日ごろから何度も訓練をし、実行していたので、奇跡ではありません」と、それでも大変恐ろしくて、怖かったということをおっしゃってました。私はテレビを見て涙が出てきました。

前置きはこれぐらいにしておきますが、私は今回、学校では、それなりに震災への対応が少なからず徹底されていると信じて、あえて体育施設を提起したのは、やはり、数多くのいろいろな人たちが集う場所として肝心な場所ですよ。時には避難場所になるかもしれない施設ですよ。だからこそ、もっと危機管理を徹底して、安心、安全な場所として確立をしてほしいとの思いにほかならないからです。そういう思いから、体育施設の危機管理体制をお聞きいたします。

現在、町には、人々が多く集う体育施設として耐震化の対象である総合体育館、そして対象外の運動公園体育館があります。それぞれ日中は中学生、中高齢者、夜間はジュニア層や社会人がスポーツ活動をされています。しかし、万が一地震等の大きな災害が起きた場合、恐らく避難場所になるだろうし、たくさんの人たちを安心、安全な場所へと誘導しなければなりません。まして夜間に起きた場合、その対応は日中に比べ相当大きな責務が要求されます。私は、約1年半体育館にいましたが、少々職員には危機管理は薄いなというふうに思ってきました。マニュアルもなければ責任の分割も分からないのが実情でありました。

災害が起きたときは、そこにかかわる人たちの初期行動により、被害を最小限にした例が数多くあります。私は、安心、安全なまちづくりは、そこにかかわる人づくりでもあると思っています。

東日本大震災では、先ほど申しましたように、日ごろの訓練で多くの人たちが救われたこと。それから反対に、右往左往したために甚大な被害をこうむったことが報告されています。

このような報告を教訓に、各施設としても危機管理マニュアルによる日ごろの訓練、そして職員の意識の向上、利用者には目に見える場所に災害時の行動を表示するなど、多くの人たちが集う場所として、万が一に備えた対策が必要ではないかと思っております。

そこで、総合体育館館長でもあられる教育長にご質問いたします。

現在、総合体育館の耐震化の予定はありますか。あるならば、いつごろ予定されておいでなのか。それから、各体育館には危機管理マニュアルが整備されていますか。万が一の場合、それぞれの体育館利用者の避難場所はどこでしょうか。それから、先ほども申しましたように、夜間5

時30分から職員帰宅後の危機管理体制はどのようになっておられるのでしょうか。

以上を踏まえて、ご意見をお聞かせ願いたいと思います。

よろしく願いいたします。

○南田孝是議長 早川教育長。

○早川尚之教育長 お答えいたします。

1年半強、2年弱、総合体育館あるいは運動公園体育館で館長職を務められた八十嶋議員の質問で、私はこの4月館長兼務ということで行きました。そういう中でご質問にお答えいたします。

まず、総合体育館の耐震化の予定についてでありますけれども、町はこれまで、学校を初め、町の公共施設の耐震化を進めてまいりました。総合体育館につきましては今年度の当初予算に耐震化に向けての調査費を計上いたしておりますが、現時点では国等の補助金関係での採択がまだなされておられません。しかしながら、町内外の年間12万人にも及ぼうとする方々に利用されているこの施設でありますので、耐震化は急務であるというふうに考えております。今後、補助金等の財源手当ができて次第、耐震化に向けての工事を行う予定といたしております。

次に、各体育館に危機管理マニュアルが整備されているのか、また、万一の場合の避難場所はどこかについてですが、八十嶋議員もご存じだと思いますけれども、総合体育館および運動公園体育館には、消防法第8条第1項に基づいて、防火管理者を置き、消防計画を作成することが義務づけられております。私どもは、消防計画をマニュアルというふうに考えております。

消防計画には、火元責任者の指定、建物等の自主検査や法定検査の時期や回数、そして検査結果の報告あるいは自衛消防隊の組織やその組織の役割分、職員の役割分担、地震時の災害発生予防措置あるいは避難場所等々が示されております。この消防計画では、万一の場合の避難場所を、総合体育館は総合体育館の駐車場にまず避難をし、そこから中学校の運動場に結集するという表現をしておりますし、運動公園体育館では火災等があった場合には体育館に集まりまして、それから健康広場とかいうところへ避難するという、そういう表記をしております。

これに基づきまして、総合体育館では昨年12月、防火管理者指揮のもとで消防署の指導を得まして、通報、避難誘導、初期消火等の各訓練を実施いたしまして、作業手順を確認するとともに、職員みずからの意識の高揚を図ったところでございます。今年度はまず、この9月の6日、運動公園体育館でシルバー人材センター派遣の職員も含めて避難訓練を計画しております。総合体育館につきましては、11月に実施予定であります。

次に、職員帰宅後の夜間5時30分以降の危機管理体制についてですが、この辺については、今後さらに検討する必要があると思いますけれども、日中の避難訓練等にあわせて夜間の職員の派遣をお願いいたしておりますシルバー人材センターとの連携を一層密にして、利用者の安全、安心の確保に努めたいと考えております。

さらに、火災とか震災への対応に加えて、スポーツ活動は、議員もよくご存じのように、重大な事故発生と隣り合わせになっていることを自分たちはしっかりと認識することが非常に大切かというふうに考えております。そして、事故の未然防止には、職員はもとより、スポーツをされている本人や指導されている方々のご協力、ご理解を欠かすことができません。そうした観点から、ことしは、今年度、職員みずからが専門的な知識、技能について研修を行うとともに、関係機関と連携をして、救急法あるいは荒井議員の質問にもございましたけれども、AEDの使用方法等の研修会あるいは講習会をジュニアスポーツの指導者、他の指導者あるいは一般町民に呼びか

けまして、充実に取り組んでおるところでございます。

八十嶋議員におかれましても、すぐれた指導者としてご活躍されておりますが、どうか指導者ともども一緒に素晴らしいスポーツ活動ができるように、また、ご理解とご支援をいただければ幸いですというふうに思っております。

いずれにいたしましても、あらゆる災害から施設利用者の生命、安全を守ることが施設管理に携わる者の大きな責務であることを職員ともども認識し、職務の遂行に当たっていきたくと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○南田孝是議長 八十嶋孝司議員。

○1番 八十嶋孝司議員 ありがとうございます。

実は、私は体育施設の管理士の資格を持っております。その際、受けた試験の9割までは危機管理でございました。私は今後も含めて、そういう人々が多く集う場所によっては、職員にそういう資格もとらせて、やはり、認識づけをするということは非常に大事なことだと思っています。

現に、私が知る限り、津幡町では私ともう一人体育施設の管理士を持っている人がいます。でもその人は、その資格を有効に活用されていない場所にいると私は思っています。それは私的な考えで申しわけなのですが、また、そういう人たちをそういう場所につけることも大事だと思いますし、職員には、やはりそういう資格をもっともってもらって意識づけするということが非常に大事じゃないかなと、個人的にはそう思っております。また、よろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問に移ります。

これも本当に先輩の議員たちがよくお話しされていたのを、私は議員になる前から聞いておりました。それは、公園施設の使用料の徴収問題でございます。

現在、中高齢者が生涯スポーツとして親しむグラウンドゴルフ、それからパークゴルフは盛んに行われています。町内にも、各施設を利用され多く方が利用されております。しかしながら、本来、徴収しても構わない施設の使用料でも、無料になっているのが現実としてあります。芝生の維持管理にも相当の費用がかかることも踏まえた場合あるいは受益者負担の見地から、使用者側に少なからずの負担を求めるべきであると思っております。津幡町では使用料無料との口コミから、町外からも愛好者が多く来ていることも現状としてあります。以前、私が数名の方にお尋ねしたところ、300円を限度として使用料はとってもいいよというご意見をいただきました。また、その使用料徴収に当たっては、町内、町外の識別、それから徴収者の限定も含め、本町の単位協会とも話し合いながら少しでも財政に寄与すべく、推し進めていただきたいと思います。

そこで、生涯教育課長にご質問いたします。

現在、グラウンドゴルフ、パークゴルフができる公園は、主に住吉公園、そして運動公園健康広場と思っておりますが、芝の年間の維持管理費は幾らでしょうか。それから、公園として使用料を徴収できる公園をお示しください。それから、昨年度の津幡運動公園健康広場での利用人数を分かればお知らせ願いたいと思っております。

先ほど申しましたように、いろんな議員さんからもこの問題をとらえた上での今の取り組みをお聞かせいただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○南田孝是議長 田縁生涯教育課長。

○田縁義信生涯教育課長 それでは、公園施設での使用料徴収についての質問にお答えいたします。

住吉公園、運動公園健康広場の芝の維持管理費は年間幾らかとのご質問ですが、住吉公園の芝生の年間維持管理費については、芝生面積1万3,700平方メートルに対しまして、設計価格で約210万円でございます。また、運動公園健康広場の芝生の年間維持管理費については、芝生面積6,900平方メートルに対して、設計価格で約180万円でございます。

次に、昨年度の運動公園健康広場での利用者人数は何人かとのご質問でございますが、グラウンドゴルフやパークゴルフ等での利用者数については、利用報告書によりますと年間4,853人となっております。ただ、事業報告書に記載されていない方もいるようなので推定になりますけれども、約6,000人程度の方々を利用されていると思っております。

次に、公園として使用料を徴収できる公園を示してほしいとのご質問でございますが、津幡町都市公園条例の規定に基づき、町内には都市公園が6か所設置されております。平成22年第3回津幡町議会定例会で、角井議員から公共施設の受益者負担についてのご質問にお答えしたとおり、現在、都市公園は都市部の緑地の保全のほか、子どもからお年寄りまでの幅広い年齢層の自然との触れ合い、地域住民のスポーツやレクリエーション活動、健康運動、文化活動など多様な活動の拠点となっております。

また、都市公園の使用料につきましては、津幡町都市公園条例の規定に基づき徴収いたしておりますが、八十嶋議員からのご質問のグラウンドゴルフ大会や練習などでの使用料につきましては、近隣の市町と同様、使用料を徴収しておりません。

公園は建物などと違い、一般の方々可以自由に使用できる空間であり、使用料を徴収することは難しいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。ただし、都市公園の中でも、運動公園内にある健康広場につきましては、隣接している運動公園体育館に施設管理者が常駐していることもあり、受益者負担の見地からも、今後、各種協会や利用団体の皆さまとともに協議してまいりながら、使用料徴収に向けて取り組みたいとそうように考えております。

以上でございます。

○南田孝是議長 八十嶋孝司議員。

○1番 八十嶋孝司議員 この徴収については、いろんな問題があるかと思えますけども、払われる方にもさほど迷惑のかからない金額というか、そういうことも踏まえて、少しでも財政逼迫の折、芝生も今聞きましたところ、やはり、トータルでは約400万から500万かかるということでございます。少しでもそれに対して寄与できることをお願いしたいと思えます。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○南田孝是議長 以上で1番 八十嶋孝司議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終結いたします。

<閉 議>

○南田孝是議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、9月3日から9月8日までは休会といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、9月3日から9月8日までは、委員会審査のため休会とすることに決定しました。

次の本会議は、9日に開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後5時27分

## 平成23年9月9日(金)

### ○出席議員(18名)

議長	南田孝是	副議長	道下政博
1番	八十嶋孝司	2番	西村稔
3番	黒田英世	4番	荒井克
5番	中村一子	6番	森山時夫
7番	角井外喜雄	8番	酒井義光
9番	塩谷道子	10番	多賀吉一
11番	向正則	14番	谷口正一
15番	山崎太市	16番	洲崎正昭
17番	河上孝夫	18番	谷下紀義

### ○欠席議員(0名)

### ○説明のため出席した者

町長	矢田富郎	副町長	坂本守
総務部長	焼田新一	総務課長	長和義
企画財政課長	岡本昌広	監理課長	大田新太郎
税務課長	河上孝光	町民福祉部長	板坂要
町民児童課長	瀧川嘉孝	保険年金課長	岡田一博
健康福祉課長	小倉一郎	環境安全課長	竹本信幸
産業建設部長	川村善一	産業経済課長	榊田和男
都市建設課長	岩本正男	上下水道部長	村田善紀
料金課長	太田和夫	上下水道課長	石庫要
会計管理者	北野力	会計課長	橋屋俊一
監査委員事務局長	宮川真一	消防長	國本学
消防次長	西田伸幸	教育長	早川尚之
教育部長	大坂茂	学校教育課長	八田信二
生涯教育課長	田縁義信	河北中央病院事務長	東本栄三
河北中央病院事務課長	酒井菊次		

### ○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹田学	議会事務局長補佐	高山真由美
総務課長補佐	田中健一	行政係長	田中圭
管財用地係長	田辺利行		

## ○議事日程（第2号）

平成23年9月9日（金） 午後1時30分開議

- 日程第1 議案第52号 平成23年度津幡町一般会計補正予算（第3号）から  
議案第62号 石川縣市町村消防団員等公務災害補償等組合規約の変更についてまで  
請願第15号から請願第20号まで  
請願第11号および請願第13号（継続）  
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第2 認定第1号 平成22年度津幡町一般会計決算の認定についてから  
認定第14号 平成22年度津幡町水道事業会計決算の認定についてまで  
（決算審査特別委員会の設置・委員の選任・委員会付託）  
決算審査特別委員会の閉会中の継続審査について  
（採決）
- 日程第3 同意第4号 津幡町教育委員会委員任命につき同意を求めることについて  
諮問第2号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて  
（質疑・討論・採決）
- 日程第4 議会議案第9号 原子力災害対策の強化と自然エネルギーの促進を求める意見書から  
議会議案第11号 津幡町議会会議規則の一部を改正する規則についてまで  
（質疑・討論・採決）
- 日程第5 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について  
（採決）

## ○議事日程（第2号の2）

- 追加日程第1 議会議案第12号 電力多消費型経済からの転換を求める意見書から  
議会議案第14号 公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書  
まで  
（質疑・討論・採決）

## ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

<開 議>

○南田孝是議長 本日の出席議員数は、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

<議事日程の報告>

○南田孝是議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

<会議時間の延長>

○南田孝是議長 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

<議案等上程>

○南田孝是議長 日程第1 議案第52号から議案第62号までおよび請願第15号から請願第20号までならびに継続審査となっております請願第11号および請願第13号を一括して議題といたします。

<委員長報告>

○南田孝是議長 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過および結果につき各常任委員長の報告を求めます。

酒井義光総務常任委員長。

[酒井義光総務常任委員長 登壇]

○酒井義光総務常任委員長 総務常任委員会に付託されました案件について、総務部長、消防長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第52号 平成23年度津幡町一般会計補正予算（第3号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳入 全部

歳出

第1款 議会費 第1項 議会費

第2款 総務費 第1項 総務管理費

第4項 選挙費

第5項 統計調査費

第8項 防災費

第9款 消防費 第1項 消防費

第2表 債務負担行為補正

第3表 地方債補正

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第57号 津幡町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第58号 津幡町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

以上、2件の条例の一部を改正する条例については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と

認め、可といたしました。

次に、議案第59号 津幡町税条例等の一部を改正する条例については、賛成多数により原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第62号 石川縣市町村消防団員等公務災害補償等組合規約の変更については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第17号 消費税増税反対に関する請願については、賛成少数により不採択といたしました。

次に、請願第19号 「電力多消費型経済からの転換を求める意見書」の提出を求める請願については、全会一致をもって採択といたしました。

次に、請願第20号 「自治体クラウドの推進を求める意見書」の提出を求める請願については、全会一致をもって採択といたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○南田孝是議長 多賀吉一文教福祉常任委員長。

〔多賀吉一文教福祉常任委員長 登壇〕

○多賀吉一文教福祉常任委員長 文教福祉常任委員会に付託されました案件について、教育長、町民福祉部長、教育部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第52号 平成23年度津幡町一般会計補正予算（第3号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出

第2款	総務費	第3項	戸籍住民登録費
		第7款	防犯と交通安全対策費
第3款	民生費	第1項	社会福祉費
		第2項	児童福祉費
第4款	衛生費	第1項	保健衛生費
		第2項	清掃費
第10款	教育費	第1項	教育総務費から
		第6項	保健体育費まで

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第53号 平成23年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第18号 国の教育予算を拡充することについては、賛成少数により不採択といたしました。

次に、さきの6月議会定例会において継続審査となっております請願について報告いたします。

請願第11号 公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書の提出を求める請願については、全会一致をもって採択といたしました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するもの

であります。

以上で、報告を終わります。

○南田孝は議長 角井外喜雄産業建設常任委員長。

〔角井外喜雄産業建設常任委員長 登壇〕

○角井外喜雄産業建設常任委員長 産業建設常任委員会に付託されました案件について、産業建設部長、上下水道部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第52号 平成23年度津幡町一般会計補正予算（第3号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出

第6款	農林水産業費	第1項	農業費
		第2項	林業費
第7款	商工費	第1項	商工費
第8款	土木費	第1項	土木管理費から
		第4項	都市計画費まで
第11款	災害復旧費	第1項	公共土木施設災害復旧費
		第2項	農林水産施設災害復旧費

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第54号 平成23年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第55号 平成23年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

以上、2件の特別会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第56号 平成23年度津幡町水道事業会計補正予算（第1号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第60号 津幡町営土地改良事業の施行については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第61号 町道路線の認定については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第15号 町道認定編入方請願については、全会一致をもって採択といたしました。

次に、請願第16号 「志賀原子力発電所の運転再開に慎重な対応を求める意見書」の提出を求める請願書については、全会一致をもって不採択といたしました。

次に、さきの6月議会定例会において継続審査となっております請願についてご報告いたします。

請願第13号 原子力発電所の安全対策の抜本強化を求めるとともに、原発ゼロをめざす計画作成を求める意見書の提出を求める請願については、全会一致をもって不採択といたしました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○南田孝は議長 これをもって委員長報告を終わります。

### <委員長報告に対する質疑>

○南田孝是議長 各常任委員長に対する質疑に入ります。

ただいまの報告に対する質疑はありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

### <討 論>

○南田孝是議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これより順次発言を許します。

4番 荒井 克議員。

○4番 荒井 克議員 4番、荒井 克です。

私は、請願第17号 消費税増税反対に関する請願に対して、反対の立場で討論させていただきます。

請願趣旨を読みますと、消費税増税は生活再建をする被災者にとって最も過酷な税金であり、復興財源として最も不適切ですとなっております。確かに、被災者の方において増税には厳しいものがあると思います。

しかし、我が国の今の現状において、消費税引き上げはやむを得ないのではないのでしょうか。毎年1兆円超の自然に増大している社会保障費の安定財源確保は、待ったなしの政策課題でもあります。

経済協力開発機構（OECD）では、2011年の対日審査報告書の中で、日本の公的債務残高は空前の水準にあり、消費税率は20パーセント相当まで引き上げることが求められるかもしれないと指摘し、また、IMFも何年かかけて15パーセントへ引き上げることが重要と提言しております。そんな中において、政府は社会保障の充実のため2015年までに10パーセントに引き上げる意向だと発表しております。税収の3本柱として、消費税、法人税、所得税がありますが、増税策としては、法人税は税の絶対額が小さく現状ではかなりの引き上げが必要となり、その場合、産業全体に与える経済的影響が大きく、また、他国の企業誘致や日本企業の国際競争力の面で不利になったり、逆に税収が下がりがかねません。消費税は税収が安定しており、景気に余り左右されにくく、広く、薄く国民が負担を負う仕組みであります。また、微税コストが低く、増税額に比べ経済への負担が総体的に小さく、また、復興後は社会保障の財源としても活用が可能であるということです。

これからの子ども世代への赤字のツケ回しをなくすためにも、消費税を中心とした包括的な税制改革を行うことが必要であると思われまます。

以上、請願第17号 消費税増税反対に関する請願に対しての反対討論とさせていただきます。

○南田孝是議長 次に、9番 塩谷道子議員。

○9番 塩谷道子議員 9番、日本共産党の塩谷です。

私は、議案第59号 津幡町税条例等の一部を改正する条例については、反対の討論をします。

請願第13号と16号、請願17号、請願18号については、賛成討論をいたします。

まず初めに、議案第59号 津幡町税条例等の一部を改正する条例についての反対意見を述べます。

この条例の3点目は、金融証券税制の見直しで、上場株式等の配当所得、譲渡所得および条約適用配当所得にかかわる特例を2年間延長するというものです。

今、日本でも失業率がふえ、2010年代には5パーセント台にまでなっていました。それが、2011年に入って4パーセント台に持ち直してきました。それでも5月は4.5パーセント、6月は4.6パーセント、7月は4.7パーセントと上昇傾向にあります。若者の正規雇用の割合が少ないことも問題とされながら一向に解決のめどが立ちません。60歳を過ぎると途端に雇用の門が閉ざされ、無年金の人が職探しに必至になっておられます。こういう状況の中で、不労所得を手に入れて税が軽減されるということは、いかにも不公平と言わざるを得ません。本来、税金は累進課税によって所得格差を少なくする役割を持っています。しかし、金融証券税制の特例措置は、この役割を壊してしまいます。欧州の富豪、例えばイタリアのフェラーリの社長、フランスの航空大手エールフランス社長など、ドイツで50人、フランスでは16人の富豪が「財政赤字の打開策は貧困層にふつりあいに痛手となる歳出削減ではなく、富裕層への増税を」と訴えています。日本でもこういう感覚が必要ではないでしょうか。金融証券税制の特例は直ちに廃止すべきだと思いますので、この議案には反対します。

次に、請願第13号 原子力発電所の安全対策の抜本強化を求めるとともに、原発ゼロをめざす計画作成を求める意見書の提出を求める請願と請願第16号 志賀原子力発電所の運転再開に慎重な対応を求める意見書の提出を求める請願書について、賛成意見を述べます。

原発がもつ他の災害とは異質な危険性の本質は、死の灰です。灰といっても、熱もエネルギーも持ち続けています。100万キロワットの原発が1年間稼働すれば、広島型原発1,000発分の灰がたまります。これを処分する方法がありません。使用済みの核燃料は、原発のプールにためておくことになります。間もなく満杯になることと思いますが、その後はどこへ持っていくことができるのでしょうか。

地震などが起こった場合、この危険な放射性物質を閉じ込めておくことができないということは、今回の福島原発の事故でもはっきりしました。外に飛び散った放射性物質が、各地の水、土壌、野菜、家畜などを汚染し、その汚染の広がりも予測を超えています。いきなりふるさとを離れることを余儀なくされた人の気持ちはいかばかりでしょうか。放射能には晩発性の被害があり、子どもを持つ親は、どうして子どもの安全を守ってやればいいのかと日夜苦悩しております。農家も漁師さんも畜産家も生活の立て直しに必死になっておられますが、その道は大変厳しいと言わざるを得ません。企業の立て直し、雇用の再開が容易にできるとは思えません。失業率を調べたときに、東北の被災地は除くとありましたが、この辺の厳しい事情を物語っていると思います。このような苦悩の解決の見通しがついていません。今後どれだけの被害が広がるのかも予測できません。さらにつけ加えますと、原発が稼働される限り、被爆を覚悟で働く現場の労働者の問題を抜きにすることはできません。新聞でも何度も被爆の実態が報道されましたが、表には出てこない孫請け、ひ孫請けの労働者の問題はもっと大きいと思います。経済活動を支えるためには原発もやむなしとの経済界からの発言、それを支持する政治家の声も聞こえてきますが、放射能の汚染に苦しむ人々のことを考えると原発からの撤退を決断するときだと思います。

ドイツやスイスのように、期限を切って原発からの撤退を決めることにより自然エネルギーへの転換がより進むと思います。この問題を考えるときに思い出すことがあります。かつて、排ガス規制の問題が起きたときに、アメリカは経済活動が停滞すると規制を行いませんでした。その

結果、温暖化が一層進みました。日本はいち早くその問題に取り組み、ハイブリッドカーなどを生み出してきました。電気自動車の開発とか充電の開発へと今は進んでいます。日本の技術力は、世界的に評価されています。すでに各社が自然エネルギーの開発を進めていることはテレビでも紹介されていました。原発からの撤退の期限を決めることにより、自然エネルギーへの転換がより進むことは明白です。

請願第13号の文面には、言葉足らずの部分もあります。特に運転停止中の原発の運転再開を中止することだけでは、定期検診で原発がとまったらすべての原発がとまることになり、原発ゼロを目指す計画をつくることと矛盾するように思えるかもしれません。

請願者に確認しましたところ、定期検診でとまった原発を再稼働するときの基準として、30年以上の老朽した原発でないこと、活断層の上に立地していないこと、地域住民の同意が得られていることを挙げておられました。また、原発ゼロを目指すことと耐震安全性や津波対策の抜本の見直しを行うことも矛盾してはいません。原発をとめたとしても、あるいは廃炉を決めたとしても、原発は冷やし続けなければ安全は保たれません。その間に地震が起これば福島原発4号機の状態になるわけです。原発ゼロへの計画を立てることと原発の安全性を求めるこの請願に賛成します。

請願16号 志賀原発の安全運転再開に慎重な対応を求めることは、もっともなことだと思っております。

町民の多くも同じ思いではないかと思えます。昨日の全協の中で、次のような意見がありました。「福島原発事故の徹底検証が終わるまでは、志賀原発の運転再開の是非について判断しないことの先に、再開には反対という意味が読み取れる。原発は国策だから、津幡の議会だけでその是非が問えるのか」というものでした。国策には物申せないという立場に立ったら、間違った方向に行こうとしている国をいさめることはできません。それぞれの議会が、事のよしあしを判断して物申すことにこそ、議会の使命があると思えます。福島原発の事故があれだけの被害を拡大したのは、全協での発言にあったように、確かに人災の面があると思えます。しかし、原発の安全対策は、どれだけ対策をとったとしても実際に検証を行うことができないという問題があります。シミュレーションで行うしかないわけです。これだけの安全対策をとったから安全というのでは、新たな安全神話をつくることになるのではないかということもつけ加えておきたいと思えます。

この請願を出された方は福島原発から20キロの位置に自宅があり、今、金沢市に避難されておられる方とお聞きしました。実感として、原発の恐ろしさや苦悩を体験してこられたと思えます。

志賀原発に重大事故は起きないとは決して言えません。今までにも80回以上の事故を起こしています。志賀原発の運転再開には、福島原発の徹底解明なしに、志賀原発の運転再開の是非について判断しないことという、この請願に賛成いたします。

次に、請願第17号 消費税増税反対に関する請願に賛成の意見を述べます。

請願趣旨にも述べられていますように、そもそも消費税は所得の低い人ほど負担が重い税金です。生活を再建しようとしている被災者にとっては、最も過酷な税金となります。

私の知り合いの何人もの方から、生活が苦しくて家計をどうやりくりすればいいのかと悩んでいるというお話を聞いております。この方々に、さらに消費税の上乗せがかかったらどうなるんだろうかと思えます。自殺者の数も一向に減りません。

ヨーロッパの消費税が引き合いに出されて、日本の消費税が高くないと述べる方もいらっしゃいますが、社会保障制度が格段に違うことを考慮に入れるべきです。医療も教育も介護もお金がかからないから、所得税が高くて消費税があっても大丈夫なわけです。企業の医療保険への負担が多い国、退職者の医療保険への負担者さえある国と日本を消費税のみで比べることに問題があると思います。また、税金によって格差が縮小されているヨーロッパと、ほとんど縮小されない日本の現実を見つめていただきたいと思います。

消費税が日本に導入されて以来、それが社会保障にはほんのわずかしが使われてきませんでした。消費税と同時に進められてきた大企業への減税措置によって、ほとんどの消費税がその穴埋めに使われてきました。今も消費税増税論議にあわせて企業減税が盛んに宣伝されているではありませんか。外国に比べて法人税が高い、高いと報道されていますが、特に輸出大企業には戻し税の制度、研究費の名目などで減税されており、実質税率は決して高くはありません。

また、請願には幾つもの復興財源が述べられていますが、それらを財源にするのが難しいという意見もありました。しかし、政党助成金などは、やめようと思えばすぐにでもやめられるものではないでしょうか。また、さきにも述べましたように、ヨーロッパでは大富豪から「私たちは必要以上のお金を持っている」、「貧富の格差拡大を阻むため手を打たなくてはならない」との発言があります。日本でも年収が8億、6億という大富豪がいます。請願にある大企業、大金持ちへの減税をもとに戻すこともできるはずです。

以上のことから、福祉や復興財源を口実にした消費税増税に反対するという請願に賛成いたします。

最後に、請願第18号 国の教育予算を拡充することについて、賛成の意見を述べます。

昨日の全協で、この請願は教職員の待遇改善だけを求めているのではないかという旨の発言がありました。どこからそのような考えになるのか、大変不思議です。1学級の人数を減らすことを求めるからでしょうか。

今の教育現場がどれだけ多忙化しているのか、子どもと向き合える時間、教材研究の時間がどれだけ確保されているのか、実態を知った上での発言なのでしょう。さらにつけ加えますと、今、子どもたちは貧困の波をもろにかぶっています。親を責めるわけにはいきませんが、家庭で十分に見てもらえない子がふえていると先生は胸を痛めています。その子たちを受けとめているのは、学校の先生方です。子どもの声を聞くということは、大変大きな仕事です。先生方に余裕がなくては、こういう仕事は気になっていても十分に行えません。また、先生方の中に病気になる方がふえています。精神疾患を病み、休職している方も多いと聞いています。希望に胸膨らませて先生になったのに、こういう状況に追いやられるのは、今の学校のあり方に問題があると考えるのは当然だと思います。先生方にゆとりを、もっと子どもと向き合える時間を、もっと教材研究ができる時間をと願わずにはられません。そのためには、教職員の定数改善、事務負担の軽減がぜひとも必要です。

以上の理由により、この請願はもっともな願いだと思いますので賛成いたします。

これで、私の討論を終わります。

○南田孝是議長 次に、1番 八十嶋孝司議員。

○1番 八十嶋孝司議員 私は、請願第18号 国の教育予算を拡充することについて、反対の立場で討論をいたします。

私はこの請願の内容を調べている中、2つのことに遭遇いたしました。1つは、当たり前かもしれませんが、30人以下学級と教員増は表裏一体であること。それから2つ目は、教育予算は、本来だれのためのものなのか。そして、そこにもし仮にイデオロギー的なものがあるとしたならば、それでいいのだろうか。正直、疑問が沸きました。

以下、請願にありました4点について、私なりの見解を述べさせていただきます。

まず、1番のOECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級を推進することとありますが、なるほど、30人学級にした場合、1クラスの人数を少なくして教師のきめ細かな指導を可能にとの試みだと思われそうですが、そのためには大幅な教員増あるいは教育施設の増設は不可決であり、巨額の公費を投ずることとなります。今日の財政難の折、いかがなものかと私は思います。また、いただいた資料を見ますと、比較対象されたOECD各国の水準に比べて確かに平均以下のものもあります。しかしながら、教員1人当たりの児童・生徒数は他国の平均並みで、しかもアメリカ、イギリス、フランス、ドイツといった先進国並みであることをつけ加えておきます。

2番目の教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の拡充を図ることとありますが、この義務教育費国庫負担制度の意義としては、教職員の確保と適正配置のためには、必要な財源を安定的に確保することは大事なことだと思います。しかしながら一方で、中身の問題として少子化が進む中、国庫負担対策経費となる公立の義務教育小学校教職員の給料、諸手当だけが拡充されることが果たしてよいのか。今日、教育予算も量の拡大より質の充実が問われており、本当に子どもや親のためになっているのか。我々の感情からすれば、いささか疑問に思わざるを得ません。

3番目の校舎の耐震化、教材備品、修繕費等、学校教育環境の整備充実に必要な予算を講ずることでは、子どもの安心、安全な環境づくりは今日の最優先課題であり、必要な予算措置は率先し行うべきだと思います。

4番目の教職員の定数改善は、事務負担の改善は、ただふやすのではなく、期待するのはよい先生をふやすことではないでしょうか。また、今日の時代背景からして、民間がコスト削減、個々のスキルアップに日々努力している中、現場の教職員も大変だとは思いますが、さらなるスキルアップをしていただき、子どもたち、親たちの期待にこたえていくことが今日望まれている大切なことだと私は思います。

以上の観点から、私は、請願第18号 国の教育予算を拡充することについては、反対の意を表します。

以上で終わります。

○南田孝是議長 次に、5番 中村一子議員。

○5番 中村一子議員 5番、中村一子です。

最初に、請願第18号、先ほどありました国の教育予算を拡充することについて、賛成の討論をします。

OECD（経済協力開発機構）の2006年の報告では、日本の子どもの貧困率は14パーセント、7人に1人と指摘され、中でも母子世帯の貧困率は60パーセントと突出しています。しかしながら、子どもの貧困は表立っては見えにくい社会状況を反映して、子どもの貧困が新聞報道でも伝えられるようになり、その貧困と格差の広がり子どもたちの成長を拒む現実があります。教育

の機会均等が求められていますが、大人の格差社会が子どもの格差社会を招いています。子どもにとっては、最大の社会の場が学校です。

日本の教育機関への公財政支出の対GDP比は、2007年の全教育段階の資料ではOECD28か国中、最下位です。OECDの教育段階の2007年度の統計では、イギリス、フランスは公財政負担を10とすると私費負担は10分の1以下になっております。日本では3分の2が公財政負担、私費は3分の1ということになっております。学校教育が抱える問題に対し、OECD諸国並みに予算をふやせば解決するとは必ずしも言えません。しかし、この教育予算は、これで十分であるとは言えないし、まだまだ足りないのではないのでしょうか。

2011年度から30年ぶりに小学1年生に35人学級が導入されました。30年たってやっと1年生だけが35人学級を実現できた。今後は2年生、全小学生に拡大していくのか。それが実現するのか分かりません。登校拒否や不登校、学習障害や発達障害、子どもたちはさまざまな問題を抱えております。それに対し、適切な教育や対応が求められる一方、教育現場では教職員自身が、先生自身が問題を抱えているようです。

2006年度の文部科学省の調査では、1か月当たりの先生の残業は42時間で、40年前の話ですが、それに比べて5倍にふえたそうです。先生は子どものトラブルや保護者の意見や注文に対応しつつ、その仕事は膨らむ一方なのに自治体は安い給料で済む非正規職員の採用を広げています。2008年の資料では、小学校と中学校の臨時的任用者数は、石川県で言えばその全体数は775人、教職員の定数は7,370人に対し、その割合は10.5パーセントとなっています。10人のうち1人が臨時雇用です。石川県は、沖縄県、奈良県、三重県に続き4番目に多いのです。北陸ではどうかと見ますと、富山県は6.3パーセント、福井県は5.0パーセント、全国の平均は7.2パーセントですから、石川県は何かしら問題があり、職員の待遇改善が必要だと考えられます。

心を病んで休職する先生がふえていることも教育現場の大変さが推測されます。公立の小学校、中学校、高校で、全国で毎年1万2,000人以上が中途退職し、2005年から2009年の5年間で約6万人が途中で退職なさっているそうです。新しく先生になって1年以内に教職を去った新人の先生は、2009年には過去最多の317人だったそうです。

昨日の全員協議会では、毎年このような同じような陳情や請願や意見書が出ているという、そういうご批判がありました。教育予算が現状でいいのかということ、そういうことではないと思います。すべての子どもたちの成長と発達を保障する教育を実現するためにも、教育予算の拡充を求め続けることが重要ではないかと思えます。

続きまして、請願第16号 「志賀原子力発電所の運転再開に慎重な対応を求める意見書」の提出を求める請願に賛成の討論をいたします。

請願者は、福島第一原発から約20キロの福島県田村市都路に住んでいらっしゃいました。1号機が爆発した夜、都路行政区の指示に従って避難し、金沢の友人からの誘いもあって、すぐにここ石川県に避難してこられたそうです。3月13日のことでした。都路村では、その当時、都路村と言っていたそうですが、田畑を耕し、生活されていました。もう二度とあの豊かだった里山での生活は返ってこない。もう帰れないだろうと悲嘆にくれていらっしゃいます。

この悲しみを味わうのは今回の福島第一原発事故だけで十分、そういう思いでこの請願を出されました。その内容の第1点は、福島第一原発事故の原因が究明されないままあるいは事故についての徹底検証がなされないまま、志賀原子力発電所の運転再開が是なのか非なのか、それを決

めないでほしい、そういう請願です。事故に対する徹底的な検証が終わるまでは、志賀原子力発電所の運転再開の是非について判断しないでほしいというものです。

志賀原発は、事故を起こした福島第一原発と同じ沸騰水型の原子炉です。福島第一原発の事故の原因は、津波が来る以前にすでに地震が来た段階で送電の鉄塔が倒壊し、外部電力が喪失して重大な問題を起こしました。福島第一原発と同じ型の志賀原発。地震や津波によってどのように事故に至ったのか、原因究明がまず第一です。事故の徹底検証を望むのは、当然のことです。

また、マグニチュード9.0、海と陸のプレート境界で起こった海溝型地震である東日本大震災により、原発立地周辺の活断層の動きが懸念され、問題視されているのを、皆さんご存じのことだと思います。活断層による原発への影響が重要です。今、注目されています。活断層による地震への懸念という意味では、2006年、金沢地裁は、北陸電力が志賀原発近くの活断層を過小評価している。耐震設計に問題がある。そして、志賀原発第2号機の運転を差しとめる判決を言い渡しました。

1999年6月18日、志賀原発第1号機が決してあってはならない臨界事故を起こしたのにもかかわらず、北陸電力は直ちに国に報告せず、検査記録を改ざんするなどしてそれを隠ぺいし続け、8年後の2007年3月15日になってこの事故の存在が明らかになり、この日の夕方6時から運転停止を余儀なくされました。この運転停止後のわずか10日後の3月25日に、あの能登半島地震が起こりました。志賀原発1号機はもちろん運転停止中です。志賀原発2号機も2006年にタービンにひびが入っていることが確認されていて、当時トラブルを起こした浜岡原発のタービンと同じ型のものであったので入れかえるためにとまっていた。1号機も2号機も運転停止中でした。それでも地震によって使用済み燃料貯蔵プール周辺には、約750万ベクレルの放射能を帯びた冷却水が飛散しました。もし、能登半島地震のときに志賀原発が稼働中であつたならどんなことになっていたか。もしかしたら、福島第一原発事故と同様な被害を私たち石川県民が受け、生涯、放射能の不安に苦しまなければならなかったかもしれません。広島、長崎の後に続くのは、福島ではなく能登だったかもしれません。

福島第一原発が志賀原発と原子炉が同じ型、沸騰水型の原子炉であるという懸念に加え、活断層による地震の影響の観点からも、福島第一原発事故の徹底的な検証なくしては志賀原発の安全は保障されません。

この請願では、第2点目として運転再開の是非を判断するときは、100キロメートル圏内にある自治体の首長、議会、そして住民の意思を尊重してほしいということを求めています。100キロメートル圏内とは石川県がすっぽり入る、白山市や加賀市もちろんすっぽりと入る距離でございいます。つまり、石川県民全員の意思を尊重してほしいという請願です。

9月7日の北陸中日新聞の第一面に「県防災計画改定8市町が「条件」」という見出しで、志賀原発の運転再開は県の新しい原子力防災計画ができるのを待ってから判断すべきかとの質問に対し、県内全19市町のうち8市町長がそれを前提条件としたとありました。そして、津幡町と穴水町だけは、運転再開までの新計画策定を求めず国と県、志賀町の判断があればいいと説明したという内容の記事でした。

けさの北陸中日新聞に、その穴水町議会に意見書案が提出されたとありました。その意見書の内容は、福島第一原発事故の原因が究明され、志賀原発で対策が構築されるまで運転再開の判断をしないこと。2、運転再開の判断をする場合は隣接自治体の了解を求めることとする。そのよ

うな意見書で、この意見書は議会最終日に可決される見通しだと報道されています。

津幡町の昨日の全員協議会で、産業建設常任委員会での不採択の理由として、委員長は、原発は国の根幹にかかわるエネルギー政策であり、原発がなければ国内産業の空洞を招くから不採択である、原発は今後も必要であるから不採択である、津幡町議会だけでとらえられる問題ではないから不採択であると報告されました。しかし、この請願はそのような点について言うていたではありません。この請願をねじ曲げて解釈しないでください。不採択の理由は全く理由になっていません。絶対起こしてならない原発事故であるからこそ、徹底した検証と住民の意思を尊重することが大切であるということをおとくに求めてほしいという請願なのです。原発立地県の生命、住民の生命、安全、安心を求める請願です。委員会の審議では何よりも命が大切だから請願に賛成の意向を示したという、そういう意見もあったと聞きました。何よりも大切な多くの生命が脅かされ、将来にわたり放射能による不安と苦しみに向き合わなければならない現実が今、目の前にあるからこそ、今後子どもたちへの被爆の影響がどうなるのか分からない現実が今、目の前にあるからこそ、絶対に起こしてはならない原発事故であるからこそ、この請願があるのであり、これは請願者のみならず、福島県民の声であるということをおとくに訴え（ブザー鳴る）……。

○南田孝是議長 中村議員に申し上げます。

発言時間の制限を超えていますので、簡潔に願います。

○5番 中村一子議員 他人ごとでは済ませていけない、自分の家族が福島の人たちと同じ目に遭った、私たちは国に何を求めるのか。どうか、この請願の意味を理解していただくよう求め、賛成討論を終わります。

○南田孝是議長 次に、7番 角井外喜雄議員。

○7番 角井外喜雄議員 7番、角井です。

まず最初に、6月に提出され継続審査となっている原子力発電所に関する請願第13号と今議会に提出された請願第16号に対し、反対討論をいたします。

まず、継続審査となっている請願第13号 原子力発電所の安全対策の抜本強化を求めるとともに、原発ゼロをめざす計画作成を求める意見書については、全面的にこれは否定はいたしません。原子力発電所の安全対策は絶対的条件であり、抜本強化を求めることについては賛同いたします。しかし、原発ゼロを目指す計画書をつくることと運転停止中の原発の運転再開を中止することには反対であります。

日本の原子力発電所の歩みは、1970年代から経済の発展、資源の枯渇や人口の増大に伴い、これまでとはスケールの違うエネルギー源を持つことに対する期待と環境問題に配慮した取り組みとして原子力発電所をこれまで推進してきました。政府のエネルギー基本計画では、2030年までに原子力の比率を50パーセントにする方針を掲げていました。しかし、3.11の福島第一原発の事故を受け、菅首相は脱原発を表明し、再生可能エネルギーの総電力を2020年代に20パーセントとすると表明したが、全くの根拠のない数値目標であり、政府内は混乱が生じました。発電所の設置は、年間で最大の消費量にあわせつくられています。これまでの自然エネルギーは、雨や夜間、無風の日には電力が供給できず非効率であります。各電力会社は、小規模な太陽光発電は試行的には実施をしているが、大規模な太陽光発電は設備計画には入っていません。

今のエネルギーの現状は、環境によい自然エネルギーは経済性が最悪、経済性によい火力発電所は環境への影響が最悪、温室効果ガスが出ない原子力発電は評判が最悪、すべてを満たす理想

のエネルギーはないのであります。現在、国内の一般向け電力量の構成は、石炭、LNG、石油などの火力発電所が61パーセント、原子力が29パーセント、水力が9パーセントであり、太陽光発電が伸びているとはいえ、自然エネルギーはわずか1パーセントにすぎないのが現状であります。

今後しばらくは、原発の新設は抵抗があるかと思えます。現存している原発をエネルギーの選択肢から除くと、資源のない我が国は中東の政治的影響を受けやすく、自然に左右され安定的な供給が見込まれない自然エネルギーに依存することもかなわず、深刻な社会問題が発生することは間違いありません。

再生可能エネルギー特別措置法が成立したとしても、今後、爆発的な設備計画が広がるとは思えません。原発の電源を補うための自然エネルギーには、とてつもなく広大な土地が必要となります。我が国は国土が狭く、その上、平地が3割しかありません。その3割のほとんどが農地、住宅、企業などであり原発にかわるエネルギー施設をどこでつくるのか、さらに太陽光、風力は天候まかせの発電方法であり非常に不安定です。安定的な供給を行うには、大規模な蓄電バッテリーが必要となり、現実的なコストでつくることは不可能かと思えます。また、送電網は各電力会社が保有しているため電力の公正取引が成り立ちません。

今後のエネルギー政策は、大気汚染などの地球環境問題の深刻さと中国やインドなどの新興国の急激な経済成長を見ると、原発は今後も一定の役割を担うこととなります。脱原発政策が選択されるとそのコストは高い電気代、電気の質の劣化、産業の空洞化であります。エネルギー政策は、一度決定されればその後の再変更は極めて困難であります。どこに留意をしてエネルギー政策を考えるかだと私は思います。安定供給、コスト、地球温暖化、そして安全であります。

次に、本議会に提出された請願第16号について反対討論を行います。

国内に原発が54基あり、3.11で停止した原発、さらに定期検査で停止し、現在稼働しているのが11基であります。13か月に一度定期検査で停止をしなければならず、来年春には国内のすべての原発が停止することが懸念されています。

今、石川県議会を初め、多くの自治体が国に対し原発の安全対策の強化、原子力防災指針の見直し、当面の電力需給対策などの意見書が提出されています。

この請願は志賀原発だけの対応を求めており、さらに運転再開には100キロメートル圏内の自治体の意思を尊重せよと書かれています。各自治体、各個々にはそれぞれの意見や要望があります。運転再開で一番重要なのは、やはり、国が新しい基準を明確に示すべきであろうと私は思います。

よって、産業建設常任委員会で審議した結果、志賀原発だけにとらわれず、国策として進められている原発に対し、委員長として原発に対する安全対策の強化と防災指針の見直しを求める意見書を国に提出することとし、反対討論といたします。

以上で終わります。

○南田孝是議長 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

<採 決>

○南田孝是議長 これより議案採決に入ります。

議案第52号から議案第58号までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議案第52号から議案第58号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者16人 不起立者1人〕

○南田孝是議長 起立多数であります。

よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号から議案第62号までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議案第60号から議案第62号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願第15号 町道認定編入方請願についてを採決いたします。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第15号を採択することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、請願第15号は、採択とすることに決しました。

次に、請願第16号 「志賀原子力発電所の運転再開に慎重な対応を求める意見書」の提出を求める請願書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第16号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者2人 不起立者15人〕

○南田孝是議長 起立少数であります。

よって、請願第16号は、不採択とすることに決しました。

次に、請願第17号 消費税増税反対に関する請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第17号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者2人 不起立者15人〕

○南田孝是議長 起立少数であります。

よって、請願第17号は、不採択とすることに決しました。

次に、請願第18号 国の教育予算を拡充することについてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第18号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者2人 不起立者15人〕

○南田孝是議長 起立少数であります。

よって、請願第18号は、不採択とすることに決しました。

次に、請願第19号 「電力多消費型経済からの転換を求める意見書」の提出を求める請願を採決いたします。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第19号を採択することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、請願第19号は、採択とすることに決しました。

次に、請願第20号 「自治体クラウドの推進を求める意見書」の提出を求める請願を採決いたします。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第20号を採択することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、請願第20号は、採択とすることに決しました。

次に、6月議会定例会で継続審査となっております請願第11号および請願第13号を採決いたします。

請願第11号 公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第11号を採択することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、請願第11号は、採択とすることに決しました。

次に、請願第13号 原子力発電所の安全対策の抜本強化を求めるとともに、原発ゼロをめざす計画作成を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第13号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者3人 不起立者14人〕

○南田孝是議長 起立少数であります。

よって、請願第13号は、不採択とすることに決しました。

#### <決算審査特別委員会の設置>

○南田孝是議長 日程第2 認定第1号 平成22年度津幡町一般会計決算の認定についてから認定第14号 平成22年度津幡町水道事業会計決算の認定についてまでを議題といたします。

お諮りいたします。

認定第1号から認定第14号までについては、津幡町議会委員会条例第5条の規定により、7名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第14号までの決算の認定については、委員7名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

#### <決算審査特別委員会委員の選任>

○南田孝是議長 これにより、選任第7号 決算審査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、津幡町議会委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり、議長において、荒井 克議員、森山時夫議員、角井外喜雄議員、酒井義光議員、多賀吉一議員、向 正則議員、道下政博議員、以上7名を指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました7名の諸君を決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩中に決算審査特別委員会を開き、委員長、副委員長の互選をされ、その結果を議長までご報告願います。

〔休憩〕 午後 2 時45分

〔再開〕 午後 3 時09分

○南田孝是議長 ただいまの出席議員数は、18名です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩中に決算審査特別委員会が開かれ、委員長、副委員長の互選の結果が議長の手元にまいっておりますので、ご報告いたします。

決算審査特別委員会

委員長に 道下政博議員

副委員長に 向 正則議員

以上、互選の結果をここにご報告いたします。

なお、決算審査につきましては、閉会中も継続して審査する旨の継続審査の申出書が議長のもとにまいっております。

お諮りいたします。

認定第 1 号から認定第14号までは、委員会の申し出のとおり閉会中も継続して審査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、申し出のあった事項につきましては、閉会中も継続して審査することに決しました。

#### <同意・諮問上程>

○南田孝是議長 日程第 3 本日、町長から提出のあった同意第 4 号 津幡町教育委員会委員任命につき同意を求めることについておよび諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを一括して議題といたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 議員各位におかれましては、9月2日の議会開会以来、連日にわたりまして慎重なご審議を賜り、まことにありがとうございます。

また、今ほどは今定例会に提出させていただきました議案すべてにご決議を賜りましたこと、重ねてお礼を申し上げる次第でございます。

それでは、本日追加提案をいたしました人事案件につきまして、ご説明申し上げます。

**同意第 4 号** 津幡町教育委員会委員任命につき同意を求めることについて。

本案は、9月30日をもって任期満了を迎える現委員の大多壽榮子氏を引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、**諮問第 2 号** 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

本諮問は、平成23年12月31日で任期満了を迎えます谷尾心山氏の後任に高本真紀子氏を推薦い

たしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上、本日ご提案を申しあげました人事案件につきましてご説明申し上げたところでございますが、何とぞご同意を賜りますようお願いを申しあげまして、提案理由の説明とさせていただきます。

#### <質疑・討論の省略>

○南田孝是議長 お諮りいたします。

同意第4号および諮問第2号につきましては、人事に関する案件につき、質疑および討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。よって、以上の2件については質疑および討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

#### <採 決>

○南田孝是議長 同意第4号 津幡町教育委員会委員任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、同意第4号は、同意することに決しました。

次に、諮問第2号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり異議なき旨答申することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は、異議なき旨答申することに決しました。

#### <議会議案上程>

○南田孝是議長 日程第4 議会議案第9号から議会議案第11号までを一括して議題といたします。

角井外喜雄産業建設常任委員長提出の議会議案第9号 原子力災害対策の強化と自然エネルギーの促進を求める意見書についての趣旨説明を求めます。

角井外喜雄産業建設常任委員長。

#### <趣旨説明>

○角井外喜雄産業建設常任委員長 3.11の災害で絶対起こってはならない原発事故が発生し、

多くの地域と人々に被害をもたらしています。二度とこのような事故が発生してはなりません。よって、地方自治法第109条第7項および津幡町議会会議規則第14条第3項の規定により、原子力災害対策の強化と自然エネルギーの促進を求める意見書を国に提出するものであります。皆さまのお手元に意見書が配付されております。朗読をし、趣旨説明といたします。

去る3月11日に発生した国内最大のマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震とこれに伴う巨大津波は、東北地方を中心に数多くの尊い命を奪い、沿岸地方に壊滅的な被害をもたらした。

加えて、福島第一原子力発電所では、原子炉や使用済み核燃料プールの冷却機能が喪失し、大量の放射性物質が放出され、我が国で初めて原子力災害対策特別措置法に基づく「原子力緊急事態宣言」が発令された。

さらに、原発事故の深刻度が国際原子力事象評価尺度による暫定評価で最悪の「レベル7」に引き上げられ、大地震から6か月を経た今も、周辺地域では広範囲の避難指示のもと、多くの住民が避難生活を余儀なくされているほか、農水産物の汚染や風評被害も深刻化している。とりわけ、今回の原発事故は、原発立地地域のみならず、隣接県などを含め広範囲にわたり住民が放射性物質による被害を受ける危険性があることを示しており、国民の原発に対する不安から自然エネルギーの促進を求める世論も高まっている。

よって、政府におかれては、下記の事項に特段の措置を講じるよう強く要望する。

- 1 事故原因の詳細な調査を行い、その結果を踏まえた耐震設計審査等の安全指針について見直しを行うこと。
- 2 環境および食品等の安全基準を厳格化するとともに、モニタリング機能を高め、放射能による健康被害の防止に取り組むこと。
- 3 地震対策、津波対策などの安全対策について、改めて点検を行うとともに、抜本的な対策を講じ、国民の安全・安心の確保に努めること。
- 4 原子力の安全確保等に関する情報公開、住民への説明、広報の充実強化を図ること。
- 5 防災対策重点地域の拡大を初め、防災基本計画や原子力防災指針等の見直しを早急に行うこと。
- 6 国を挙げて自然エネルギーの促進に関する法律を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

#### <質 疑>

○南田孝是議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

#### <討 論>

○南田孝是議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「5番 中村」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 5番 中村議員。

○5番 中村一子議員 先ほど提出されました、角井委員長が読み上げました原子力災害対策の

強化と自然エネルギーの促進を求める意見書、私はぜひ出していただきたいと思います。賛成の立場で討論いたします。

先ほど、原子力関係の請願2つにつきまして、請願第16号については、私は賛成の討論をいたしました。つい語気に強みがあって、力が入り過ぎてしまったかなと思っております。

その請願は不採択とはなりましたが、このように原子力発電所、今後のエネルギーについて、しっかりと国に申し入れをしていくという意見書が出たということについては非常に私はうれしく思うし、この姿勢をこれからも議会は続けていきつつ、今後待ち受けているさまざまな原発の問題、エネルギーの問題について対応していただけたらというような思いでおります。

この意見書、賛成の立場でお話をさせていただきました。中村です。

ありがとうございました。

○南田孝是議長 ほかにありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

### <採 決>

○南田孝是議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、道下政博議会改革検討特別委員会委員長提出の議会議案第10号 津幡町議会委員会条例の一部を改正する条例についておよび議会議案第11号 津幡町議会会議規則の一部を改正する規則について

以上、2件の議会議案について一括して趣旨説明を求めます。

道下政博議会改革検討特別委員会委員長。

### <趣旨説明>

○道下政博議会改革検討特別委員会委員長 地方分権の進展に伴い、また、国政の混乱の中地方議会が果たすべき役割の重要性がますます高まってきております。

これまで本町議会では、議会機能の充実、強化および活性化を図るため、議会改革に積極的に取り組んできております。本年5月新体制となった議会改革検討特別委員会では、すでに4回にわたり活発な議論を進めてまいりました。この度、議会改革検討特別委員会では、さらなる議会の活性化、開かれた議会の推進を目的として、委員の皆さんと協議し、2件の議会議案を地方自治法第110条第5項および津幡町議会会議規則第14条第3項の規定により提出させていただくことになりました。内容につきましては、前回の議員協議会で説明させていただいた内容のものです。

提出者 議会改革検討特別委員会委員長 道下政博が特別委員会を代表して、趣旨説明をさせていただきます。

初めに、議会議案第10号 津幡町議会委員会条例の一部を改正する条例についてであります。

本会議の傍聴については、地方自治法第130条第3項「議長は、会議の傍聴に関し必要な規則を設けなければならない」の規定に基づき、議会傍聴規則が制定されています。一方、委員会の傍聴は、地方自治法にも明記されておらず、条例で委員長の許可によるものと規定されているのみであります。そのため委員会の傍聴に関し必要な事項を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議会議案第11号 津幡町議会会議規則の一部を改正する規則についてであります。

平成21年3月議会定例会から、当町議会では一般質問での一問一答方式の導入および執行部による反問権の付与を試行してまいりました。試行から2年余りが経過し、定着したこともあり、発言の通告制、質問の一問一答方式の導入および執行部への質疑、質問に対する反問権の付与に関する規定を設けるものであります。

以上、提案理由の説明を終わります。議員各位のご賛同をお願いいたします。

終わります。

#### <質疑・討論の省略>

○南田孝是議長 お諮りいたします。

議会議案第10号および議会議案第11号につきましては、質疑および討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第10号および議会議案第11号は、質疑および討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

#### <採 決>

○南田孝是議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第10号および議会議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

いずれも原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第10号および議会議案第11号は、いずれも原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

請願第19号、請願第20号および請願第11号の採択に伴い、議会議案第12号から議会議案第14号までを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第12号から議会議案第14号までを日程に追加し、追加日程第1として、直ち

に議題とすることに決しました。

#### <議会議案上程>

○南田孝是議長 追加日程第1 酒井義光議員ほか2名提出の議会議案第12号 電力多消費型経済からの転換を求める意見書、荒井 克議員ほか2名提出の議会議案第13号 自治体クラウドの推進を求める意見書、向 正則議員ほか2名提出の議会議案第14号 公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書を一括して議題といたします。

#### <趣旨説明・質疑・討論の省略>

○南田孝是議長 お諮りいたします。

以上の議会議案3件につきましては、提出者の説明、質疑および討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、以上の議会議案3件については、提出者の説明、質疑および討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

#### <採 決>

○南田孝是議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第12号から議会議案第14号までを一括して採決いたします。

お諮りいたします。

いずれも原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第12号から議会議案第14号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

以上、今議会で可決されました議会議案第9号、議会議案第12号から議会議案第14号までおよび採択されました請願第15号の提出先および処理方法につきましては、議長にご一任願います。

#### <閉会中の継続調査>

○南田孝是議長 日程第5 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員会を初めとする3常任委員会委員長および議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長のもとにまいっております。

お諮りいたします。

各委員会から申し出のあった事項につきましては、閉会中も継続して調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、各委員会から申し出のあった事項につきましては、閉会中も継続して調査することに決しました。

**<閉議・閉会>**

○南田孝是議長 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

よって、平成23年第6回津幡町議会定例会を閉会いたします。

これにて散会いたします。

午後3時34分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長 南田 孝是

署名議員 角井外喜雄

署名議員 酒井 義光

## 参 考 資 料

1. 一般質問通告一覧表	1
1. 議会議案	3
1. 委員会審査結果表	10
1. 決算審査特別委員会委員の選任について	13
1. 閉会中の継続審査申出書	14
1. 閉会中の継続調査申出書	15
1. 請 願	19

平成23年第6回津幡町議会定例会一般質問通告一覧表

番号	質問議員氏名	質問事項	答弁者
1	4番 荒井 克	1 今後の町の福祉施策について	町 長
		2 児童デイサービスについて	健康福祉課長
		3 防災計画について	総務課長
		4 AEDの設置について	消防次長
		5 震災復興支援について	町 長
2	9番 塩谷 道子	1 東日本大震災・福島原発事故を受けて	町 長
		2 子育て支援に関わる保育園の問題について	町 長
		3 介護保険改定法について	町 長
3	8番 酒井 義光	1 学校でのいじめの実態は	教 育 長
		2 路肩の安全と美観について	町 長
4	5番 中村 一子	1 議会の審議、議決を経ずして、みどり市とポートピアに関する細目協定を結んだ経緯とその理由を問う	町 長
		2 デマンド交通システムの導入を検討し、住民のニーズにこたえるバス事業を	産業経済課長
		3 デマンド交通システムの導入を検討し、住民のニーズにこたえるバス事業を	町 長
		4 県に対し、県西方沖地震による津波被害の想定を求めよ	町 長
		5 「核兵器廃絶平和都市宣言」の津幡町は原発からの脱却を目指すべき	町 長
5	18番 谷下 紀義	1 水害対策と町民への周知について	都市建設課長
		2 今後のイノシシ対策について	産業経済課長
6	6番 森山 時夫	1 福島第一原発事故による県・町内の放射能汚染調査について	町 長
		2 耕作放棄地再生利用モデル事業のまこも栽培について	産業建設部長
7	3番 黒田 英世	1 教育・子育て相談窓口の充実について	学校教育課長
		2 教育・子育て相談窓口の充実について	町 長
		3 志賀原発に対する対応について	町 長
		4 総合行政情報管理システムと個人情報保護について	企画財政課長

番号	質問議員氏名	質 問 事 項	答 弁 者
8	2 番 西村 稔	1 企業誘致について	町 長
		2 融雪装置に関する計画について	産業建設部長
		3 橋延命化について	都市建設課長
9	12 番 道下 政博	1 被災者支援システムの導入を	町 長
		2 未使用テレホンカードを義援金に活用を	町 長
		3 親、子、孫の三世同居を支援する施策を	町 長
		4 観光振興条例の制定を	町 長
		5 図書館利用のきっかけに「としょかん1年生」事業を	教 育 長
10	1 番 八十嶋孝司	1 笠谷地区の振興策について（道路の進捗状況）	町 長
		2 笠谷地区の振興策について（保育園・小学校）	町 長
		3 笠谷地区の振興策について（教育施設）	教 育 部 長
		4 体育施設の危機管理体制について	教 育 長
		5 公園施設での使用料徴収について	生涯教育課長

津幡町議会議長 南 田 孝 是 様

提出者 津幡町議会産業建設常任委員長 角 井 外喜雄

原子力災害対策の強化と自然エネルギーの促進を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第7項及び津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出する。

---

原子力災害対策の強化と自然エネルギーの促進を求める意見書

去る3月11日に発生した国内最大のマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震とこれに伴う巨大津波は、東北地方を中心に数多くの尊い命を奪い、沿岸地方に壊滅的な被害をもたらした。

加えて、福島第一原子力発電所では、原子炉や使用済み核燃料プールの冷却機能が喪失し、大量の放射性物質が放出され、我が国で初めて原子力災害対策特別措置法に基づく「原子力緊急事態宣言」が発令された。

さらに、原発事故の深刻度が国際原子力事象評価尺度（INES）による暫定評価で最悪の「レベル7」に引き上げられ、大地震から6か月を経た今も、周辺地域では広範囲の避難指示のもと、多くの住民が避難生活を余儀なくされているほか、農水産物の汚染や風評被害も深刻化している。とりわけ、今回の原発事故は、原発立地地域のみならず、隣接県などを含め広範囲にわたり住民が放射性物質による被害を受ける危険性があることを示しており、国民の原発に対する不安から自然エネルギーの促進を求める世論も高まっている。

よって、政府におかれては、下記の事項に特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 事故原因の詳細な調査を行い、その結果を踏まえた耐震設計審査等の安全指針について見直しを行うこと。
- 2 環境および食品等の安全基準を厳格化するとともに、モニタリング機能を高め、放射能による健康被害の防止に取り組むこと。
- 3 地震対策、津波対策などの安全対策について、改めて点検を行うとともに、抜本的な対策を講じ、国民の安全・安心の確保に努めること。
- 4 原子力の安全確保等に関する情報公開、住民への説明、広報の充実強化を図ること。
- 5 防災対策重点地域（EPZ）の拡大を初め、防災基本計画や原子力防災指針等の見直しを早急に行うこと。
- 6 国を挙げて自然エネルギーの促進に関する法律を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月9日

津幡町議会議長 南 田 孝 是 様

提出者 津幡町議会改革検討特別委員会委員長 道 下 政 博

津幡町議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第110条第5項及び津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出する。

---

津幡町議会委員会条例の一部を改正する条例

津幡町議会委員会条例（昭和62年津幡町条例第9号）の一部を次のように改める。

第17条に次の1項を加える。

- 3 前2項に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

委員会の傍聴に関し必要な事項を議長が別に定める旨を規定する。

津幡町議会議長 南 田 孝 是 様

提出者 津幡町議会改革検討特別委員会委員長 道 下 政 博

津幡町議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第110条第5項及び津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出する。

津幡町議会会議規則の一部を改正する規則

津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）の一部を次のように改める。

第51条を次のように改める。

（発言の通告及び順序）

第51条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。

2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。

3 発言の順序は、議長が定める。

4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は、効力を失う。

第51条の次に次の1条を加える。

（発言の通告をしない者の発言）

第51条の2 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2 発言の通告をしない者が発言しようとするときは、起立して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を得なければならない。

3 2人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認める者から指名して発言させる。

第61条に次の1項を加える。

5 質問は、一問一答方式で行うものとする。

第62条の次に次の1条を加える。

（質疑又は質問に対する反問）

第62条の2 議長から会議への出席を要求された説明員等は、議員の質疑又は質問の主旨を確認するため、議長の許可を得て、反問することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

発言の通告制、質問の一問一答方式の導入および執行部へ質疑又は質問に対する反問権の付与に関する規定を設ける。

津幡町議会議長 南 田 孝 是 様

提出者 津幡町議会議員 酒 井 義 光  
賛成者 津幡町議会議員 荒 井 克  
同 津幡町議会議員 塩 谷 道 子

電力多消費型経済からの転換を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会議規則（昭和62年津幡町議会議規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

電力多消費型経済からの転換を求める意見書

3月に発災した東日本大震災の影響もあり、日本経済の先行きは今後も予断を許さない状況にある上、東京電力福島第一原発の事故を受けてエネルギー供給が制約される中で、長期的な電力消費の抑制が必至となっている。

現在、各家庭では省エネ・節電対策を励行し、大口消費者である企業などでも電力消費の抑制に努める動きが定着している。しかし、節電努力の要請が長引くと見込まれる中、現在のような個々の努力に委ねられている節電対策のままでは、社会全体の対応としては限界がある。

そのため、これまでのいわゆる「当面の対応」から脱却し、電力多消費型経済社会からの転換を図り、省エネ・節電対策が日常的・安定的に実施できる社会を早急に実現する必要がある。

よって、政府におかれては、電力消費を低減する対策とともに、電力多消費型経済から転換させるため、下記の項目を早急に決定、実施するよう強く要望する。

記

- 1 家庭での省エネ、エコ化の早期推進のため「節電エコポイント」（仮称）を創設し、省エネ型家電への買い換え（旧式の冷蔵庫・エアコンの買い換え）、LED照明の普及を促進すること。住宅エコポイントは、改修工事の対象範囲などを拡充したうえで再実施すること。
- 2 事業所等における太陽光発電設備やLED照明導入など省エネ投資を促進するため、税制、財政、金融面での支援措置を講じること。
- 3 企業における長期休暇取得や輪番操業、在宅勤務の推進などを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

津幡町議会議長 南 田 孝 是 様

提出者 津幡町議会議員 荒 井 克  
賛成者 津幡町議会議員 黒 田 英 世  
同 津幡町議会議員 河 上 孝 夫

#### 自治体クラウドの推進を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会議規則（昭和62年津幡町議会議規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

---

#### 自治体クラウドの推進を求める意見書

情報システムの集約と共同利用を推進し、さらにデータセンターの活用などにより、自治体クラウドは全国各地で進展しつつある。

自治体クラウドを推進するメリットとしては、各地方自治体におけるシステム運用経費の削減を図ることができるとともに、データのバックアップが確保されることで災害に強い基盤の構築ができること、また、将来的な行政の広域化に向けた先行した事務統合ができることや小さな自治体でも大きな自治体と遜色のない行政サービスを行うことが可能になるなどが上げられ、今後の展開に大きな期待が寄せられている。

一方で、近年は地方自治体における専門の人材の育成・確保が困難になり、システム事業者への依存度が高くなっていることや情報システムのメンテナンスに係る経費負担の高止まりが課題として挙げられている。さらに、近年は地方自治体の情報システムを更改する際のデータ移行に関する多額な費用も問題となっている。

よって、政府におかれては、今後、全国の各地方自治体が自治体クラウドにシステムを移行しようとする際に、円滑な移行ができるよう、下記の事項について対策を講じるよう強く要望する。

#### 記

- 1 自治体クラウドへ移行する際、異なる事業者の製品間の移動を行う場合、それぞれのデータ形式が異なるため、データ項目ごとに変換方法を定める必要が生じるなど、情報システムの相互運用の障害となっていることから、データの標準的な表現形式の構築に向けた取り組みを行うこと。
- 2 各自治体が独自に管理している外字は、延べ200万文字にも上るともいわれており、データの移行には多くの時間と労力が割かれていることから、外字の実態調査を行うとともに、標準的な文字コードの導入を推進すること。
- 3 自治体クラウドへの移行を推進する自治体に対しては、地財措置を含めた財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月9日

津幡町議会議長 南 田 孝 是 様

提出者 津幡町議会議員 向 正 則  
賛成者 津幡町議会議員 八十嶋 孝 司  
同 津幡町議会議員 中 村 一 子

公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会議規則（昭和62年津幡町議会議規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書

これまで公立学校施設は、大規模地震や豪雨等の非常災害時には地域住民の防災拠点として中心的な役割を担ってきた。

このたびの東日本大震災においても、多くの被災住民の避難場所として利用されるとともに、必要な情報を収集また発信する拠点になるなどさまざまな役割を果たし、その重要性が改めて認識されている。しかし一方で、多くの公立学校施設において、備蓄倉庫や自家発電設備、緊急通信手段などの防災機能が十分に整備されていなかったため、避難所の運営に支障を来し、被災者が不慣れた避難生活を余儀なくされるなどの問題も浮き彫りになった。こうした実態を踏まえ、現在、避難所として有すべき公立学校施設の防災機能のあり方について、さまざまな見直しが求められている。

政府は、公立学校施設の学校耐震化や老朽化対策等については、地方自治体の要望にこたえ、毎年予算措置等を講ずるなど、積極的な推進を図っているが、本来これらの施策と並行して全国的に取り組まなければならない防災機能の整備向上については、十分な対策が講じられていないのが実情である。

よって、政府におかれては、大規模地震等の災害が発生した際、公立学校施設において、地域住民の安全で安心な避難生活を提供するために、耐震化等による安全性能の向上とともに、防災機能の一層の強化が不可欠であるとの認識に立ち、下記の項目について、速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 公立学校施設を対象として、今回の東日本大震災で明らかになった防災機能に関する諸課題について、阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震など過去の大規模災害時における事例も参考にしつつ、十分な検証を行うこと。
- 2 公立学校施設を対象として、避難場所として備えるべき必要な防災機能の基準を作成するとともに、地方公共団体に対し、その周知徹底に努め、防災機能の整備向上を促すこと。
- 3 公立学校施設を対象として、防災機能の整備状況を適宜把握し、公表すること。

- 4 公立学校施設の防災機能を向上させる先進的な取り組み事例を収集し、さまざまな機会を活用して地方公共団体に情報提供すること。
- 5 公立学校施設の防災機能向上に活用できる国の財政支援制度に関して、地方公共団体が利用しやすいよう、制度を集約し、窓口を一元化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。



平成23年第6回津幡町議会定例会  
 常任委員会議案審査結果表  
 文教福祉常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第52号	平成23年度津幡町一般会計補正予算（第3号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳 出 第2款 総務費      第3項 戸籍住民登録費 第7項 防犯と交通安全対策費 第3款 民生費      第1項 社会福祉費 第2項 児童福祉費 第4款 衛生費      第1項 保健衛生費 第2項 清掃費 第10款 教育費     第1項 教育総務費 第2項 小学校費 第3項 中学校費 第4項 幼稚園費 第5項 社会教育費 第6項 保健体育費	原案可決
議案第53号	平成23年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
請願第18号 (継 続)	国の教育予算を拡充することについて	不採択
請願第11号	公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書の提出を求める請願	採 択



選任第7号

決算審査特別委員会委員の選任について

津幡町議会委員会条例（昭和62年津幡町条例第9号）第7条第1項の規定に基づき、決算審査特別委員会委員を次のとおり選任する。

平成23年9月9日

津幡町議会議長 南 田 孝 是

決算審査特別委員会委員
荒井 克
森山 時夫
角井外喜雄
酒井 義光
多賀 吉一
向 正則
道下 政博

津議発第186号

平成23年9月9日

津幡町議会議長

南 田 孝 是 様

決算審査特別委員会

委員長 道 下 政 博

### 閉会中の継続審査申出書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお審査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

### 記

#### 審査事件

認定第1号 平成22年度津幡町一般会計決算の認定についてから

認定第14号 平成22年度津幡町水道事業会計決算の認定についてまで

津議発第187号

平成23年9月9日

津幡町議会議長

南 田 孝 是 様

総務常任委員会

委員長 酒 井 義 光

### 閉会中の継続調査申出書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第75条の規定により申し出ます。

### 記

#### 調査事件

1. 町総合計画に関する事項
1. 行財政全般に関する事項
1. 消防に関する事項

津議発第188号

平成23年9月9日

津幡町議会議長

南 田 孝 是 様

文教福祉常任委員会

委員長 多 賀 吉 一

### 閉会中の継続調査申出書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第75条の規定により申し出ます。

### 記

#### 調査事件

1. 学校教育・生涯学習に関する事項
1. スポーツ及び文化財に関する事項
1. 社会福祉・社会保障に関する事項
1. 公衆衛生・環境衛生に関する事項
1. 医療に関する事項

津議発第189号

平成23年9月9日

津幡町議会議長

南 田 孝 是 様

産業建設常任委員会

委員長 角 井 外喜雄

### 閉会中の継続調査申出書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議  
会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第75条の規定により申し出ます。

### 記

#### 調査事件

1. 土木事業に関する事項
1. 開発事業・都市計画に関する事項
1. 農林業に関する事項
1. 商工業及び観光に関する事項
1. 上下水道事業に関する事項

津議発第190号

平成23年9月9日

津幡町議会議長

南 田 孝 是 様

議会運営委員会

委員長 谷 口 正 一

### 閉会中の継続調査申出書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第75条の規定により申し出ます。

### 記

#### 調査事件

1. 議会の運営に関すること。

受理番号	請願第15号	受理年月日	平成23年8月2日	付託委員会	産業建設常任委員会
件名	町道認定編入方請願について				
請願者 住所氏名	河北郡津幡町字横浜は 61-5 横浜区長 家田 行雄	紹介議員	向 正 則 多 賀 吉 一		
<p><b>【認定を請願する道路】</b></p> <p>認定請願路線</p> <p>起点 津幡町字横浜は47番3地先</p> <p>終点 津幡町字横浜は46番5地先</p> <p>延長 L=40.2m 幅員 W=6.00m</p> <p><b>【請願理由】</b></p> <p>申請道路は農地の宅地化に伴い、近年地区住民の利用頻度が高く主要道路との連絡路である。地区住民の住みやすい環境と交通の円滑化に寄与する道路管理を望みます。</p> <p><b>【添付書類】</b></p> <p>・道路位置図</p> <p>上記の道路を町道に認定編入下さるよう、地方自治法第124条の規定によって請願します。</p>					

受理番号	請願第16号	受理年月日	平成23年8月19日	付託委員会	産業建設常任委員会
件名	「志賀原子力発電所の運転再開に慎重な対応を求める意見書」の提出を求める請願書				
請願者住所氏名	金沢市米泉町 8-59-4 浅田正文 浅田真理子	紹介議員	中村一子		
<p><b>【要旨】</b></p> <p>住民の危険と不安を除くために、志賀原子力発電所の運転再開に慎重な対応を求める意見書を石川県、および国に提出して下さい。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>私たちは大事故を起こした福島第一原子力発電所の30キロメートル圏内に住んでいました。1号機が爆発した夜、田村市都路行政区の避難指示に従い、また金沢市の友人からの有難い誘いもあり直ぐに避難してきました。その後石川県や金沢市の方々の温かさに支えられて仮住まいにて避難生活を続けています。5か月たった今も事故は収束する気配も無く、事故の原因検証はまだ緒についたばかりです。私たちが故郷に戻れるのかさえ定かではありません。また、避難解除となっても、以前のように田畑を耕し、山菜やキノコなど大地の恵みを味わうこともできません。山の木を薪ストーブで燃やすこともできません。豊かだった田舎の生活は放射能で汚された地では二度と返ってきません。このような思いをするのは今回だけ、福島だけで十分です。</p> <p>また、今回の事故では原子力防災計画の対象範囲外の多くの自治体も避難区域に指定されるなど、全く想定していなかった原子力災害への対応を迫られています。</p> <p>さらに、放射能汚染は300キロメートルも離れた静岡県のお茶や100キロメートル離れた岩手県でも稲わらが驚くほど汚染され、日本中で食物による内部被曝が広がるおそれもあります。</p> <p>北陸電力は志賀原子力発電所の運転再開を急いでいますが福島原発事故の真の原因さえ明らかになっていないのに時期尚早ではないでしょうか。</p> <p>津幡町は志賀原子力発電所から50キロメートル圏内にあります。一度事故が起きれば近隣自治体である津幡町への影響も計りしれません。</p> <p>そこで下記の事項を求める意見書を石川県、および国に提出していただきますようお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 福島第一原子力発電所事故の徹底検証が終わるまでは志賀原子力発電所の運転再開の是非について判断しないこと。</li> <li>2. 運転再開の是非を判断する時は100キロメートル圏内にある自治体の首長、議会、および住民の意思を尊重すること。</li> </ol> <p>以上、地方自治法第124条の規定によってお願いします。</p>					

受理番号	請願第17号	受理年月日	平成23年8月19日	付託委員会	総務常任委員会
件名	消費税増税反対に関する請願				
請願者 住所氏名	石川県金沢市新保本 4-66-4 消費税廃止石川県各界連絡会 加藤 忠 男	紹介議員	塩 谷 道 子		
<p><b>【請願趣旨】</b></p> <p>民主党は「税と社会保障一体改革」として、2010年代半ばまでに消費税率を10%までに引き上げると発表しました。菅内閣が決めた「東日本大震災復興基本方針」では、財源確保のために臨時増税を打ち出しました。臨時増税の実施後、本格的な消費税率の引き上げという構想も見え隠れします。</p> <p>そもそも消費税は、所得の低い人ほど負担が重い税金です。そのためヨーロッパなどでは食料品や生活必需品は、非課税か、低い税率になっています。ヨーロッパの消費税も、税収全体に占める消費税の割合は日本とほぼ同じです。しかし日本の消費税は、水やコメにも、高級な宝飾品にも同じ税率がかかります。これが10%になれば、重い負担が低所得者世帯の生活を直撃します。</p> <p>また消費税増税は、生活再建をする被災者にとって最も過酷な税金であり、復興財源として最も不適切です。しかも震災の影響で日本経済の低迷が続く中、消費税増税は今後の景気回復に致命的打撃を与えます。1997年、税率が3%から5%にあがったとき、景気が急速に冷え込み、倒産が相次いで、失業者や自殺者が増加したことは忘れられません。</p> <p>復興財源は、政党助成金や米軍への思いやり予算の廃止、不要不急な大型開発の中止など、税金の使い道を思い切って見直すこと、大企業・大金持ちへの減税を元に戻すこと、復興国債を発行し大企業の莫大な内部留保を活用すること、などで確保すべきです。</p> <p>私たちは、福祉や復興財源を口実にした消費税増税に反対します。</p> <p>以上から、下記の内容について請願致します。</p> <p><b>【請願内容】</b></p> <p>上記請願趣旨の内容を意見書として採択し（又は、議会として決議し）政府に送付していただくこと。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。</p>					

受理番号	請願第18号	受理年月日	平成23年8月22日	付託委員会	文教福祉常任委員会
件名	国の教育予算を拡充することについて				
請願者 住所氏名	河北郡津幡町字加賀爪ヌ70番地 石川県教職員組合 河北支部 執行委員長 山崎 勝 則	紹介議員	中 村 一 子		
<p><b>【主旨】</b></p> <p>「教育予算の拡充を求める意見書」を貴議会において採択し、行政当局等へ提出されたい</p> <p><b>【請願理由】</b></p> <p>子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことから、「教育は未来への先行投資」であることが多くの国民の共通認識となってきました。</p> <p>現在の子どもたちは、様々な価値観や個性・ニーズを持っており、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行う必要があります。保護者もそれを望んでいます。その願いを受け、2年連続で教職員の純増が実現し、2011年度からは30年ぶりに学級編制基準が改められ小学1年生に35人学級が導入されました。今後も、OECD加盟国並みの教育環境・教員配置をめざし、標準定数法の改正等、国の財政負担と責任で少人数の学級編制を推し進めていくことが必要です。</p> <p>こうした観点から、2012年度政府の概算要求に向けて下記事項の実現について、国の関係機関へ意見書を提出していただきますよう要請いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. OECD諸国並みの、ゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級を推進すること。</li> <li>2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の拡充を図ること。</li> <li>3. 校舎の耐震化、教材備品・修繕費等、学校教育環境の整備充実に必要な予算措置を行うこと</li> <li>4. 子どもと向き合える時間の確保ができるよう、教職員の定数改善や事務負担の軽減を行うこと。</li> </ol> <p>以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。</p>					

受理番号	請願第19号	受理年月日	平成23年8月22日	付託委員会	総務常任委員会
件名	「電力多消費型経済からの転換を求める意見書」の提出を求める請願				
請願者 住所氏名	河北郡津幡町字能瀬ハ105-3 公明党津幡支部津幡地区員 池田邦三	紹介議員	道下政博		
<p>3月に発災した東日本大震災の影響もあり、日本経済の先行きは今後も予断を許さない状況にある上、東京電力福島第一原発の事故を受けて、エネルギー供給が制約されるなかで長期的な電力消費の抑制が必至となっています。</p> <p>現在、各家庭では省エネ・節電対策を励行し、大口消費者である企業などでも電力消費の抑制に努める動きが定着しています。しかし、節電努力の要請が長引くと見込まれるなか、現在のような個々の努力に委ねられている場当たりの「節電対策」のままでは、社会全体の対応としては限界があります。</p> <p>そのため、これまでのいわゆる“当面の対応”から脱却し、「電力多消費型」経済社会からの転換を図り、省エネ・節電対策が日常的・安定的に実施できる社会を早急を実現する必要があります。</p> <p>よって、政府におかれては、電力消費を低減する対策とともに、「電力多消費型経済」から転換させるため、以下の項目を早急に決定・実施するよう強く求めます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>一、家庭での省エネ、エコ化の早期推進のため「節電エコポイント」（仮称）を創設し、省エネ型家電への買い替え（旧式の冷蔵庫・エアコンの買い替え）、LED照明の普及を促進する。住宅エコポイントは改修工事の対象範囲などを拡充したうえで再実施する。</p> <p>一、事業所等における太陽光発電設備やLED照明導入など省エネ投資を促進するため、税制、財政、金融面での支援措置を講じる。</p> <p>一、企業における長期休暇取得や輪番操業の徹底、在宅勤務の推進などを図る。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定により請願します。</p>					

受理番号	請願第20号	受理年月日	平成23年8月22日	付託委員会	総務常任委員会
件名	「自治体クラウドの推進を求める意見書」の提出を求める請願				
請願者 住所氏名	河北郡津幡町字能瀬ハ105-3 公明党津幡支部津幡地区員 池田邦三	紹介議員	道下政博		
<p>情報システムの集約と共同利用を推進し、さらにデータセンターの活用などにより、自治体クラウドは全国各地で進展しつつあります。</p> <p>自治体クラウドを推進するメリットとしては、各地方自治体におけるシステム運用経費の削減を図ることができるとともに、データのバックアップが確保されることで災害に強い基盤の構築ができること、また、将来的な行政の広域化に向けた先行した事務統合ができることや小さな自治体でも大きな自治体と遜色のない行政サービスを行うことが可能になるなどが上げられ、今後の展開に大きな期待が寄せられています。</p> <p>一方で、近年は地方自治体における専門の人材の育成・確保が困難になり、システム事業者への依存度が高くなっていることや、情報システムのメンテナンスに係る経費負担の高止まりが課題として挙げられています。さらに、近年は地方自治体の情報システムを更改する際のデータ移行に関する多額な費用も問題となっています。</p> <p>よって、政府においては、今後、全国の各地方自治体が自治体クラウドにシステムを移行しようとする際に、円滑な移行ができるよう、下記の事項について対策を講じるよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>一、自治体クラウドへ移行する際、異なる事業者の製品間の移動を行う場合、それぞれのデータ形式が異なるため、データ項目ごとに変換方法を定める必要が生じるなど、情報システムの相互運用の障害となっていることから、データの標準的な表現形式の構築に向けた取り組みを行うこと。</p> <p>一、各自治体が独自に管理している「外字」は、のべ200万文字にも上るともいわれており、データの移行には多くの時間と労力が割かれていることから、外字の実態調査を行うとともに、標準的な文字コードの導入を推進すること。</p> <p>一、自治体クラウドへの移行を推進する自治体に対しては地財措置を含めた財政支援を行うこと。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定により請願します。</p>					

受理番号	請願第11号	受理年月日	平成23年5月23日	付託委員会	文教福祉常任委員会
件名	公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書の提出を求める請願				
請願者 住所氏名	河北郡津幡町字渦端411-7 公明党津幡支部津幡南地区員 堀田 功	紹介議員	道下 政博		
<p>これまで公立学校施設は大規模地震や豪雨等の非常災害時には地域住民の防災拠点として中心的な役割を担ってきました。</p> <p>この度の東日本大震災においても、多くの被災住民の避難場所として利用されるとともに、必要な情報を収集また発信する拠点になるなど様々な役割を果たし、その重要性が改めて認識されています。しかし一方で、多くの公立学校施設において、備蓄倉庫や自家発電設備、緊急通信手段などの防災機能が十分に整備されていなかったため、避難所の運営に支障をきたし、被災者が不便な避難生活を余儀なくされるなどの問題も浮き彫りになりました。こうした実態を踏まえ、現在、避難所として有すべき公立学校施設の防災機能の在り方について、様々な見直しが求められています。</p> <p>政府は、公立学校施設の学校耐震化や老朽化対策等については、地方自治体の要望に応え、毎年予算措置等を講ずるなど、積極的な推進を図っていますが、本来これらの施策と並行して全国的に取り組まなければならない防災機能の整備向上については、十分な対策が講じられていないのが実情です。</p> <p>よって、政府におかれては、大規模地震等の災害が発生した際、公立学校施設において、地域住民の「安全で安心な避難生活」を提供するために、耐震化等による安全性能の向上とともに、防災機能のいっそうの強化が不可欠であるとの認識に立ち、以下の項目について、速やかに実施するよう強く要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>一、公立学校施設を対象として、今回の東日本大震災で明らかになった防災機能に関する諸課題について、阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震など過去の大規模災害時における事例も参考にしつつ、十分な検証を行うこと</p> <p>一、公立学校施設を対象として、避難場所として備えるべき、必要な防災機能の基準を作成するとともに、地方公共団体に対し、その周知徹底に努め、防災機能の整備向上を促すこと</p> <p>一、公立学校施設を対象として、防災機能の整備状況を適宜把握し、公表すること</p> <p>一、公立学校施設の防災機能を向上させる先進的な取り組み事例を収集し、様々な機会を活用して地方公共団体に情報提供すること</p> <p>一、公立学校施設の防災機能向上に活用できる国の財政支援制度に関して、地方公共団体が利用しやすいよう、制度を集約し、窓口を一元化すること</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定により請願します。</p>					

受理番号	請願第13号	受理年月日	平成23年5月23日	付託委員会	産業建設常任委員会
件名	原子力発電所の安全対策の抜本強化を求めるとともに、原発ゼロをめざす計画作成を求める意見書の提出を求める請願				
請願者 住所氏名	津幡町字加賀爪ハ 61-29 渡辺 伸	紹介議員	塩谷道子		
<p>福島第一原子力発電所の事故は、原発の危険性を国民の前に事実を持って明らかにしました。</p> <p>現在の原発の技術は本質的に未完成で、極めて危険なものです。原発は莫大な放射性物質（死の灰）を抱えています、それをどんな事態が起きても閉じ込めておく完全な技術は存在しません。そして、ひとたび大量の放射性物質が放出されれば、被害は深刻かつ広範囲にわたり、将来にわたっても影響を及ぼします。</p> <p>そうした原発を、世界有数の地震・津波国である我が国に、集中的に建設することは危険極まりないことです。日本に立地している原発で、大地震・津波に見舞われる可能性がないと断言できるものは一つもありません。</p> <p>以上の点を踏まえ、原発の抜本的な安全対策と、原発に依存したエネルギー政策の転換について、以下の通り実施を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原発依存の電力供給、エネルギー政策を転換し、原発ゼロをめざす計画を作ること。</li> <li>2. 運転停止中の原発の運転再開を中止すること。</li> <li>3. 原発周辺の断層の評価を再検討すること。</li> <li>4. 原発耐震安全性の抜本的な見直しを行うこと。</li> <li>5. 津波対策を抜本的に見直すこと。</li> <li>6. 老朽原発を計画的に廃止し、プルサーマル計画は中止すること。</li> </ol> <p>以上の請願を地方自治法第124条により提出します。</p>					